

令和元年度
茨城県包括外部監査報告書

「港湾事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について」

令和2年2月27日

茨城県包括外部監査人

蛭田 清人

目次

第1章 外部監査の概要.....	1
I 外部監査の種類.....	1
II 選定した特定の事件.....	1
III 特定の事件を選定した理由.....	1
IV 包括外部監査の方法.....	2
1. 監査の対象とした機関及び対象事業等.....	2
2. 監査の視点.....	2
3. 実施した主な監査手続.....	3
4. 監査の対象期間.....	3
V 包括外部監査の実施時期.....	3
VI 包括外部監査の実施者.....	3
VII 利害関係.....	3
第2章 包括外部監査の対象事業等.....	4
I 包括外部監査の対象機関と対象事業の概要.....	4
1. 総務部 管財課.....	4
2. 農林水産部 水産振興課.....	4
3. 土木部 港湾課.....	6
4. 出資団体.....	21
II 監査報告の対象機関.....	24
第3章 包括外部監査の指摘又は意見.....	25
I 本庁.....	25
1. 農林水産部 水産振興課.....	25
2. 土木部 港湾課.....	38
II 出先機関.....	54
1. 茨城港湾事務所.....	54
2. 茨城港湾事務所日立港区事業所.....	71
3. 茨城港湾事務所大洗港区事業所.....	85
4. 鹿島港湾事務所.....	95
5. 潮来土木事務所.....	115
III 出資団体.....	117
1. 株式会社茨城ポートオーソリティ.....	117
2. 鹿島埠頭株式会社.....	123
第4章 監査の指摘又は意見項目別一覧.....	132
I 本庁.....	132

Ⅱ 出先機関	132
Ⅲ 出資団体	133

第1章 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

港湾事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

III 特定の事件を選定した理由

茨城県には、重要港湾2港（茨城港、鹿島港）と地方港湾5港（川尻港、河原子港、土浦港、潮来港、軽野港）の7港がある。県では、首都圏の流通体系の合理的な再編と地域経済の発展を目指し、港湾整備を進めている。また、県が管理している漁港が10港あり、水産物の生産・流通拠点として機能強化を図るため、漁港整備を進めている。これらの県内港湾・漁港は、東日本大震災により甚大な被害を受けたが、港湾は平成26年度に、漁港は令和元年度に復旧が完了している。

本県の重要港湾である茨城港、鹿島港は、4本の高規格幹線道路とのネットワークにより、北関東から首都圏を含む地域の新しい国際物流拠点として重要な役割を果たすことが期待され、京浜港（東京港、川崎港、横浜港）と適切な機能分担を図るとともに、利用促進を図るための港湾振興策の充実も併せて求められている。

茨城県は、このような状況の中、港湾管理者として、港湾計画に基づく港湾建設のほか、港湾の維持改良、津波・高潮対策など港湾の整備、港湾管理、港湾振興などを行っている。港湾の整備・運営には多額の費用を要することから、事業の妥当性を定期的に検討するとともに、予算の執行には効率性、経済性が強く求められる。また、近年、施設の長寿命化や維持管理コストの平準化を図るため、資産管理の重要性も増している。

港湾は、道路や橋梁などと比べ、県民が直接的に利用する機会が少ないものの、日常生活に関係する衣食住の大部分が船舶を利用して輸送されるなど、県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である。

よって、県の港湾事業の現状や課題を聴取した上で、その財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査することは有意義と考え、特定の事件（テーマ）を選定した。

IV 包括外部監査の方法

1. 監査の対象とした機関及び対象事業等

(1) 本庁

対象機関	対象事業等
総務部 管財課	港湾事業，漁港整備事業に関する公有財産の取得，管理及び処分に関する事務の総括に関することに限る。
農林水産部 水産振興課	漁港整備事業
土木部 港湾課	港湾事業・漁港整備事業

(2) 出先機関

対象機関	対象事業
茨城港湾事務所	港湾事業・漁港整備事業
茨城港湾事務所日立港区事業所	港湾事業・漁港整備事業
茨城港湾事務所大洗港区事業所	港湾事業
鹿島港湾事務所	港湾事業・漁港整備事業
土浦土木事務所	土浦港に関する部分に限る。
潮来土木事務所	潮来港，軽野港に関する部分に限る。

(3) 出資団体

対象機関
株式会社茨城ポートオーソリティ
鹿島埠頭株式会社

2. 監査の視点

監査対象事業の財務事務の執行について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 地方自治法第2条第14項の趣旨に則り，住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 地方自治法第2条第15項の趣旨に則り，組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意して，経済性，効率性，有効性の観点重視して監査を実施した。

また，出資団体については，経営に係る事業の管理についても監査を実施した。

3. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

4. 監査の対象期間

原則として平成 30 年度とし、必要に応じ平成 29 年度以前も対象とした。

V 包括外部監査の実施時期

令和元年 7 月 11 日から令和 2 年 1 月 31 日まで

VI 包括外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	蛭田 清人
包括外部監査人補助者	公認会計士	田中 俊彦
〃	公認会計士	小沼 俊哉
〃	公認会計士	小林 元
〃	公認会計士	広部 岳彦
〃	公認会計士	小野瀬 貴久

VII 利害関係

選定した特定の事件については、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の対象事業等

I 包括外部監査の対象機関と対象事業の概要

1. 総務部 管財課

(1) 管財課分掌事務

- ① 県有公舎に関すること。
- ② 県庁舎及び構内の維持管理及び取締りに関すること。
- ③ 県庁舎及び構内の清掃に関すること。
- ④ 本庁の当直に関すること。
- ⑤ 県庁舎の電話，電力，空調，給排水，消防その他の設備に関すること。
- ⑥ 本庁の集中管理に係る乗用自動車（共用自動車）に関すること。
- ⑦ 庁中室の配置に関すること。
- ⑧ 集中管理に係る自家用電気工作物の保全に関すること。
- ⑨ 出先機関合同庁舎に関すること。

(公有財産維持活用推進室)

- ① 公有財産の取得，管理及び処分に関する事務の総括に関すること。
- ② 公有財産の維持及び総合的な利活用の推進に関すること。
- ③ 県有財産所在市町村交付金に関すること。

港湾事業，漁港整備事業に関する公有財産の取得，管理及び処分に関する事務の総括に関することを監査対象とした。

2. 農林水産部 水産振興課

(1) 水産振興課分掌事務

- ① 栽培漁業の振興に関すること。
- ② 水産資源の管理に関すること。
- ③ 水産動植物の増養殖に関すること。
- ④ 漁場整備に関すること。
- ⑤ 水産物の流通加工施設に関すること。
- ⑥ 漁港に関すること（工事にすることを除く）。
- ⑦ 漁港区域内の海岸に関すること（工事にすることを除く）。
- ⑧ 漁港区域内の公有水面の埋立てに関すること。

(2) 水産振興課組織

課長——課長補佐（総括）——流通加工・内水面担当
栽培・施設担当
漁港担当

(3) 平成 30 年度漁港整備事業

① 消費者ニーズに応える高品質な水産物の供給

水産物の生産・流通拠点となる漁港等の機能強化を図るため、長期計画に基づく漁港整備を進めるとともに、波崎漁港外港全体の供用を図るため、外港拡張部背後地の整備を行う。

また、老朽化した漁港施設や海岸保全施設等の長寿命化対策を図るため、機能保全計画を策定するとともに、必要な保全工事や侵食対策を実施するほか、漁港背後地等を防護するため、地元調整を図りながら、津波・高潮対策のための防潮堤等を整備する。

② 主要事業の概要

当初予算

(漁港)

(単位：千円)

事業名	予算額	事業概要
漁港維持管理強化対策事業費	13,000	漁港の安全管理体制の強化を図るため、漁港施設の緊急補修、危険防止看板設置、標識灯の維持管理、放置車両の撤去等の維持補修業務を委託する。
プレジャーボート係留管理事業費	6,320	漁港利用の秩序を図るため、指定施設への係留許可や施設の維持管理を行う。
広域漁港整備事業費	477,020	水産業の総合的な基地づくりと、豊かで住みよい地域づくりに資するため、漁港を計画的に整備する。 ・那珂湊漁港（河川港の護岸化等） ・波崎漁港（西防波堤、浚渫、浄化施設等）
水産基盤ストックマネジメント事業費	126,800	老朽化が進行する漁港施設等の長寿命化や維持管理コストの平準化を図るため、機能保全計画に基づき、港内の浚渫や漁港施設の構造診断、施設情報の電子化等を行う。
津波防災対策緊急整備事業費	927,800	津波・高潮から漁港背後地等を防護するため、防潮堤の設置や護岸改良等を行

		う。 ・H30 工事箇所：大津，会瀬，水木，磯崎，那珂湊，波崎漁港海岸
漁港区域海岸侵食老朽化対策緊急事業費	230,540	大津漁港海岸の侵食対策や海岸保全施設の長寿命化計画の策定を行う。 ・侵食対策（大津漁港海岸） ・長寿命化計画（平潟，久慈，波崎漁港海岸）
波崎漁港外港拡張部開港対策事業費	130,000	北部太平洋地域最大のまき網漁業基地である波崎漁港の外港拡張部において，全体利用計画に基づき背後地の整備を行う。

3. 土木部 港湾課

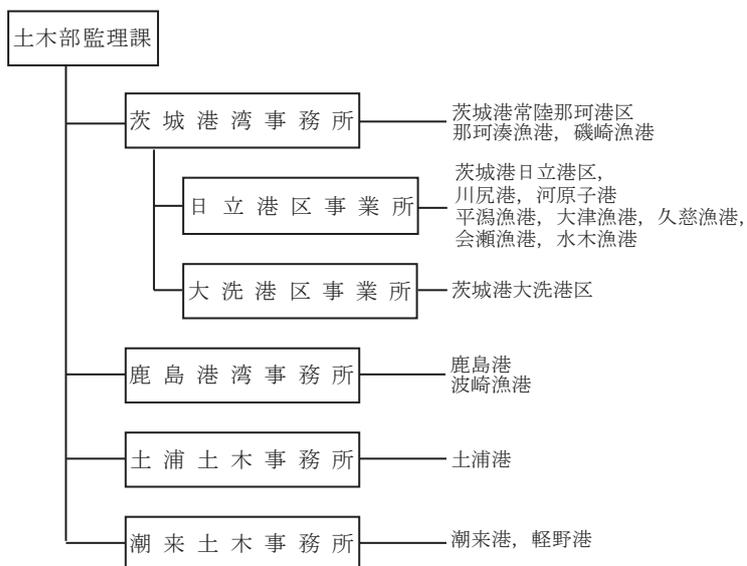
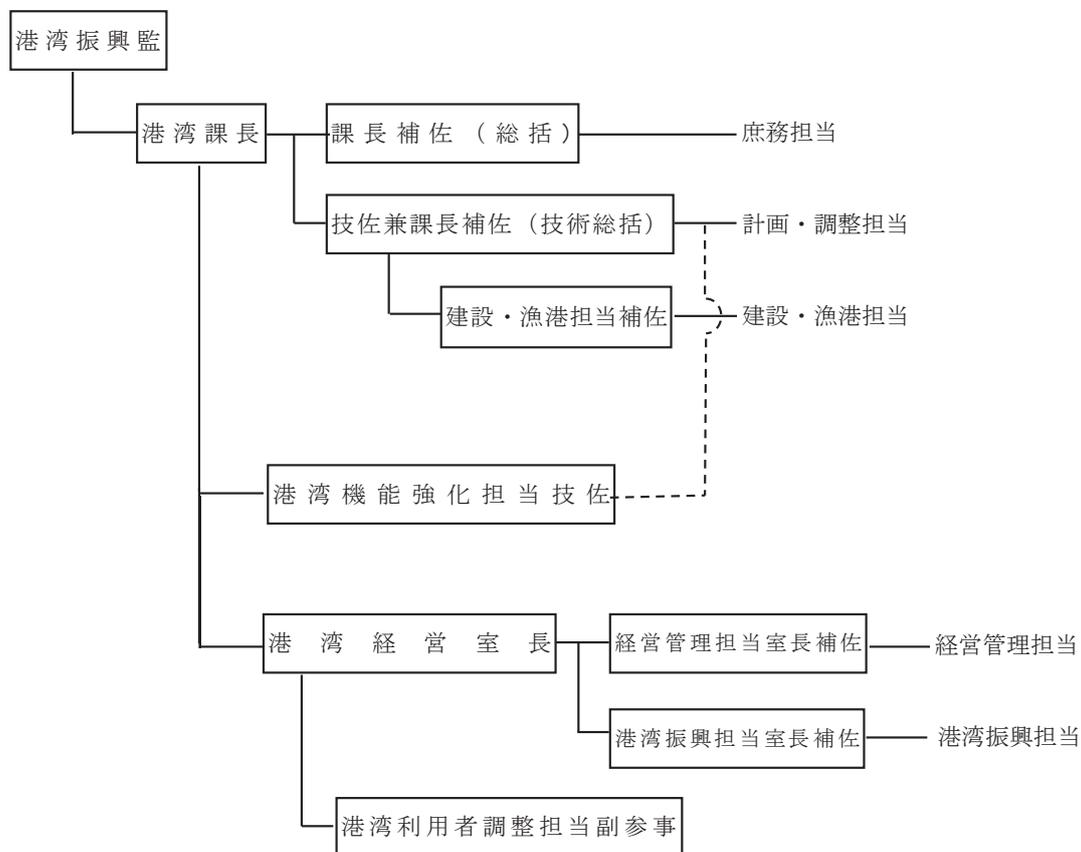
（1）港湾課分掌事務

- ① 港湾に関すること。
- ② 漁港の工事に関すること。
- ③ 港湾区域及び漁港区域内の海岸に関すること。
（漁港区域内の海岸にあっては工事に関することに限る。）
- ④ 港湾区域内の公有水面の埋立てに関すること。

（港湾経営室）

- ① 港湾の経営管理に関すること。
- ② 港湾の振興に関すること。
（産業立地推進東京本部長等の所管に係るものを除く。）

(2) 港湾課組織



(3) 平成 30 年度港湾事業

① 施策の方向

太平洋に面した約 190km に及ぶ海岸線や霞ヶ浦等の内水面は、首都圏の 100km 圏内に位置する優位な地理的条件にあり、物資流通の拠点として、また、海洋性レクリエーションの場として広く利用され、一層の発展が期待されている。

これらの海岸線や内水面には、重要港湾 2 港（茨城港、鹿島港）、地方港湾 5 港（川尻港、河原子港、土浦港、潮来港、軽野港）の 7 港がある。

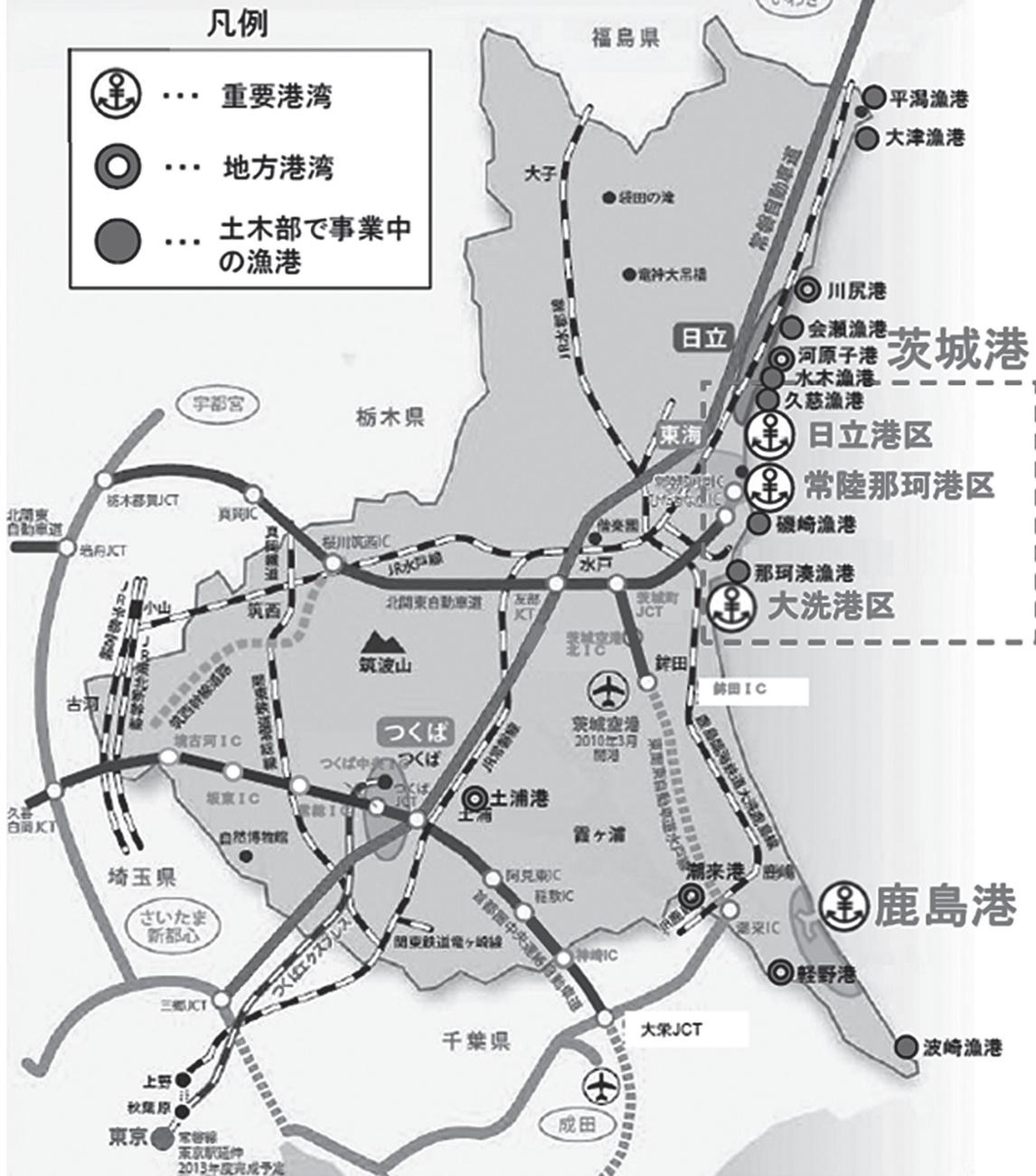
本県の港湾は、首都圏の物流体系の合理的再編と地域経済の発展を目指し、我が国の産業や物流構造の変化と新たなニーズに対応した、安全で利用しやすい港づくりを進めるとともに、ウォーターフロントへの関心の高まりに対応した快適で魅力ある港湾空間の創出を進めている。

一方、東日本大震災により、県内各港湾ともに甚大な被害を受けたが、被災した岸壁及び埠頭用地等の施設については平成 26 年度に復旧が完了し、取扱貨物量も順調に回復している。今後の着実な復興に向け、貨物需要の拡大に対応し、港湾の安全性を確保するため、以下のとおり港湾整備を進める。

- 1) 茨城港日立港区は、港湾等の安全性の向上を図るため、沖防波堤の整備を進めるとともに、第 3 ふ頭地区の整備を行う。
- 2) 茨城港常陸那珂港区は、港湾等の安全性の向上と物流機能の向上を図るため、東防波堤及び中央ふ頭地区の整備を進めるとともに、津波・高潮対策として防潮堤等の整備を行う。
- 3) 茨城港大洗港区は、港湾等の安全性の向上を図るため、津波・高潮対策として防潮堤等の整備を行う。
- 4) 鹿島港は、港湾の安全性の向上を図るため、南防波堤及び中央防波堤の整備を進めるとともに、物流機能の向上を図るための外港地区の整備や、津波・高潮対策として防潮堤等の整備を行う。

また、港湾機能の充実と港湾に連結する道路網の整備によって、新しい物流網の形成が期待されており、これらの物流の変化を的確に捉えるとともに、地域の振興を図るため、港湾振興施策の積極的な展開を図る。

茨城県 港湾・漁港位置図



- 茨城県には、重要港湾2港（茨城港，鹿島港）と，地方港湾5港（川尻港，河原子港，土浦港，潮来港，軽野港）の7港がある。
- 他に，農林水産部所管で土木部が工事を実施している漁港が，茨城港湾事務所管内に7港（那珂湊漁港，磯崎漁港，平潟漁港，大津漁港，久慈漁港，会瀬漁港，水木漁港），鹿島港湾事務所管内に1港（波崎漁港）の計8港ある。

② 港湾の現況

1) 茨城港

本港は、平成 20 年 12 月 25 日に日立港、常陸那珂港及び大洗港の 3 港を統合し、誕生した港である。

ア 日立港区

本港区は、北関東の物流拠点港湾として昭和 32 年に建設に着手した。その後、第 1、第 2、第 4、第 5 の各ふ頭が順次供用を開始し、現在は、日立航路（毎日運航）の内貿定期 RORO 航路や西欧との外貿定期 RORO 航路が就航している。

本港区では、主に完成自動車、石油製品、畜産品などを取り扱っており、特に、第 4 ふ頭は物資の荷捌き用地や企業の専用岸壁を備えた工業用地で構成され、平成 3 年から外国自動車の東日本における輸入基地として、自動車運搬船が就航し、また、平成 9 年 6 月からは首都圏向け北海道の生乳が毎日陸揚げされている。

平成 10 年 4 月からは、大型船の利用に対応した第 5 ふ頭の岸壁が供用開始し、平成 28 年 3 月には、ガス事業者の LNG 基地の営業運転が開始された。さらに、平成 30 年 4 月からは LNG 基地の拡張工事が進められるなど、新たなエネルギー供給拠点としての期待が高まっている。

また、LNG 基地の拡張に合わせて整備を進めてきた第 3 ふ頭地区水深 12m 岸壁が平成 30 年 3 月に完成し、供用開始した。

平成 30 年の港湾取扱貨物量は 626 万トンである。

イ 常陸那珂港区

本港区は、昭和 48 年 3 月に米軍から返還された「水戸対地射爆撃場」の跡地に計画整備された。昭和 58 年に重要港湾の指定を受け、北関東自動車道など道路整備網とあいまって、首都圏全体の物流の合理的再編と北関東地域の均衡ある発展に寄与するとともに、首都圏のエネルギー需要の増加に対応する電力供給基地とすることを目的とした港湾計画が策定された。北ふ頭地区は、平成元年に海上工事に着手され、平成 10 年 12 月に内貿地区、平成 12 年 4 月には外貿地区の供用を開始した。電力基地については、北ふ頭地区に建設が進められ、平成 15 年 12 月に石炭火力発電所が本格稼働し、平成 25 年 12 月には 2 号機の運転が開始された。

中央ふ頭地区については、平成 18 年 3 月に県内初となる耐震強化岸壁（水深 7.5m）を供用開始し、また平成 28 年 4 月には耐震強化岸壁（水深 12m）の供用を開始した。

外貿定期航路については、北米や韓国・中国とのコンテナ航路、欧州や北米等との RORO 航路が、内貿定期航路については、苫小牧や清水・大分を結ぶ RORO 航路や国際フィーダーコンテナ航路が就航している。

また、大手建設機械メーカーが相次いで臨港地区に進出し、建設機械の生産・輸出拠点となっている。さらに、平成 28 年 11 月からは、新たに北米向け完成自動車の輸出が開始され

た。

平成 30 年の港湾取扱貨物量は 1,381 万トンである。

ウ 大洗港区

本港区は、昭和 36 年に漁業の基地として建設に着手し、昭和 54 年に水産ふ頭地区の施設が既成した。昭和 54 年に重要港湾の指定を受けるとともに、商港としての整備を進め、昭和 60 年 3 月につくば科学万博の開幕に合わせて北海道と首都圏の新たな物流ルートとなるカーフェリーが就航し、平成 5 年 12 月からは室蘭と苫小牧へそれぞれ週 6 便、合わせて週 12 便に増便された。

平成 6 年 10 月には、新旅客ターミナルビルや人道橋が完成し、機能性、快適性、利便性に優れた港として賑わっている。その後、航路及び便数に変更があり、平成 14 年 6 月からは、大洗～苫小牧の週 12 便となった。

本県からは、製造食品や雑貨等が移出され、北海道からは農水産品や製材等が移入されており、平成 30 年の港湾取扱貨物量は 1,390 万トンである。

2) 鹿島港

本港は、鹿島臨海工業地帯を支える海上輸送基地として昭和 38 年に重要港湾の指定を受けて以来整備を進め、鉄鉱石や原油等の原料、とうもろこし等の穀物の輸入、製品原料や飼料等の輸送を支えている。特に、飼料については、国内最大の飼料コンビナートを形成し、関東地域の畜産業を支えている。

南公共埠頭地区については、平成 4 年 8 月から全面供用し、北公共埠頭地区については、水深 10m 岸壁 3 バース及びコンテナターミナルが平成 17 年度までに供用を開始した。外港地区については、平成 25 年 4 月から、水深 14m 岸壁（暫定水深 13m）1 バースを供用開始している。

外貿定期航路については韓国とのコンテナ航路が、内貿定期航路については国際フィーダーコンテナ航路が就航している。

平成 30 年の港湾取扱貨物量は 5,973 万トンである。

3) 川尻港

水産基地として昭和 38 年度に局部改良事業により防波堤の整備に着手した。

昭和 41 年度から改修事業による整備を行い、昭和 55 年までに防波堤及び係留施設が完成している。

4) 河原子港

周辺地域の漁船等の基地として昭和 54 年度から港湾整備に着手し、平成 8 年までに既成した。

5) 土浦港

本港は、JR 土浦駅に隣接し、砂・砂利の取扱いや水郷地方・霞ヶ浦観光の交通基地として、またプレジャーボートの活動や親水空間を提供する市民の憩いの場として重要な役割を担っている。

6) 潮来港

本港周辺は、古来から景勝の地として知られ、観光地としての名声が高く、水郷観光における観光船等の基地として利用されている。

7) 軽野港

本港は、日川、萩原の両船溜により港湾を形成しており、両船溜とも対岸の千葉県との水運の船寄場であったが、現在は地元漁船の内水面漁港及びプレジャーボートの船溜として利用されている。

各港湾の施設現況

港 格	港湾名	水際線 延長	港湾区域 面積	臨港地区 面積	防波堤等 外郭施設 延長	水域施設 面積	公共係留 施設延長	専用係留 施設延長	公共埠 頭面積	平成30年	
										取扱貨物量	乗降客数
茨 城 重 要 港 湾	日立港区	m 7,446	ha 674.1	ha 125.5	m 6,686	ha 191.9	m 3,118	m 195	ha 26.7	トン 6,264,636	人 —
	常陸那珂 港区	11,791	2,218.6	397.1	11,753	557.8	3,585	746	60.0	13,805,960	—
	大洗港区	7,607	605.1	61.4	9,230	87.5	4,093	—	17.8	13,901,715	145,705
	鹿島港	38,079	5,212.2	2,613.7	27,051	703.3	6,323	13,374	47.4	59,731,067	—
地 方 港 湾	川尻港	2,340	68.2	1.7	3,442	1.2	448	—	0.4	231	—
	河原子港	1,788	56.5	—	3,595	0.8	249	—	0.5	10	—
	土浦港	7,930	109.3	—	695	7.7	1,945	—	1.7	0	—
	潮来港	2,294	20.8	—	274	—	155	—	0.0	—	—
	軽野港	3,675	65.0	—	29	0.3	280	—	0.0	—	—

合計	82,950	9,029.8	3,199.4	62,755	1,550.5	20,196	14,315	154.5	93,703,619	145,705
----	--------	---------	---------	--------	---------	--------	--------	-------	------------	---------

注1) 延長及び面積は、平成31年3月31日現在である。

注2) 潮来港及び軽野港の取扱貨物量については、港湾統計の対象外であるため、データなし。

③ 港湾整備計画

1) 港湾計画の概要

ア 茨城港

(ア) 計画目標年次 平成30年代前半

(イ) 取扱貨物量 4,840万トン/年(うち外貿コンテナ190万トン,フェリー貨物1,330万トン)

(ウ) 施設計画

a 外かく施設

(日立港区)	計画	(完成)	(常陸那珂港区)	
沖防波堤	900m	(820m)	東防波堤	6,000m (5,650m)
東防波堤	2,010m	(2,010m)	南防波堤	250m
南防波堤	465m	(465m)	北防波堤	500m (500m)
			中央防波堤	330m (240m)

(大洗港区)

沖防波堤	1,300m	(1,300m)
南防波堤	830m	(830m)
西防砂堤	839m	(839m)

b 係留施設

(日立港区)	18 バース (18)	(うち公共バース 14 (14))
(常陸那珂港区)	29 バース (23)	(うち公共バース 27 (21))
(大洗港区)	14 バース (14)	(うち公共バース 14 (14))

イ 鹿島港

(ア) 計画目標年次 平成30年代前半

(イ) 取扱貨物量 7,860万トン/年(うち公共620万トン)

(ウ) 施設計画

a 外かく施設

南防波堤	4,800m	(4,410m)
中央防波堤	900m	(757m)

b 係留施設 115 バース (98) (うち公共 25 バース (15))

2) 社会資本整備重点計画

ア 国は、社会資本を重点的、効果的かつ効率的に整備推進するため、社会資本整備重点計画に基づき各分野の長期計画を一本化し、平成 27 年度から平成 32 年度までの第 4 次社会資本整備重点計画を策定した。

主に本計画では、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとしており、4つの重点目標と 13 の政策パッケージを設定することで計画期間に実施する重点施策とその進捗を示す指標を明示している。

イ 重点計画における本県港湾の整備計画は、以下のとおりである。

(ア) 茨城港（常陸那珂港区）

a 茨城港常陸那珂港区外港地区国際海上コンテナターミナル等整備事業

港湾の安全性の向上を図るため、東防波堤、中央防波堤等の整備を行う。

b 茨城港常陸那珂港区国際物流ターミナル整備事業

当港区は、建設機械及び完成自動車の取扱量の増加が見込まれていることから、新たに岸壁（水深 12m）、背後のふ頭用地等の整備を図る。

(イ) 鹿島港

a 鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業

港湾の安全性の向上を図るため、南・中央防波堤の整備を行うとともに、ばら積み貨物船の大型化や既存岸壁の混雑緩和に対応するため、岸壁（水深 14m）、航路・泊地（水深 14m）の整備を図る。

④ 港湾の管理

本県の各港湾は、昭和 30 年代及び 40 年代における経済の高度成長と鹿島における臨海工業の発展によって、その港勢は著しい発展を遂げてきた。港湾管理者である県は、これに対処するため、各港湾の整備及び管理運営について、国、地元の海事関係官公庁及び諸機関等の協力を得ながら強力で推進している。

県内港湾のうち重要港湾である茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）及び鹿島港の利用状況は次のとおりである。

1) 茨城港

ア 日立港区

(ア) 入港船舶年次別表

年別	合 計		外 航 船		内 航 船		そ の 他	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
21	2,376	8,312,364	131	1,927,473	1,517	6,358,722	728	26,169
22	2,536	9,423,368	199	2,934,781	1,507	6,470,688	830	17,899
23	1,972	7,152,819	123	2,587,058	1,095	4,501,139	754	64,622
24	2,159	9,316,088	183	4,096,304	1,104	5,184,728	872	35,056
25	2,086	9,049,754	179	3,844,963	1,081	5,163,869	826	40,922
26	2,077	8,624,137	184	3,574,948	983	4,977,677	910	71,512
27	2,055	9,635,257	194	4,341,340	947	5,232,603	914	61,314
28	2,049	10,847,567	200	5,677,675	979	5,101,740	870	68,152
29	2,067	10,068,814	206	4,743,701	1,015	5,247,985	846	77,128
30	2,213	11,161,880	222	5,738,349	1,018	5,316,846	973	106,685

(イ) 出入貨物年次別表

(単位：千トン)

年別	合 計	輸 出	輸 入	計	移 出	移 入	計
21	5,186	57	271	328	2,433	2,425	4,858
22	5,961	392	565	958	2,487	2,516	5,003
23	4,211	327	320	647	1,898	1,666	3,564
24	4,707	461	553	1,014	2,103	1,590	3,693
25	4,890	504	625	1,129	2,144	1,617	3,761
26	4,751	348	642	990	2,216	1,545	3,761
27	5,022	470	753	1,223	2,269	1,530	3,799
28	6,527	579	2,240	2,819	2,232	1,476	3,708
29	6,613	440	2,337	2,777	2,306	1,529	3,835
30	6,265	317	2,065	2,382	2,368	1,514	3,882

(ウ) 主要な貨物

- a 外貿貨物 輸出：完成自動車，金属くず
 輸入：LNG（液化天然ガス），完成自動車
- b 内貿貨物 移出：完成自動車，再利用資材
 移入：その他畜産品，非鉄金属

イ 常陸那珂港区

(ア) 入港船舶年次別表

年別	合 計		外 航 船		内 航 船		そ の 他	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
21	979	9,397,144	286	5,452,469	693	3,944,675	0	0
22	1,316	13,256,661	407	7,917,128	909	5,339,533	0	0
23	1,287	10,597,287	232	5,077,915	1,055	5,519,372	0	0
24	1,397	14,717,330	353	8,377,358	1,044	6,339,972	0	0
25	1,449	16,913,000	431	10,677,338	1,018	6,235,662	0	0
26	1,423	17,260,352	430	11,039,392	992	6,218,805	1	2,155
27	1,565	18,770,768	436	11,916,678	1,115	6,389,666	14	14,424
28	1,635	18,749,300	440	11,816,415	1,191	6,932,305	4	580
29	1,810	22,630,390	617	15,750,196	1,190	6,924,467	3	727

30	1,728	22,911,269	641	16,284,567	1,087	6,626,702	0	0
----	-------	------------	-----	------------	-------	-----------	---	---

(イ) 出入貨物年次別表

(単位：千トン)

年別	合計	輸出	輸入	計	移出	移入	計
21	4,937	350	2,339	2,689	986	1,262	2,248
22	6,405	698	2,356	3,054	1,373	1,978	3,351
23	6,093	587	2,066	2,653	1,413	2,027	3,440
24	7,123	890	2,484	3,374	1,574	2,175	3,749
25	9,294	785	4,564	5,350	1,619	2,326	3,945
26	9,996	845	5,042	5,887	1,740	2,369	4,109
27	10,817	827	5,678	6,505	1,977	2,335	4,313
28	11,729	910	5,963	6,873	2,068	2,789	4,856
29	13,634	2,838	5,882	8,721	2,023	2,890	4,913
30	13,806	2,911	6,144	9,055	1,965	2,786	4,751

(ウ) 主要な貨物

- a 外貿貨物 輸出：完成自動車，産業機械
輸入：石炭，木材チップ
- b 内貿貨物 移出：完成自動車，製造食品
移入：完成自動車，製造食品

ウ 大洗港区

(ア) 入港船舶年次別表

年別	合計		外航船		内航船		漁船		その他	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
21	1,105	7,663,530	24	79,403	602	7,542,971	426	20,999	53	20,157
22	893	7,699,265	23	98,084	602	7,539,243	186	20,976	82	40,962
23	644	5,711,124	10	26,005	454	5,633,774	112	24,339	68	27,006
24	638	7,268,674	19	98,088	566	7,135,294	12	17,806	41	17,486
25	1,033	7,698,282	15	94,745	605	7,570,787	398	20,844	15	11,906
26	1,096	7,834,838	13	93,671	614	7,693,407	423	20,730	46	27,030
27	1,059	6,971,856	16	115,941	538	6,804,658	422	20,324	83	30,933
28	1,011	7,260,967	13	48,152	573	7,179,643	382	20,694	43	12,478
29	784	7,322,025	0	0	598	7,282,958	102	5,508	84	33,559
30	685	7,195,653	0	0	583	7,118,218	0	0	102	77,435

(イ) 自動車航送貨物（フェリー貨物）

(単位：トン)

年別	バス		トラック		乗用車		その他		貨物		合計		旅客数
	台数	貨物量(トン)	台数	貨物量(トン)	台数	貨物量(トン)	台数	貨物量(トン)	台数	貨物量(トン)	台数	貨物量(トン)	
21	94	5,795	89,243	5,996,710	50,947	509,470	62,933	6,922,630	128	5,680	203,345	13,440,285	174,004
22	128	7,995	87,546	5,818,200	49,989	499,890	62,377	6,861,470	218	11,340	200,258	13,198,895	177,015
23	73	4,110	60,158	3,989,940	34,874	348,740	49,915	5,490,650	139	7,250	145,159	9,840,690	117,292
24	94	5,080	72,627	4,821,090	46,726	467,260	67,402	7,414,220	178	9,300	187,027	12,716,950	151,391
25	114	6,180	74,386	4,916,240	50,810	508,100	75,434	8,297,740	275	16,130	201,019	13,744,390	155,989
26	81	4,475	75,994	5,025,520	52,859	528,590	78,854	8,673,940	248	13,220	208,036	14,245,745	157,259

27	109	6,030	63,787	4,241,440	49,882	498,820	69,515	7,646,650	156	8,260	183,449	12,401,250	145,772
28	86	4,925	60,859	4,056,350	45,671	456,710	72,076	7,928,360	201	10,950	178,893	12,457,295	135,768
29	72	3,995	65,354	4,322,260	50,350	503,500	82,391	9,063,010	307	16,790	198,474	13,909,555	149,207
30	55	2,825	60,610	4,011,400	51,894	518,940	85,097	9,360,670	144	7,880	197,800	13,901,715	145,705

(ウ) 主要な貨物

内貨貨物 移出：フェリー貨物，産業機械

移入：フェリー貨物，産業機械

2) 鹿島港

ア 入港船舶年次別表

年別	合 計		外 航 船		内 航 船		そ の 他	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
21	13,249	45,284,445	1,896	33,378,273	11,350	11,902,677	3	3,495
22	13,724	45,460,049	2,000	33,637,427	11,723	11,819,590	1	3,032
23	11,495	40,195,147	1,484	29,022,987	10,010	11,171,654	1	506
24	13,191	55,760,445	1,906	43,123,584	11,285	12,636,861	0	0
25	13,311	63,900,312	1,964	50,681,541	11,346	13,209,214	1	9,557
26	12,482	55,444,996	1,798	43,500,228	10,684	11,944,768	0	0
27	12,021	57,971,249	1,801	45,221,676	10,220	12,749,573	0	0
28	11,625	62,088,356	2,004	49,811,644	9,621	12,276,712	0	0
29	11,751	55,529,572	1,837	43,431,313	9,914	12,098,259	0	0
30	12,249	65,072,846	1,966	52,089,439	10,283	12,983,407	0	0

イ 出入貨物年次別表

(単位：千トン)

年別	合 計	輸 出	輸 入	計	移 出	移 入	計
21	55,401	3,739	32,590	36,329	12,681	6,390	19,071
22	55,880	3,930	32,156	36,086	13,102	6,992	19,794
23	55,423	3,329	31,577	34,906	10,589	8,928	19,517
24	65,833	4,814	40,831	45,645	12,747	7,441	20,188
25	66,593	5,621	41,357	46,978	13,061	6,554	19,615
26	61,887	5,331	38,120	43,451	11,927	6,509	18,436
27	61,716	6,565	36,768	43,333	12,579	5,803	18,383
28	63,600	7,420	38,406	45,826	11,773	6,001	17,774
29	60,194	5,969	35,924	41,893	12,584	5,713	18,302
30	59,731	5,792	36,502	42,294	11,613	5,823	17,437

ウ 主要な貨物

公用			専門		
外貨貨物	輸出	鉄鋼，鋼材	外貨貨物	輸出	鋼材，化学薬品
	輸入	化学肥料，石炭		輸入	鉄鉱石，原油
内貨貨物	移出	動植物性製造飼肥料，鉄鋼	内貨貨物	移出	石油製品，鋼材
	移入	砂利・砂，鉄鉱石		移入	石灰石，化学薬品

⑤ 港湾の振興

本県の港湾〔茨城港（日立港区，常陸那珂港区，大洗港区），鹿島港〕は，4本の高規格幹線道路とのネットワークにより，北関東から首都圏を含む地域の新しい国際流通拠点として重要な役割を果たすことが期待されている。また，本県の港湾は，京浜港（東京港，川崎港，横浜港）と適切な機能分担を図るとともに，利用促進を図るための港湾振興等の充実も併せて求められている。

北関東に立地している大手荷主企業等は，本県港湾の利用に対し積極的な取組をしており，茨城県としても，外貿定期コンテナ航路を持つ船会社や外内貿利用貨物の誘致を図るため，豊富な人脈や知識を持つ物流会社OB等を港湾振興アドバイザーとして委嘱するなどし，国内外のポートセールスの実施，セミナー，説明会，港視察の開催，年間数百社にのぼる個別企業訪問による貨物情報の収集整理と，これに基づく船社との航路誘致協議の実施など，各種の港湾振興策を積極的に展開している。コンテナ輸送需要の多い中国・韓国との定期コンテナ航路等，現在本県の港では定期航路が内貿7航路，外貿16航路の合わせて23航路が開設されている。

また，クルーズ船誘致にも取り組んでおり，平成30年度には茨城港にクルーズ船が5回寄港するなど，クルーズポートとして一定の評価を受けてきている。

今後，更なる港湾振興策を展開することにより，本県の港が利用促進され，地域経済の活性化に寄与することを目指している。

⑥ 漁港

1) 漁港の概要

本県の漁港は，第3種漁港5港，第1種漁港19港で，昭和26年から平成13年までは漁港法に基づいた第1次から第9次整備計画により漁港の整備を進めてきた。平成14年度からは漁港漁場整備法に基づき漁港漁場整備計画により整備を進めている。

しかし，平成23年3月に発生した東日本大震災により，県内各地の漁港施設等は大きな被害を受け，波崎漁港については，平成24年度から10年間の新計画を策定したが，大津漁港，那珂湊漁港については計画期間を延長して，災害復旧事業を優先した。各漁港の整備計画は次のとおり。

2) 漁港漁場整備事業計画（漁港関係）

事業名	地区	計画期間	事業費
広域漁港整備事業（特定）	大津漁港	H14～R3	31億7,800万円
	那珂湊漁港	H14～R3	41億4,300万円
	波崎漁港	H24～R3	90億0,000万円
計			163億2,100万円

⑦ 平成 30 年度主要事業の概要

(当初予算)

(単位：千円)

事業名	事業費	事業の概要
港湾管理費	2,474,517	港湾計画調査費ほか
国補港湾建設費	2,576,700	・茨城港 日立港区 沖防波堤の整備 ・茨城港 常陸那珂港区 中央防波堤の整備 ・鹿島港 防砂堤の整備
国補港湾統合補助事業費	415,800	・茨城港（日立港区・常陸那珂港区），鹿島港での既存施設機能復旧
港湾整備費	346,250	・茨城港（日立港区・常陸那珂港区・大洗港区），鹿島港での維持浚渫等
津波・高潮対策事業費	1,407,614	・茨城港（常陸那珂港区・大洗港区），鹿島港での詳細設計，防潮堤整備等
港湾直轄事業負担金	3,243,780	・茨城港 常陸那珂港区 東防波堤，岸壁（水深 12m）の整備 ・鹿島港 中央防波堤，南防波堤の整備
災害港湾施設復旧費	60,888	
港湾事業特別会計	34,064,659	港湾総務費 188,877 港湾管理費 1,582,059 港湾振興費 38,668 港湾建設費 26,714,946 茨城港日立港区機能施設整備事業費 1,046,000 茨城港常陸那珂港区機能施設整備事業費 6,052,000 茨城港常陸那珂港区臨海部土地造成事業費 19,392,246 鹿島港機能施設整備事業費 224,700 公債費 5,538,109 予備費 2,000
港湾課計上分小計	44,590,208	
広域漁港整備事	334,000	・那珂湊漁港 小川護岸等

業費		・波崎漁港 西防波堤, 泊地浚渫等
漁港施設整備事業費	95,500	・漁港施設維持修繕等
水産基盤ストックマネジメント事業費	126,000	・那珂湊漁港 泊地浚渫等
漁港区域海岸侵食老朽化対策緊急事業費	160,000	・大津漁港 消波堤等
津波防災対策緊急整備事業費	820,000	・漁港, 漁港海岸の設計・工事
波崎漁港外港拡張部開港対策事業費	100,000	・波崎漁港 外港拡張部の設計・工事
他部局計上分小計	1,635,500	
合計	46,225,708	

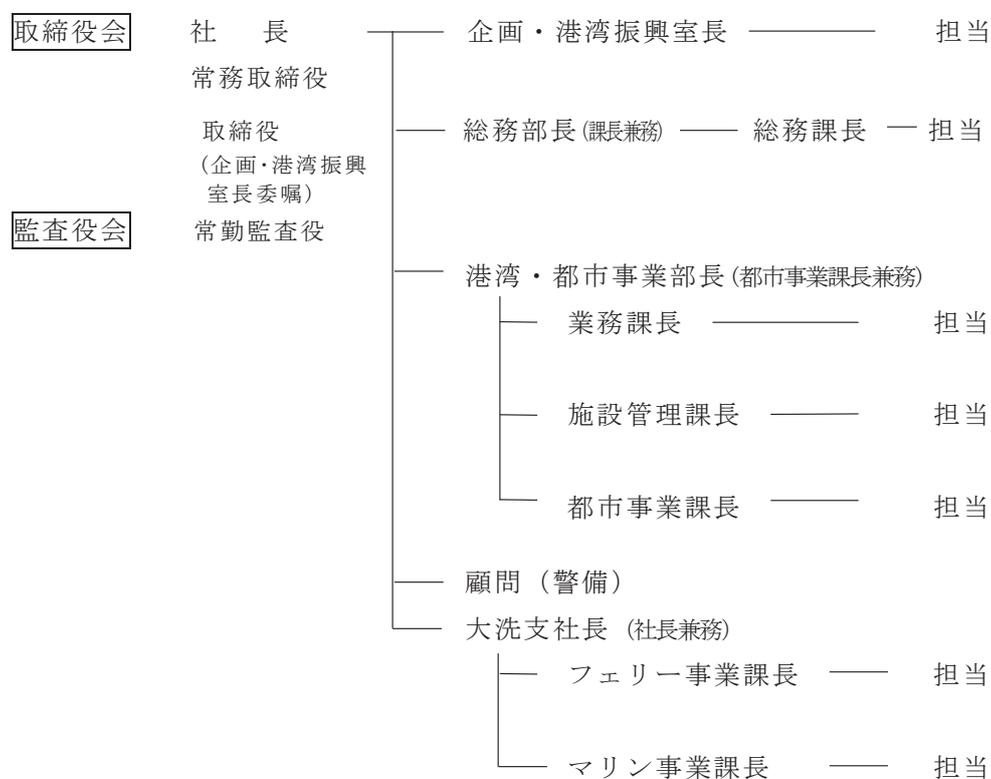
4. 出資団体

(1) 株式会社茨城ポートオーソリティ

① 法人概要

名 称	株式会社茨城ポートオーソリティ	設 立	平成 9 年 9 月 1 日
所在地	(本社) 東海村照沼 768-27 (支社) 大洗町港中央 2		
沿 革	<p>平成 9 年 9 月 常陸那珂埠頭(株)設立</p> <p>平成 15 年 3 月 常陸那珂埠頭(株)が承継会社となり、大洗埠頭開発(株)及び大洗マリン(株)と合併し、茨城港湾(株)に商号変更</p> <p>平成 19 年 4 月 茨城港湾(株)が承継会社となり、(株)ひたちなか都市開発と合併し、(株)茨城ポートオーソリティに商号変更</p>		
事業概要	<p>[目的]</p> <p>北関東の物流拠点として発展していくため、茨城港（常陸那珂港区，大洗港区，日立港区）の一元的な管理運営及び振興を図り，安全かつ迅速で優良な各種港湾サービスを提供するとともに，港湾後背地の賑わいある都市づくりを推進する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>(1) 港湾管理事業（茨城県受託事業，指定管理者事業等）</p> <p>(2) 港湾業務事業（船舶代理店事業）</p> <p>(3) 港湾施設賃貸等事業（荷役機械等貸付事業，FAZ・フェリーターミナルビル管理運営事業等）</p> <p>(4) 都市づくり推進事業（商業・業務施設用地等賃貸事業等）</p>		

② 組織体制（令和元年7月1日現在）



③ 役職員数（令和元年7月1日現在）

区分	役員(常勤)	顧問	社員	嘱託・パート	計
人数	4	1	26	26	57

※ 社員 26 人のうち、2 人は県派遣職員

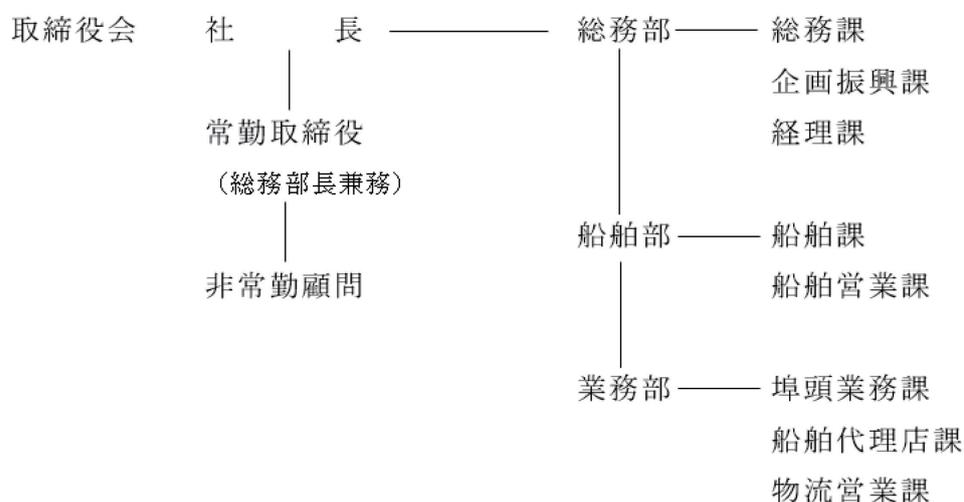
(2) 鹿島埠頭株式会社

① 法人概要

名称	鹿島埠頭株式会社	設立	昭和 43 年 7 月 1 日
所在地	(本 社) 神栖市東深芝 8 番地 (鹿島港南物流センター) 神栖市奥野谷出羽 4186-19 番地		

事業概要	<p>[目的]</p> <p>鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理・運営と曳船・通船等のサービス事業を一貫して行うため、茨城県・地元公共団体（旧鹿島町・旧神栖町・旧波崎町）及び民間の共同出資により設立。</p> <p>[事業内容]</p> <p>(1) 港湾サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曳船業 ・通船業 ・船舶代理店業 <p>(2) 物流サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業 <p>(3) 公共港湾施設管理事業（茨城県受託業務）</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険代理店業 ・団体事務局
------	---

② 組織体制（令和元年10月1日現在）



③ 役職員数（令和元年10月1日現在）

区分	役員 (常勤)	社員 (事務職)	社員 (船員)	臨時職員 嘱託等	計
人数	2	41	80	16	139

※ 役員2人のうち、1人は県派遣職員（社員兼務）

II 監査報告の対象機関

監査手続を実施した結果、指摘又は意見があり第3章で取り上げた機関は、以下のとおりである。

	監査対象機関	第3章で取り上げたもの
本庁	総務部 管財課	
	農林水産部 水産振興課	○
	土木部 港湾課	○
出先機関	茨城港湾事務所	○
	茨城港湾事務所日立港区事業所	○
	茨城港湾事務所大洗港区事業所	○
	鹿島港湾事務所	○
	土浦土木事務所	
	潮来土木事務所	○
出資団体	株式会社茨城ポートオーソリティ	○
	鹿島埠頭株式会社	○

第3章 包括外部監査の指摘又は意見

I 本庁

1. 農林水産部 水産振興課

(1) 主な事務事業の実績等

① 漁港整備事業の実績

1) 広域漁港整備事業

ア 現況

漁業生産、流通の基地としての機能に加え、安全で安心な水産物供給の場、都市漁村の交流や豊かな景観・文化を提供する場など、漁業地域の多面的機能が発揮されるよう、地域の特色を生かし、特定漁港漁場整備事業計画（長期計画）に基づき3漁港の整備を推進している。

イ 平成30年度の実績

平成30年度は、那珂湊漁港及び波崎漁港で下表のとおり事業を実施した。なお、国の内示減や災害復旧工事を優先したことから、大津漁港における整備は休止中である。

漁港名	事業主体	平成30年度の事業内容
大津	県	休止
那珂湊	〃	小川地区護岸化
波崎	〃	西防波堤延伸，水深6m泊地浚渫，浄化施設機能回復

これまで、港内静穏度の向上などを図ることにより、漁船の入出港や停泊時の安全性を確保するとともに、水揚げや出港準備など、漁業者の就労環境の向上を図ってきた。東日本大震災の影響や国内示減の影響により、事業に遅れが生じている状況であったが、平成30年度第2号補正予算から、重要インフラにかかる緊急対策予算（3か年）が追加措置されたことを受け、事業進捗を図った。

このような中、那珂湊漁港においては、小川護岸化工事が平成30年度予算で完了した。波崎漁港においては、西防波堤のケーソン製作・据付け、泊地浚渫及び浄化施設の機能回復工事を実施し、漁業活動の利便性向上に向けての整備が進捗した。

2) 水産基盤ストックマネジメント事業

ア 現況

平成22年度から平成29年度にかけて、県管理の主要7漁港全てで機能保全計画を策定し、優先度の高い施設から、随時保全工事を実施している。

また、平成29年度からは、拠点5漁港において、機能強化対策として激甚化する地震や津波、波浪に対し必要な構造を満たしているか、構造診断を実施しており、今後、必要に応じて強化工事を実施する。

イ 平成30年度の実績

平成29年度からの明許繰越分は、那珂湊漁港の機能保全対策工事として水深6 m航路の浚渫工事（平成30年度事業と合併）を実施した。

平成30年度事業としては、那珂湊漁港の機能保全対策工事として水深6 m航路の浚渫工事及び水深5 m岸壁の空洞化対策工事を実施した。波崎漁港の機能強化対策として着手した構造診断及び入札差金については、翌年度に繰り越した。

3) 波崎漁港外港拡張部開港対策事業

ア 現況

まき網漁船の大型化に伴う泊地・岸壁の不足や河川港を利用する沿岸小型船の集約化を進めるため、広域漁港整備事業において、外港拡張部に新たな水深6 m岸壁、水深3 m岸壁、泊地等の整備を進めてきた。

岸壁等の整備が進んだことから、用地造成や道路など背後用地の整備を実施することで、大規模水産加工場等の立地や河川港からの小型漁船の移転を促進することを目的に、平成28年度から事業を実施している。

イ 平成30年度の実績

平成29年度からの明許繰越分及び平成30年度事業として、用地造成工事及び道路整備工事を実施し、一部工事については、想定していなかった不良土砂の発生により工事の進捗が遅れたため、翌年度に繰り越した。

平成30年度事業としては、背後地のブロック移設等整理工事を実施した。また、浚渫土砂の盛り土工等の造成工事は、地元との調整に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越した。

4) 漁港管理費のうちプレジャーボート係留管理事業

ア 現況

プレジャーボート等の無断係留・放置により、漁港利用上のトラブルが漁業者と発生していた。

このような中、漁港法（現「漁港漁場整備法」）が改正され、プレジャーボート等漁船以外の船舶の放置を禁止できるようになったため、平成16年3月に茨城県漁港管理条例を改正し、漁港内へのプレジャーボート係留について許可制を導入し、漁業活動の妨げとなるプレジャーボート等の放置を解消し、漁船とプレジャーボート等の利用秩序の確立を図ることとした。

現在、県管理の10漁港のうち6漁港において放置禁止区域を指定し、うち4漁港についてはプレジャーボート係留可能な指定施設を設定しており、残る4漁港（那珂湊、磯浜、波崎及び麻生漁港）においても、地元漁協等と調整を図りながら制度導入を検討している。

イ 平成30年度の実績

茨城県漁港管理条例に基づき、指定区域を設定している平潟、大津、会瀬、久慈漁港において合計91隻に係留を許可した。

なお、災害復旧工事により大津漁港の指定区域が使用できなくなったため、平成24年度末から平潟・会瀬漁港への移動係留協力を要請し、12隻の移動を行っている。係留を許可した漁港では、プレジャーボート等係留施設の日常的巡視、緊急時の連絡・通報、安全航行に係る情報提供等の業務を地元漁業協同組合に委託しており、漁船とのトラブル防止が図られるとともに、プレジャーボート所有者とのスムーズな連絡調整・情報伝達が可能となった。

② 事務事業の執行状況

1) 平成30年度歳入決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
農林水産業費負担金	154,406,000	154,406,000	0	0
農林水産使用料	114,190,955	114,113,151	0	77,804
災害復旧費国庫負担金	208,914,000	208,914,000	0	0
農林水産業費国庫補助金	899,190,981	899,190,981	0	0
財産貸付収入	31,320	31,320	0	0
生産物売払収入	18,497,885	18,497,885	0	0
森林湖沼環境基金繰入金	1,924,216	1,924,216	0	0
農林水産業費受託事業収入	725,224	725,224	0	0
弁償金	474,900	474,900	0	0
雑入	34,482	34,482	0	0
農林水産業債	535,400,000	535,400,000	0	0
合計	1,933,789,963	1,933,712,159	0	77,804

2) 平成30年度歳出決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	予算額	支出済	翌年度繰越額	残額
漁港管理費	111,657,000	107,535,434	0	4,121,566
水産基盤整備費	3,369,202,340	1,905,888,353	1,457,788,400	5,525,587
災害水産施設復旧	228,188,000	159,353,200	68,834,800	0

費				
合計	3,709,047,340	2,172,776,987	1,526,623,200	9,647,153

(2) 指摘又は意見

① 工事請負費

1) 契約保証金の記載漏れについて

【指摘】

水産振興課は、波崎漁港において、浄化施設機能回復工事（第三期）機械設備工事を民間事業者に発注し、東日本大震災による浄化機能の低下について、その回復を図っている。

本工事における契約締結手続を確認するため、関連する書類を閲覧したところ、契約書における契約保証金の記入漏れ、工事設計変更決議書に係る決裁における決裁日記入漏れがあることが判明した。この点、その理由を質問したところ、水産振興課においては、工事件数そのものが少なく、工事に関する決裁手続そのものにおいて不慣れなことが主因であるとのことであった。

工事契約において、その契約書への記入が求められている事項の記入漏れ、また決裁日の記入漏れは、その手続の過程においては極めて基本的事項であり、業務遂行において求められる一般的な水準の確認が行われていれば防止できる事項である。そのような確認が行われなかったことは問題である。

工事契約書、工事設計変更決議書の記入事項に関しては、チェックリストを作成、活用することにより、その記入漏れを防止すべきである。

② 委託料

1) 使用量の確認について

【意見】

水産振興課は、波崎漁港内の水産加工場等からの排水を処理するため、浄化施設を設置しており、その管理業務を外部業者に委託している。

浄化施設の利用に際しては、その使用量を記録するメーターが設置され、利用者がその量に応じて受益者負担としてその対価を支払っている。施設の管理業務の一環として、水産振興課は、その料金徴収業務を委託している。

受益者負担料金は、使用量を記録するメーターの数値に基づいて、毎月徴収が行われている。そのメーターは、使用量を累積的に記録していくもので、各月の増加量に応じて、料金が決定される。

使用量は、徴収する料金の根拠となるため重要であると考えられるが、実際のメーターの確認は、受託者による確認のみで、県によるメーターの確認は行われていない。

料金徴収事務に関しては、その性質上、故意過失を問わず、正確な事務が行われないリス

クが潜在的にある。その徴収事務に関し、書類上の確認を行うのみで、メーターの確認が全く行われないことは、そのリスクに的確に対応できない可能性がある。

受託者の徴収事務が正確に行われていることを確認するため及び受託者に正確な徴収事務を行わせるため、実際にメーターの記録を定期的に確認すべきである。

2) 実績報告書の確認について

【意見】

水産振興課は、波崎漁港浄化施設管理業務を民間会社に年度ごとに委託しており、年度が終了した時点において、受託者から委託事務実績報告書の提出を受け、その内容を確認した上で、委託料を支払うこととなっている。

委託業務に係る事務の執行の正確性を確認するために、受託者から提出を受けた委託事務実績報告書を閲覧したところ、収支精算書と添付されている資料との間で金額の不整合があることが判明した。具体的には、収支精算書の支出の部における物品購入実績が342,837円であるのに対し、その内容内訳として提出された物品購入実績では、342,873円となっており、36円の差額が生じている。この点を質問したところ、金額の不整合を看過したものの、委託料の過払いとはなっていないとのことであった。

水産振興課は、委託料の支払に際し、その実績を検査することが求められている。具体的には、検査内容を物件（品）検査調書としてまとめ、決裁を経ている。

しかし、その内容において、金額の誤差が生じているにもかかわらず、当初の委託料を超えてはいないという理由で受託者に金額的不整合を確認することなく、委託料の支払に至っていることは、検査が不十分であったという点で問題である。

委託業務に係る実績報告書を検査するに当たっては、その内容において不整合な点がある場合には、必ずその内容に関し、受託者に確認すべきである。また、検査は、提出された実績報告書の書面を確認することのみで行われているが、検査に実効性を持たせるために、支出に関し、現物、納品書、領収証などを確認する体制を構築すべきである。

3) 実績報告書の記入不備について

【指摘】

水産振興課は、久慈漁港に関し、船舶の停泊を管理するため、久慈漁港指定施設管理業務委託契約を外部との間で締結している。

受託者からは、各月において実績報告書が提出され、年度終了時に検査を了し、契約に基づき委託料の支払が行われている。当該委託契約は、船舶所有者との調整や施設の巡視などの業務を受託者が年間を通して実施し、その対価として委託料を支払うこととなっているが、契約上、個別業務ごとの実施回数などは記載されておらず、実績に応じて委託料を精算

するような契約内容にはなっていない。その事務の執行の正確性を確認するために、関連する書類を閲覧したところ、各月の実績報告書において、一部の業務実績が報告書に記載されていないにもかかわらず、直接、所管課と連絡調整等をした事項があったことから、その実績があったものとして検査を了している。

受託者は、委託契約に基づいて委託業務を行い、その実績を委託者である水産振興課に報告する義務がある。また、水産振興課は、その委託業務を監督し、実績について検査する義務がある。しかし、実績報告書の記載内容が不十分なまま委託料を支払っていることは問題である。

委託業務に係る実績報告書の検査に当たって、委託業務が適正に行われていることを確認するため、受託者に報告書の記載事項を示すとともに、十分な検査を行うべきである。

4) 個人情報に関する特約の不備について

【指摘】

水産振興課は、久慈漁港指定施設の管理業務を委託している。その受託者は、その業務の性質から、関連する個人情報を取得している。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い特定個人情報の適切な管理が求められ、併せて、個人情報についても適正な管理を徹底する必要があるとしている。具体的には、個人情報を取り扱う業務に係る委託契約の締結に当たっては、契約書等に秘密の保持に関する事項を含む 11 項目を明記することとしている（平成 29 年 1 月 19 日付け総第 940 号）。

委託契約の締結時に、通常、個人情報に関してもその取扱いを定めた事項を契約書に明記することとしている。久慈漁港指定施設管理業務における関連書類を閲覧したところ、受託者は、受託業務遂行の過程において個人情報を取得しているが、契約書に個人情報の保護に関する条項は記載されているものの、詳細な個人情報に関する取扱いを定めた書類の添付がないことが判明した。

個人情報を細心の注意をもって取り扱うことは当然のことであり、契約書等に明記することとしていることから、遵守すべき重要事項であると考えられる。しかし、委託契約書に個人情報の取扱いに関する遵守条項が記載されていないことは、個人情報の取扱いに関して、受託者をして県が求める水準での取扱いがなされず、その保護が図られなくなる可能性が生じるという点で問題である。

個人情報を取り扱う委託契約の締結に関しては、個人情報の取扱いに関する遵守事項の記載漏れがないよう、チェック体制を見直すべきである。

5) 那珂湊漁港駐車場管理の現金着服について

【意見】

水産振興課は、茨城県那珂湊漁港駐車場の管理業務を指定管理者に委任している。当該駐車場の管理業務について、指定管理者の社内の内部告発により、駐車場の管理員が精算機を不正に操作していることが発覚した。指定管理者は、管理員に聴き取りを行い、本人も現金着服を自供している。その後、着服額の算出を行い、水産振興課の指導に従い、着服額の全額を指定管理者が県に弁済している。

指定管理者は、再発防止策として、(1) 駐車場精算機の精算カードの記録確認、(2) 本社の担当者による精算業務の立会い、(3) 本社の担当者による売上金の集金、(4) 精算業務のマニュアル見直し、(5) 管理員のコンプライアンス教育、(6) 管理小屋の鍵交換、(7) 防犯カメラの設置を行っている。

また、水産振興課でも、指定管理者の管理業務の報告について、これまでに行っていた検証作業に加え、駐車場精算機の精算カードの記録確認を行っている。精算カードの保管や記録状況を確認めるとともに、連番管理や精算時間の検証を実施することで、同様の不正が行われないように再発防止策に努めている。

本件は、指定管理者による不正ではなく、雇用されている管理員個人による不正である。また、指定管理者は、水産振興課の指導の下で再発防止策に努めていることから、指定管理者の変更は行われていない。しかし、このようなコンプライアンス意識の低い管理員を教育することができておらず、不正を防ぐ内部統制を整備運用することができていなかった指定管理者の管理体制には問題がある。

今後は、再発防止策として精算カードの記録確認を行うため、精算カードが連番管理されていること及び精算カードの印字時間が通常精算機を操作する時間と整合していることを確かめることによって、精算機を不正な時間に開け、現金を着服するといった同様の不正は起こりにくい。しかし、その他の現金を扱う指定管理業務でも起こり得る不正であり、本件の再発防止策のような内部統制が、その他の指定管理者においても構築されている必要がある。

現金を扱うような不正が起こりやすい管理業務においては、指定管理者の指定に当たり、不正防止のための内部統制の整備運用状況も事前に確かめることが望ましい。

③ その他の支出

1) 決裁文書の代理決裁について

【指摘】

水産振興課は、事務の決裁に関し、茨城県事務決裁規程（以下この項目において「規程」という。）に基づき、その遵守を図っているところである。

茨城県事務決裁規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、知事及び会計管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 知事、知事の権限の委任を受けた者又は会計管理者の権限に属する事務を、常時その者に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 知事、知事の権限の委任を受けた者及び会計管理者並びにそれらの者の権限を専決する権限を有する者の権限に属する事務を、それらの者が不在のとき又は事故があるとき若しくは欠けたとき（知事に事故があるとき又は欠けたときを除く。第4章において「不在」という。）一時代わって決裁することをいう。

水産振興課の行う決裁が規程に沿って行われていることを確認するために、需用費に関する決裁文書を閲覧したところ、本来であれば上長がその決裁者である一部の定例的又は簡易な案件について、その次席者が決裁者として押印していることが判明した。この点について質問したところ、上長が業務繁多であるとの理由から、日常的に次席者の押印をもって日常業務が図られているとのことであった。

規程によれば、需用費等に係る予算の執行及び支出命令は、課長専決の文書であり、課長が不在のとき又は事故があるとき若しくは欠けたときに限り、その次席者が代決できることとなっている。

しかし、水産振興課では、当該文書について、日常的に次席者が決裁しており、規程の遵守が図られていない。このことは、職階に応じて決裁範囲を定めた規程の趣旨を逸脱しており、適正な意思決定が行われないリスクが内在することとなり問題である。

代決は、規程に沿った運用が図られるべきである。

④ 財産管理

1) 漁港台帳の管理について

【意見】

漁港管理者は、漁港漁場整備法第36条の2の規定にのっとり、その管理する漁港について漁港台帳を調製しなければならない。漁港台帳に記載すべき事項等は、漁港漁場整備法施行規則第9条に定められている。また、同規則第9条第2項及び第3項の規定にのっとり、漁港台帳の様式は、農林水産大臣が告示で定め、これに図面を添附しなければならない。昭

和 32 年 2 月 16 日付け農林事務次官通知による調製要領によれば、漁港台帳の様式は、総括表（第一表）、明細表（第二表）及び増減表（第三表）からなり、漁港台帳に添付すべき図面は、平面図、標準断面図及び水準面図からなる。そして、水産振興課では、漁港台帳の調製は、漁港台帳調製委託業務として、指名競争入札により外部に委託している。これは、県管理漁港における漁港整備等事業の成果を既存の漁港台帳の内容に追加するものである。

水産振興課での漁港台帳の整備運用状況を確認するため、担当者に管理状況の聴取を行い、また漁港台帳及び図面を閲覧した。その結果、各漁港における漁港台帳及び図面に以下の事項が発見された。

ア 久慈漁港

漁港の平面図 対照番号	種 類	発 見 事 項
	漁港施設用地	<ul style="list-style-type: none"> 平面図対照番号が付されていない。 取得の年月日 H14. 3 について建設又は取得の価格が未記載である。
	漁船修理場	平面図対照番号が付されていない。
	給水施設	平面図対照番号が付されていない。
	給油施設	平面図対照番号が付されていない。
	油そう	平面図対照番号が付されていない。
	荷捌所	平面図対照番号が付されていない。
	製氷冷凍 冷蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 平面図対照番号が付されていない。 建設又は取得の価格が未記載である。

イ 平潟漁港

漁港の平面図 対照番号	種 類	発 見 事 項
	野積場	平面図対照番号が付されていない。
	製氷冷凍 冷蔵施設	平面図対照番号が付されていない。
	荷捌所	平面図対照番号が付されていない。
	荷役機械	平面図対照番号が付されていない。
	給水施設	平面図対照番号が付されていない。
	給油施設	平面図対照番号が付されていない。
	漁船機関修理場	平面図対照番号が付されていない。
	漁港施設用地	平面図対照番号が付されていない。

	係船浮標	平面図対照番号 Y 4 以外の係船浮標 11 件について、平面図対照番号が付されていない。
--	------	---

<p>漁港漁場整備法 (漁港台帳)</p> <p>第 36 条の 2 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。</p> <p>2 漁港台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>漁港漁場整備法施行規則 (漁港台帳に記載すべき事項等)</p> <p>第 9 条 漁港台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 漁港の名称、種類、所在地及び区域</p> <p>二 漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力</p> <p>三 漁港施設の所有者及び管理者</p> <p>四 漁港施設の建設又は取得の年月日</p> <p>五 漁港施設の建設又は取得の価格</p> <p>六 その他漁港の維持管理上必要な事項</p> <p>2 漁港台帳の様式は、農林水産大臣が告示で定める。</p> <p>3 漁港台帳には、農林水産大臣が告示で定める図面を添付しなければならない。</p> <p>4 漁港管理者は、第 1 項の漁港台帳の記載事項に変更があつたときは、変更に係る事項をその都度当該漁港台帳に記載しなければならない。</p>
--

漁港施設について、平面図対照番号が付されていない施設や、建設又は取得の価格が未記載である施設が存在する。このため、図面からこれら施設を確かめることが難しく、災害時など施設状況を把握する必要がある場合に問題が生じる。また、漁港整備等事業が行われた際は漁港台帳を修正しているものの、漁港施設の実査を行っておらず現物と台帳との整合性を確かめていないため、過去からの漁港台帳の誤りに気付くことが難しい。既に撤去されている漁港施設も漁港台帳に記載されたままとなっている。

既に撤去されている施設がある場合は、漁港台帳から削除する又は漁港台帳上で既に撤去済みであり現物がない旨を判断できるようにすることが望ましい。漁港施設の実査を行い、漁港台帳と現物の施設との整合性を確かめることを検討されたい。

2) 漁港管理使用料の不納欠損処分未了について

【意見】

水産振興課では、不納欠損処分すべき債権について、その処理がなされていない。以下の債権について、平成 21 年度末時点において時効が成立しているが、不納欠損処分がなされていない状況である。

	納入義務者	金額	不納欠損の理由	過去の経緯等
1	A 氏	27,300 円	消滅時効 (生活困窮)	債権発生年度は平成 16 年度。 督促状及び催告状により滞納整理を継続的に実施していたが、 A 氏は特別障害者であり所得も少ないことから給与差押えができず、平成 22 年 3 月に地方自治法第 236 条第 1 項による 5 年が経過して時効が成立している。
2	B 氏	37,400 円	消滅時効 (行方不明)	債権発生年度は平成 16 年度。 督促状及び催告状により滞納整理を継続的に実施していたが、 本人と連絡が取れない状態が続き、平成 22 年 3 月に地方自治法第 236 条第 1 項による 5 年が経過して時効が成立している。

水産振興課では、平成 22 年 10 月に、上記の 2 債権について不納欠損処分を起案したが、以下の事由により決裁に至らなかった。

- ・督促が主に電話督促であり、なぜ徴収することができなかったかが明確に説明されていない。
- ・不納欠損金とならないように、債権管理事務マニュアル等を作成し、今後の対応を説明する必要がある。

それ以降令和元年 12 月まで、水産振興課では上記事項についての対応を行っておらず、債権の時効が成立しているにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。

現在、債権管理回収事務及び不納欠損処分等については、茨城県財務規則にのっとり行われている。

茨城県財務規則では、詳細な事務手続までは記載されていないため、水産振興課の現状実務を踏まえ、債権管理回収事務や不納欠損処分マニュアル等を作成するなど体制の改善を

図り、速やかに不納欠損処分手続を進めるべきである。

⑤ その他の事項

1) USB メモリの長期貸出しについて

【意見】

水産振興課は、その業務に供するため、その所有する電子情報の記録媒体であるいわゆるUSBメモリを、必要に応じて職員に一定期間貸し出すこととしている。

USBメモリの貸出しが適切に行われていることを確認するため、関連する書類を閲覧した。水産振興課で所有するUSBメモリについては、USB管理簿を作成、保存している。

茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項

第19条 情報セキュリティ管理者は、所管する所属の職員が端末等の機器（電磁的記録媒体を除く。）を、執務室外に持ち出す場合又は執務室に持ち込む場合には、その都度、目的、情報資産の内容等を確認のうえ、記録を作成し、保管しなければならない。

2 情報セキュリティ管理者は、所管する所属の職員が電磁的記録媒体を利用する場合には、その都度、目的、格納する情報の内容等を確認のうえ、情報セキュリティ管理者が管理する電磁的記録媒体を貸し出さなければならない。また、利用の目的が達せられたときは、職員に対して、速やかに当該電磁的記録媒体を返却させなければならない。

3 前項に規定する場合において、情報セキュリティ管理者は、貸し出し及び返却の都度、その記録を作成し、保管しなければならない。

4 情報セキュリティ管理者は、第1項及び前項の記録と、所管している機器の状況が一致しているかどうか、定期的に確認しなければならない。

5 情報セキュリティ管理者は、所管する職員が機密性の高い情報を持ち出し、又は運搬するときは、情報の暗号化等の必要な措置を講じるよう指示しなければならない。

6 情報セキュリティ管理者は、執務室の端末及び電磁的記録媒体その他機器について、ワイヤーによる固定、使用時以外の施錠保管等、盗難防止のための物理的措置を講じなければならない。

USBメモリ管理簿

NO.	情報の主な内容	目印	保管場所	保有者	備考

また、その貸出しについては、情報資産使用記録台帳を作成、保管している。

情報資産使用記録台帳								
使用記録媒体	使用開始日	利用者(職氏名)	管理者許可印	用途(情報資産を用いて処理する業務等の内容)	使用場所	使用先(記録媒体を使用する端末等)	返却日	管理者確認印

情報資産使用記録台帳を閲覧したところ、最長期間で約1年11か月に及ぶ貸出しが行われていることが判明した。その用途には、身分証明書用写真のデータ保存のためとの記入がされている。県内部での使用ではあるが、その期間は合理的な期間を超えており、その紛失などリスクに関する対応が図られていないという点で問題である。

情報資産であるUSBメモリの貸出しについては、その使用場所が県庁外である場合には、その最長期間を設け、返却予定日を申告させることとし、その期間を超えてもなお返却されない場合には、現物を確認するとともに、一度返却を受けた上で、再度の貸出しとして取り扱うべきである。その使用場所が県庁内部である場合には、その貸出期間は最長1日間とし、その貸出しを希望する日ごとに許可を与え、またその返却を確認すべきである。

2. 土木部 港湾課

(1) 主な事務事業の実績等

当課の主な事務事業は、港湾7港（重要港湾：2港，地方港湾：5港）の計画，建設，管理，振興，及び県管理の漁港8港（第3種漁港：5港，第1種漁港：3港）の建設であり，この中には港湾及び漁港区域内の海岸保全事業も含まれている。

① 主な事務事業の実績

1) 港湾の計画及び建設

港湾の開発，利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する港湾計画を定め，これに基づき，港湾の建設を進めている。

ア 現況

(ア) 茨城港日立港区

補助事業により，防波堤（沖）の整備を進めている。

防波堤（沖）は，これまでに計画延長900mのうち820mが概成し，その効果が発揮され，港内静穏度の向上により，船舶の入出港や荷役への影響が減少しつつある。

また，東防波堤や第1ふ頭地区については，供用開始から年数が経過していることから，施設の修繕に向けた調査・設計を進めている。

(イ) 茨城港常陸那珂港区

国土交通省の直轄事業により，防波堤（東）及び中央ふ頭地区水深12m岸壁（2バース目）の整備を進めている。防波堤（東）は，これまでに計画延長6,000mのうち5,650mが概成し，徐々に効果が発揮されてきている。

また，建設機械や完成自動車等の輸出需要に対応するため，岸壁（水深12m）と合わせ，中央ふ頭地区において，ふ頭用地及び港湾関連用地の整備を進めている。

さらに，(株)JERA常陸那珂火力発電所の石炭灰を受け入れるため，同社の負担金により次期石炭灰処分場の建設を進めている。

(ウ) 茨城港大洗港区

補助事業により，漂砂による埋没対策として，航路泊地（暫定水深8m）の埋没浚渫を実施した。

また，昨年全国で多発した大規模災害を受け，フェリーの車両の乗降に必要な可動橋の電源喪失を防ぐため，電源系設備の浸水・停電対策を進めている。

(エ) 鹿島港

国土交通省の直轄事業により，外港地区の防波堤（中央），防波堤（南）の整備を進めている。また，補助事業により，漂砂による埋没対策として，北海浜地区の防砂堤の整備を進

めている。

イ 平成30年度の実績

(ア) 茨城港日立港区

防波堤（沖）の延伸及び航路泊地（水深10m）の浚渫を実施した。また、第3ふ頭地区において、港湾関連用地を整備した。

(イ) 茨城港常陸那珂港区

防波堤（東）の延伸及び中央ふ頭地区岸壁（水深12m）2バース目の整備を促進した。また、建設機械や完成自動車の輸出需要に対応するため、中央ふ頭地区岸壁（水深12m）2バース目が平成30年2月17日に現地着工され、本格的な整備に着手した。さらに、次期石炭灰処分場の建設について、引き続き、護岸本体工事を実施した。

(ウ) 茨城港大洗港区

航路泊地（暫定水深8m）の埋没浚渫を実施した。

(エ) 鹿島港

外港地区において、防波堤（中央）、防波堤（南）の整備を促進した。また、北海浜地区の防砂堤の整備を実施した。

2) 港湾の管理

ア 現況

重要港湾2港（茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）及び鹿島港）並びに地方港湾5港（川尻港、河原子港、土浦港、潮来港、軽野港）について、港湾法及び茨城県港湾施設管理条例等に基づき、管理運営を行っている。

- (ア) 港湾区域等及び港湾施設の維持（良好な施設状態の維持、国有港湾施設の管理受託、港湾の管理運営上必要な範囲を定める臨港地区及び建築物の規制を定める分区の指定）
- (イ) 港湾施設の運営（使用許可及び使用料の徴収等）
- (ウ) 港湾利用に対する役務の提供等（船舶給水等）
- (エ) 港湾関連用地等の管理・処分（売却、貸付）
- (オ) 出資法人（(株)茨城ポートオーソリティ、鹿島埠頭(株)）の指導・監督
- (カ) 保安対策の実施

イ 平成30年度の実績

(ア) 茨城港日立港区

出資法人（(株)茨城ポートオーソリティ）を通じ、適正な公共埠頭の管理を実施した。

第3ふ頭の供用開始に伴い、荷主企業と利用調整を行った。

(イ) 茨城港常陸那珂港区

出資法人（(株)茨城ポートオーソリティ）を通じ、適正な公共埠頭の管理を実施した。また、(株)JERA 常陸那珂火力発電所において石炭の輸入が増加したことや、建設機械及び完成自動車の輸出が好調なことから、取扱貨物量が増加した。

(ウ) 茨城港大洗港区

出資法人（(株)茨城ポートオーソリティ）を通じ、適正な公共埠頭の管理を実施した。また、指定管理者と連携しながら、マリーナ等港湾施設の一部について、賑わいのある港づくりに向け検討を行い、その結果、トラットリア J マリーナのオープン等、マリーナを中心に、地域の集客に活用された。

(エ) 鹿島港

出資法人（鹿島埠頭(株)）を通じ、公共埠頭の管理を行うとともに、船舶に対し必要な役務の提供を行い、港湾の適正な運営に努め、港湾施設の利用の増加を図った。また、平成30年5月には、外港埠頭における鹿島バルクターミナル(株)の貯炭場が完成し、外港埠頭の利用が増加した。その他、北公共埠頭等の利用が増加し、港湾使用料収入が当初の見込みより増収となった。

(オ) 港湾施設使用料等収入及び港湾関連用地等処分について

港湾施設の管理を通じて、港湾施設等使用料の確保に努めた。また、港湾関連用地の処分のため、各企業を訪問し、ヒアリングするなどの取組を行った。

港湾関連用地については、年度内の売却には至らなかったものの、常陸那珂港区工業用地の2.9haについて購入申込みがあった。

○平成30年度港湾施設使用料の実績（※各出先機関の収入に計上）（単位：千円）

港名	H30 当初予算額 a	H30 決算額 b	増減額 b - a
茨城港	962,236	1,160,867	198,631
日立港区	208,073	268,609	60,536
常陸那珂港区	564,406	704,704	140,298
大洗港区	189,757	187,554	△ 2,203
鹿島港	525,913	701,269	175,356
地方港	4,690	4,643	△ 47
合計	1,492,839	1,866,779	373,940

3) 港湾振興

ア 現況

茨城港は、内貿が北海道RORO航路や国際フィーダー航路、フェリー航路など6航路、外貿が北米や欧州向けRORO航路、韓国・中国向けコンテナ航路など15航路の合わせて21定期航路が開設されている。

平成30年の取扱貨物量は、33,972千トン(前年比99.5%)、コンテナ取扱量は、32,178TEU※(前年比107.9%)となった。

鹿島港は、内貿が国際フィーダー航路2航路、外貿が韓国・中国コンテナ航路2航路(1航路休止中)の合わせて4航路が開設されている。

平成30年の取扱貨物量は、59,731千トン(前年比99.2%)、コンテナ取扱量は、8,832TEU(前年比88.7%)となった。

また、クルーズ船誘致にも取り組んでおり、平成30年度は5回寄港した。

今後とも、荷主企業や船会社に対しポートセールスを実施していくとともに、各種セミナー等の開催により、「いばらきの港」の利用促進を図っていく。

※ TEUとは、20フィートの長さのコンテナ1個を単位として換算したもの。

イ 平成30年度の実績

首都圏や栃木県等に立地する各企業や船社に対し、北関東自動車道の全線開通による茨城の港の優位性(輸送時間や輸送距離の短縮、高速道路に直結し、広大な開発空間を有している。)について、プレゼン等を実施した(企業訪問件数:245件)。

また、平成31年2月22日には、ひたちなか市において、北関東自動車道沿線に立地する企業等に対して、「茨城港北関東セミナー」を開催し、本県港湾の利便性等についてPRした(参加者46社・76名)。

4) 海岸の整備

ア 現況

本県の海岸(約190km)のうち、国土交通省港湾局所管の約70kmの海岸において、茨城沿岸海岸保全基本計画に基づき、津波や高潮・波浪に対して、背後地の防護が必要な区間について、堤防や水門、陸閘等の海岸保全施設の整備を進めている。

イ 平成30年度の実績

日立港区海岸、常陸那珂港区海岸、大洗港区海岸、鹿島港海岸において、堤防の新設・嵩上げ、陸閘及び水門等の海岸保全施設の整備を実施した。

5) 漁港の整備

ア 現況

(ア) 漁港整備事業

漁業生産，流通の基地としての機能に加え，安全で安心な水産物供給の場，都市漁村の交流や豊かな景観・文化を提供する場など漁業地域の多面的機能を発揮するため，漁港管理者（水産振興課）が策定した漁港漁場整備長期計画等に基づき漁港の整備を推進してきた。

これにより，港内静穏度が向上されるなど，漁船の安全性を確保するとともに，水揚げ時における漁業者の労働環境の向上に努めてきたところであり，長期計画が完了すれば県内の漁港はほぼ概成する予定であった。

しかし，東日本大震災により各漁港とも大きな被害を受けたため，波崎漁港については，規模を縮小した新たな漁港整備計画が策定され，大津，那珂湊漁港については，災害復旧を優先するため，計画期間を10年間延長し復旧工事の目途がついた後に残事業を進める方針として，事業を行っている。

(イ) 海岸保全事業

本県の海岸（約190km）のうち，農林水産省水産庁所管の約30kmの海岸において，茨城沿岸海岸保全基本計画に基づき，津波や高潮・波浪に対して，背後地の防護が必要な区間（大津漁港海岸及び会瀬漁港海岸等の7漁港海岸）について，堤防等の海岸保全施設の整備を進めている。

(ウ) 災害復旧事業

東日本大震災では，県内の漁港施設や海岸保全施設が広範囲で甚大な被害を受けた。災害復旧工事は，水産振興課が策定した復旧計画に基づき事業を進め，これまでに最も被害の大きかった大津漁港を除く7漁港については復旧工事が完了している。

残る，大津漁港においても，令和元年度中に全ての復旧工事が完了する見込みである。

イ 平成30年度の実績

(ア) 漁港整備事業

国補広域漁港整備事業として那珂湊・波崎漁港で岸壁や防波堤等の整備を進めるとともに，老朽化した護岸の改良や港内泊地の水深確保及び防波堤の延伸を行った。また，県単独事業では，附帯施設の整備や施設補修等を行った。

(イ) 海岸保全事業

大津漁港海岸等7漁港海岸で測量や設計を行い，堤防の新設や嵩上げを実施した。

(ウ) 災害復旧事業

大津漁港において、防波堤の復旧工事を実施した。

② 事務事業の執行状況

1) 平成 30 年度歳入決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
土木費負担金	445,665,000	445,665,000	0	0
土木費国庫補助金	2,115,263,913	2,115,263,913	0	0
土木費委託金	1,163,332	1,163,332	0	0
雑入	139,013	139,013	0	0
土木債	1,136,600,000	1,136,600,000	0	0
合計	3,698,831,258	3,698,831,258	0	0

(港湾事業特別会計)

(単位：円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
使用料	1,867,555,493	1,866,779,446	0	776,047
財産収入	1,472,869,268	1,472,869,268	0	0
繰入金	1,719,977,000	1,719,977,000	0	0
繰越金	426,377,305	426,377,305	0	0
雑入	20,167,893,731	20,167,893,731	0	0
県債	4,012,100,000	4,012,100,000	0	0
合計	29,666,772,797	29,665,996,750	0	776,047

2) 平成 30 年度歳出決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	予算額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
港湾管理費	1,813,300,000	1,782,220,414	30,043,000	1,036,586
港湾建設費	8,509,901,680	4,748,574,858	3,761,116,970	209,852
港湾直轄事業負担金	3,755,450,000	3,665,449,047	90,000,000	953
災害港湾施設復旧費	11,836,000	0	11,836,000	0
合計	14,090,487,680	10,196,244,319	3,892,995,970	1,247,391

(一般会計 振替分)

(単位：円)

科目(目)	予算額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
水産基盤整備費	1,693,690,520	1,693,690,520	0	0
土木総務費	1,252,048	1,252,048	0	0
港湾建設費	1,360,386	1,360,386	0	0
災害水産施設復旧費	159,353,200	159,353,200	0	0
財産管理費	294,420	294,420	0	0
合計	1,855,950,574	1,855,950,574	0	0

(港湾事業特別会計)

(単位：円)

科目(目)	予算額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
港湾総務費	177,503,000	175,606,856	0	1,896,144
港湾管理費	1,522,144,000	1,480,199,533	0	41,944,467
港湾振興費	36,985,000	35,295,440	0	1,689,560
港湾建設費	29,949,498,340	21,073,122,631	8,035,859,820	840,515,889
港湾整備事業債償還金	6,641,085,000	6,641,082,940	0	2,060
合計	38,327,215,340	29,405,307,400	8,035,859,820	886,048,120

(2) 指摘又は意見

① 工事請負費

1) 契約保証金について

【指摘】

常陸那珂港区においては、(株)JERAからの要請に基づき、現処分場に隣接する箇所に新たな石炭灰処分場(次期処分場)の整備を進めており、その一連として、次期処分場余水処理設備製作・設置工事が行われている。

港湾課は、その工事を民間事業者が発注するに当たり、建設工事請負契約書を締結している。その契約書を閲覧したところ、契約保証金が明記されていないことが判明した。

建設工事請負契約については、その契約に際し、茨城県建設工事執行規則に定められた様式(第2号)を用いることとなっている。

様式第 2 号

建設工事請負契約書

1. 工事番号及び工事名
2. 工事場所
3. 工期
4. 請負代金額
5. 契約保証金
6. 解体工事に要する費用

年 月 日

発注者 住所

氏名

受注者 住所

氏名

建設工事請負契約については、契約保証金の納付（地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項）が求められ、その額は、契約の相手方に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金（茨城県財務規則第 138 条第 1 項）とすることが求められている。

しかし、契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（同規則第 138 条第 2 項第 1 号）あるいは契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき（同規則第 138 条第 2 項第 2 号）など一定の条件を満たす場合は、その納付が免除されている。

当該工事においても、契約保証金の納付に代えて、保証契約が締結されているにもかかわらず、請負契約書においてその旨の記載がされていない。この点、確認を怠ったことによるものであるとのことであった。

様式に定められた重要事項にもかかわらず契約保証金の記載がないことは、その決裁の過程において、その保証契約の有無が確認されなかったという点で問題である。

工事請負契約の締結については、必要に応じてチェックリストなどを用い、その契約保証の有無を含む内容の最終確認をすべきである。

2) 予定価格表の作成日について

【指摘】

大洗港区においては、津波から背後地の安全を図るべく、水門ゲート製作工事が行われている。県は、一般競争入札などにより契約を行うときは、原則として予定価格表を作成し、その金額と入札金額を比較することにより入札手続事務を行っている。

本工事において、その入札手続の正当性を確認するため関連資料を閲覧したところ、港湾課では、入札に先立って行われる調査基準価格の決定承認を受けた後、予定価格表を作成することとなっているが、調査基準価格の承認日が予定価格作成日よりも後になっており、調査基準価格の決定前に予定価格表が作成されていたように見受けられる。このことに関し、港湾課に質問したところ、実際には、調査基準価格表がなければ予定価格を算出することが困難であり、本工事の調査基準価格表の日付を誤って入力したことによるものであるとのことであった。

低入札価格調査制度実施運営要領

(対象建設工事)

第1条 本要領の適用対象は、土木部が競争入札により発注する1件の請負に付するが1億円以上の工事並びに総合評価方式を適用する工事とする。

(調査基準価格の設定)

第2条 地方自治法施行令第167条の10第1項、第167条の10の2第2項及び茨城県財務規則（平成5年3月31日茨城県規則第15号）第147条第2項に規定する、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の入札金額（税込）が、(1)～(4)により算定した割合を予定価格（税抜）に乗じて得た額（ただし、その割合が10分の7の場合にあつては、1万円未満を切上げとし、それ以外の場合にあつては1万円未満を切捨てとする。）に100分の108を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という）を下回った場合とする。なお、本基準に該当する場合には、入札を保留とし、第6条及び第7条に規定する調査及び手続きを行うこととする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（1万円未満切捨て）に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあつては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額（契約保証費を含む）に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建築工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。

- ① 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
- ③ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。

① 直接工事費相当額(直接工事費に10分の8を乗じて得た額)に10分の9.7を乗じて得た額

③ 現場管理費相当額(現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額)に10分の9を乗じて得た額

(4) 特別なものについては、上記(1)から(3)の算定方法にかかわらず10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合とする。

(予定価格表への記載)

第3条 前条により調査基準価格を確定し、具体的金額を、茨城県建設工事等施工手続及び監督規程(平成7年茨城県訓令第19号)(以下「監督規程」という。)に基づく予定価格表の「調査基準価格」の欄に記載し、さらに、当該調査価格に108分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格」の欄に記載する。

入札手続においては、その金額が最も大きい要素であり、その決定基準・プロセス・外部への秘匿性が強く求められる性質のものである。本工事においても、その金額決定のプロセスとして調査基準価格を決定後、その金額を基に予定価格表が作成されるべきである。しかし、外見上、調査基準価格表の承認日が予定価格表の作成日よりも後になることは、本入札手続の正当性が失われ、入札手続自体が無効と見られかねないので問題である。

入札手続については、その公平性を確保する観点からも手続の正当性が強く求められ、外部から疑義を持たれることは絶対にあつてはならない。日付の入力ミスなどにより調査基準価格の決定前に予定価格表が作成されたように見受けられることのないよう、そのプロセスの正当性を確認する体制を作る必要がある。

3) 工事請負契約書の記載漏れについて

【指摘】

港湾課は、大洗港区において、水門航路築造工事に伴い、暫定的に航路を確保する必要性が生じ、民間事業者と工事請負契約を締結の上、その築造工事を発注している。本工事は、その工期途中において、消費税の引上げに伴って、請負代金額に変更の必要が生じたため、決裁を経て建設工事変更請負契約書を締結している。

契約事務手続に関連する書類を閲覧したところ、建設工事変更請負契約書においては、「原契約書第39条第1項に基づく支払限度額及び第2項に基づく出来高予定額は、次のとおりとする。平成31年度××××円」と具体的な金額が記載されていたが、その原契約書の該当部分は空欄となっており、その対応関係が不整合となっていることが判明した。その点、質問したところ、原契約書への記載内容の確認を失念したとのことであつた。

様式第2号（第8条第1項）

建設工事請負契約書

（債務負担行為に係る契約の特則）

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

受注者との間で締結される建設工事請負契約書は、発注者と受注者の権利義務の内容を取り交わす重要な書類である。しかし、その内容において、適切な記載がされていないことは、契約に影響を及ぼすという点で問題である。

建設工事請負契約については、その記入内容につきチェックリストを作成、活用するなど、その内容の確認を、決裁の過程において必ず行うべきである。

② その他の支出

1) 茨城港湾事務所賃貸借契約について

【意見】

港湾課は、港湾事務所の使用に関し、A社との間で平成23年に不動産賃貸借契約を締結、業務の用に供している。

港湾課とA社の賃貸借契約は、平成23年から毎年更新されている。その賃借料は、各年同水準額で支払っている。この点に関し、各年における賃借料の見直しの有無を質問したところ、特にその水準の妥当性については、平成25年に他物件と賃借料の比較を行い、その妥当性を確認しているが、その後は見直しを行っておらず、A社が提出する見積りを受け入れる形で契約の更新に至っているとのことであった。

当初の契約時から情勢が変化しているにもかかわらず、賃貸人の提示する金額をそのまま受け入れ、契約更新に至っている。賃貸借契約の金額的妥当性を検証していないことは、賃借料の低減の可能性を考慮していないという点で問題である。

A社との賃貸借契約に関しては、その都度、金額的妥当性を検証の上、契約の可否を検討すべきである。

③ 財産管理

1) 未利用地の利用促進について

【意見】

未利用地について、港湾事業に関連する法律の中では定義はないものの、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」（国土交通省平成 29 年 7 月 7 日告示）では、「産業・貿易構造や荷役形態の変化に伴い利用者ニーズに合わなくなった施設や低・未利用地については、海陸交通の結節点であり、水際線を有するという臨海部の特性を活用した空間として再編を進める。」とされており、未利用地について何らかの対応が必要となる。

茨城県では、未利用地について処分を基本としつつ、貸付けなど様々な方法により有効活用を図っている。また、「特別会計及び企業会計の改革工程表」を公表しており、臨海部土地造成事業に係る保有地の処分促進として、土地処分計画を公表している。本件の未利用地もこの処分計画面積に含まれる。

平成 30 年度の当該改革工程表によれば、平成 30 年度の土地処分計画の面積目標は、日立港区が 1.9ha、常陸那珂港区が 6.9ha、大洗港区が 0.3ha である。そして、令和元年度改革工程表によれば、平成 30 年度の土地処分実績は、3 港区のいずれも 0.0ha で、目標未達である。なお、令和元年度の土地処分計画の面積目標は、日立港区が 1.9ha、常陸那珂港区が 6.0ha、大洗港区が 0.3ha である。

平成 30 年度末での未利用地の状況は、以下のとおりである。

ア 常陸那珂港区

土地番号	名称, 注記	所在地	取得年月日	面積
7	常陸那珂港港湾関連用地A地区 常陸那珂港港湾関連用地A-7	那珂郡東海村 大字照沼字渚	昭和 61 年 3 月 31 日	10,000 m ² (1.0ha)

イ 日立港区

土地番号	名称, 注記	所在地	取得年月日	面積
8	日立港港湾関連用地 日立港区第1・2ふ頭間の港湾関連用地	日立市留町前 川 1270	平成 27 年 6 月 22 日	28,917.48 m ² (2.9ha)

9	日立港港湾関連用地	日立市留町前 川 1270	平成 12 年 12 月 25 日	2,901.60 m ² (0.3ha)
面積計				31,819.08 m ² (合計 3.2ha)

未利用地については定期的に処分の引合いが企業からあるものの、直近での土地処分計画については未達成となっている。利活用が進まず、長期に滞留している土地を発生させないためにも、計画達成に向けて販売促進活動を増やすなど、更に注力していくことを検討されたい。

2) 展望台について

【意見】

港湾課は、茨城港常陸那珂港区を外部の者が見学できるよう、港を一望できる場所に展望台を建設、設置している。その工事費用は、23 百万円に及んでいる。

展望台は、平成 8 年 3 月に設置し利用しているが、安全管理上、通常は施錠している。見学時には開錠しているが、一部の港湾利用者からの要望を踏まえ、写真撮影を制限している状態である。

展望台を設置して以来のその利用状況に関し質問したところ、その利用に関する文書記録がなく、利用者数などは把握していないとのことであった。また、今後の使用見込みを質問したところ、見学要望等を踏まえつつ利用を促進していくとのことであった。

少額とは言えない工事費をかけて設置した展望台に関し、その使用実績が不明であることは、公有財産の有効利用を図る観点から問題である。

公有財産に関しては、有効に利用されることが想定される場合においてのみ、その設置を行うべきである。また、その利用者の把握が可能であるならば、その利用履歴を保存することとし、財産を活用すべきである。

④ その他の事項

1) USB メモリの貸出しについて

【意見】

県は、情報セキュリティ基本方針を定め、その遵守を求めているところである。そして、その業務遂行の必要性から、電子情報の記憶媒体として、いわゆる USB メモリの使用を認めている。USB メモリは、操作の容易性、物理的形状において小型軽量であることから、手軽さに利点が認められるところである。しかし、反面、その手軽さゆえに、紛失する事例があることも事実である。

茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程

(職員の責務)

第3条 情報資産を取り扱う職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）は、情報資産を取り扱うに当たり、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、法令及びこの訓令（次項において「法令等」という。）を遵守し、県民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

2 職員は、情報システムの整備その他の情報資産に関する業務を外部に委託するときは、当該業務の受託者に法令等を遵守させなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第4条 課長等は、次に掲げる情報資産に対する脅威に対処するため、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃等による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用、故障等による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報システムの停止及びこれに伴う業務の停止等

2 情報セキュリティ対策の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類及び管理に関すること。
- (2) 情報システムを設置し、又は管理する場所への不正な立入り、情報資産の損傷等を防止するための物理的な措置に関すること。
- (3) 情報セキュリティに関し、職員の遵守すべき事項の策定並びに職員に対する必要な教育及び啓発に関すること。
- (4) 情報資産へのアクセスの制御、ネットワークの監視その他の情報資産の保護に関する技術的な措置に関すること。
- (5) 情報資産に対する脅威が発生した場合における対応に関すること。

港湾課においては、保有しているUSBメモリについて、情報資産持出記録台帳を作成し、その管理を行っている。業務において必要性があると認められる場合、管理者の承認を経て、一定期間の貸出しを行い、その使用終了時において管理者に返却が行われている。

情報資産持出記録台帳

番号	利用者	日時	情報の内容	記録媒体	用途	持出先	返却予定日	返却日	情報セキュリティ管理者印

使用されている USB メモリの管理状況を確認するため、情報資産持出記録台帳を閲覧したところ、その返却予定日を5か月経過してもなお返却されていない事例があった。この点、港湾課に質問したところ、本 USB メモリについては、特に期間の定めのない業務に供しており日常的に使用している実態があることから、返却日を過ぎても特にその返却を求めることはしていないとのことであった。

USB メモリについては、持出し可能であるところに、その紛失、情報漏えいのリスクがある。

貸出期間は、管理者がその貸出時において合理的期間であると認め、その貸出しを認めているはずであるから、その貸出期間の超過については、十分な注意を図るべきである。

USB メモリの貸出しについては、その紛失、情報漏えいのリスクに適切に対応する必要がある。具体的には、当初においてその貸出期間が合理的に推測できる場合とできない場合について、その取扱いを分けるべきである。推測できる場合には、あらかじめ管理者は1回の貸出しにおける最長期間を設け、その期間内の貸出しを行う。そして、その期間を超えてもなお返却されない場合には、その使用実態、返却遅延の理由を確認の上、一度返却を受け、その必要性に応じ再度貸出しを行うべきである。また、推測できない場合には、貸出期間は最長1日とし、貸出しを要望する日ごとにその都度貸し出し、返却を受けるべきである。

2) 情報資産の管理について

【意見】

県は、その業務に供するため、情報資産であるパソコン、電子記録媒体ハードディスクを使用している。パソコンは、県全体で使用する台数を一括して調達する部署があり、その部署から借り受ける形で、所管課を含むそれぞれの部署が使用している。ハードディスクは、各部署で購入し、それぞれの部署が使用している。

使用するパソコン等の管理状況を確認するために、現状において使用していないパソコン等の有無を質問した。その結果、少なくともノートブックパソコン2台、ハードディスク3台が、業務に供されないまま保管されていることが判明した。その経緯を質問したところ、推測の域は出ないが、少なくともパソコンに関しては、民間業者からのリース期間の終了し

たものを、非正規職員の業務の用に供するために消耗品として購入、使用していたものが、その後 OS の更新に対応できなくなった等の理由から使用されないまま、現在まで保管されているものと考えられるとのことであった。その管理の状況を質問したところ、消耗品であるため、備品台帳による管理対象とはなっておらず、使用されなくなった時期、理由、同様の状態にある機器が他にも存在するかという点も不明であるとのことであった。

情報資産であるパソコン、ハードディスクは、その機器自体の価値はもとより、その中に保存されている電子情報の価値により一層の重要性が認められる。したがって、台帳に記載されず、その管理がされていない情報資産があることは、情報漏えいのリスクに適切に対応できないという点で問題である。

現在台帳に記載されていない情報資産を調査し、台帳を整備する必要がある。その調査の過程において、紛失等の事実を確認した場合には、原因究明、対応を図るべきである。一方、紛失等の事実が確認できなかった場合には、今後の使用可能性を検討し、使用が見込まれないときは、速やかに処分すべきである。

II 出先機関

1. 茨城港湾事務所

(1) 主な事務事業の実績等

① 管内の概況

茨城港常陸那珂港区は、ひたちなか市及び那珂郡東海村にまたがる約 1,200ha に及ぶひたちなか地区を拠点に立地している。昭和 58 年 3 月に重要港湾に指定され、北関東自動車道や常磐自動車道等の交通ネットワーク網との連携により北関東地域の経済発展と首都圏の物流構造の合理的な再編成を図るための流通拠点として、平成 10 年 12 月に北ふ頭内貿地区（※）を供用開始し、順次整備を進めているところである。

主な取扱貨物として、港湾背後の臨港地区に立地した大型建設機械メーカーの(株)小松製作所と日立建機(株)による建設機械や、北関東自動車道を利用し運ばれる(株)SUBARU の完成自動車など、また、北ふ頭地区には(株)JERA (旧東京電力フュエル&パワー(株)) 常陸那珂火力発電所が立地稼働しており、ここで火力発電燃料として使用する石炭などとなっている。

茨城港は、平成 20 年 12 月に日立港、常陸那珂港、大洗港の 3 港を統合した重要港湾である。3 港それぞれが港湾の機能を分担することで、多様なニーズに対応し、また、それぞれの特徴を活かしながら鋭意発展し続けている。そして、常陸那珂港区は茨城港の中央に位置し、コンテナ貨物や国内外 RORO 貨物などに対応する流通機能を有した中核国際港湾として位置付けられている。

※ 内貿地区：国内の貨物を取り扱う区域。

ア 整備計画（目標年次：おおむね平成 30 年代前半）

取 扱 貨 物 量	外 貿	14,600 千トン
	内 貿	5,500 千トン
	合 計	20,100 千トン
入港最大標準船型		13 万 D/W 級
ふ頭用地面積		129.6ha
岸壁数		30

イ 整備状況（平成 31 年 3 月末現在）

取 扱 貨 物 量	外 貿	9,030 千トン
	内 貿	4,751 千トン
	合 計	13,781 千トン
入港最大標準船型		13 万D/W級
ふ頭用地面積		84.2ha
岸壁数		23

※ 取扱貨物量は、H30 実績

② 主な事務事業の実績

1) 港湾施設の整備

ア 現況

常陸那珂港区の取扱貨物量は、平成 23 年の東日本大震災の影響を受けたものの、震災以降 7 年連続で過去最高値を更新しており、平成 30 年度においては、前年比 101.1%の約 1,378 万トンを記録している。

北ふ頭外貿地区は、臨港地区に立地している(株)小松製作所や日立建機(株)の工場で生産される超大型建設機械を積載する RORO 船とコンテナ貨物を積載するコンテナ専用船が併用しているため、船舶の船混み・沖待ちが頻発し、岸壁が不足する事態が生じている。

中央ふ頭地区においては、平成 28 年度に供用開始した水深 12m 岸壁を利用し、(株)SUBARU の完成自動車の北米輸出が開始され、更なる利用拡大が見込まれている。

また、県は、客船クルーズの振興を積極的に取り組んでいるところであるが、大型船舶が係留するために必要な岸壁の延長が不足しており、誘致できる船舶が限定されている。

イ 平成 30 年度の実績

平成 28 年度に供用開始した中央ふ頭地区水深 12m 岸壁（C 岸壁）は耐震強化岸壁として整備され、大規模災害時における緊急物資の海上輸送を可能とした。普段は、主に(株)SUBARU の完成自動車の北米輸出に使用されており、平成 30 年度は自動車専用船 72 隻が入港し、約 14 万台が輸出されている。

中央ふ頭地区の 2 つ目の水深 12m 岸壁（D 岸壁）は、平成 27 年 3 月に事業採択を受け、平成 29 年 6 月から工事に着手し、国土交通省と連携した港湾施設整備を進めている。

2) 港湾施設の管理

ア 現況

港湾施設には岸壁、防波堤、道路、荷役機械及び照明施設等様々なものがあるが、整備後19年以上が経過し、老朽化している。特に荷役機械に経年劣化による機器の不良が発生している。また、岸壁の付帯施設である防舷材も損傷やゴムの劣化が進んでいることから定期的な交換等の維持管理が急務となっている。

常陸那珂港区が取り扱っているコンテナ貨物で主要なものの内訳としては、輸出では再利用資材（紙、プラスチック等）、動植物性製造飼肥料などで、輸入では産業機械、紙・パルプなどである。また、内航コンテナでは、産業機械、米や木製品などとなっている。

イ 平成30年度の実績

港湾の管理運営業務を委託している(株)茨城ポートオーソリティと連携して、荷役機械（ガントリークレーン2基、トランスファークレーン3基）の修繕等維持管理や荷さばき地、岸壁や上屋の利用調整を行った。また、その他の港湾施設についても巡回による点検を実施し、不具合等の早期発見に努めた。

3) 保安対策

ア 現況

重要国際ふ頭施設等では、「国際船舶・港湾保安法」に基づき、テロ対策を目的とした保安措置が義務付けられているため、常陸那珂港区では、北ふ頭地区、中央ふ頭地区及び南ふ頭地区の外貿施設において、保安対策を実施している。

各ふ頭地区には制限区域を設定し、その周囲にはフェンス及び監視カメラを設置するとともに、出入口にはゲートを設け、警備員の立哨警備による出入管理を実施している。

また、北ふ頭及び中央ふ頭地区では、監視カメラによる監視を昼間3回以上行っている。

さらに、危害行為の発生時における迅速な保安対応が取れるよう、保安業務担当者間での情報伝達等の基本訓練や、外部関係機関との協議・調整の場としての港湾保安委員会を組織し、テロ行為を想定した総合訓練を定期的実施している。

保安強化の国の方針に基づき、平成26年7月から出入管理方法を大きく変更し、本人、所属、目的の3点確認を確実に実施するため、偽造防止を施した立入許可証（IPSカード）を発行し、出入管理を徹底している（IPSカード：いばらきポートセキュリティカード）。

イ 平成30年度の実績

ゲートの出入管理やモニター監視、巡回監視、設備点検、保安訓練などの保安対策を継続実施した。また、IPSカードについては、運用開始時に発行したカードの有効期限が平成31年6月までとなっていたことから、約1,900枚の更新作業を行った。

4) 次期処分場の整備

ア 現況

(株)JERA(旧東京電力フュエル&パワー(株))常陸那珂火力発電所から排出される石炭灰を受け入れている中央ふ頭地区の現在の石炭灰処分場(現処分場,約43ha)は,今年度で満杯になる見込みである。

このため,(株)JERA(旧東京電力フュエル&パワー(株))からの要請に基づき,現処分場に隣接する箇所に新たな石炭灰処分場(次期処分場)の整備を進めている。平成27年度から,国土交通省(以下この項目において「国」という。)に一部区間の工事を委託するとともに,国工区と県工区で連携して工事に着手しており,平成31年度末までに完了させる必要がある。

イ 平成30年度の実績

全体計画に沿って,平成30年度は,平成27年度発注の護岸築造工事(債務負担)により海上における護岸の築造を実施した。また,余水処理施設の設備工事及び管理棟・処理棟建築工事に着手した。

施工に際しては,関係機関と協議・調整を行うとともに,県工事と国委託工事を一体的に工程管理・安全管理を行いながら,工事の推進と工事事故のゼロを図った。

③ 事務事業の執行状況

1) 平成30年度歳入決算状況

(一般会計)

(単位:円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
土木費負担金	445,665,000	445,665,000	0	0
雑入	24,468	24,468	0	0
合計	445,689,468	445,689,468	0	0

(港湾事業特別会計)

(単位:円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
使用料	704,703,762	704,703,762	0	0
手数料	400	400	0	0
財産収入	20,181,798	20,181,798	0	0
雑入	86,537	86,537	0	0
合計	724,972,497	724,972,497	0	0

2) 平成 30 年度歳出決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	事業費	令達額	支出済額	差引残額
財産管理費	876,960	876,960	876,960	0
防災総務費	4,104,000	4,104,000	4,104,000	0
水産基盤整備費	756,484,056	756,484,056	756,484,056	0
土木総務費	590,708	590,708	590,708	0
河川維持費	17,620,000	17,620,000	17,620,000	0
海岸保全費	13,500,000	13,500,000	13,500,000	0
港湾管理費	39,430,800	39,430,800	39,430,800	0
港湾建設費	1,050,860,430	1,050,860,430	1,050,860,430	0
災害水産施設復旧費	159,353,200	159,353,200	159,353,200	0
災害港湾施設復旧費	0	0	0	0
合計	2,042,820,154	2,042,820,154	2,042,820,154	0

(港湾事業特別会計)

(単位：円)

科目(目)	事業費	令達額	支出済額	差引残額
港湾管理費	888,033,217	888,033,217	888,033,217	0
港湾振興費	975,240	975,240	975,240	0
港湾建設費	3,482,055,865	3,482,055,865	3,482,055,865	0
合計	4,371,064,322	4,371,064,322	4,371,064,322	0

(2) 指摘又は意見

① 工事請負費

1) 資料の情報共有について

【意見】

茨城港湾事務所は、茨城港常陸那珂港区国際物流ターミナル整備事業として、岸壁(D)側面護岸ケーソン据付工事を発注している。その工事の施工管理の一環として、工事の監督員は、土木工事共通仕様書の規定に基づき受注者から工事履行報告書の提出を受け、工事進捗率を確認するとともに、参考として課内で供覧し、情報共有を図ることとしている。

その情報共有状況を確認するため、平成30年4月から11月までの8か月間の工事履行報告書を閲覧したところ、平成30年8月1日付けの報告書において、現場代理人、監理技術者欄の押印があるのみで、供覧者が押印することとなっている欄に押印がされていないことが判明した。この点、茨城港湾事務所に質問したところ、理由は不明であるが、供覧に

付すことを失念したとのことであった。

工事履行報告書

工事名			
工期	○年○月○日～○年○月○日		
日付	○年○月○日 (○月分)		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
○年○月	○		
○年○月			
(記事欄)			

港湾整備第一 課長	監督員 (正)	監督員 (副)	課員

現場代理人	監理技術者
印	印

工事履行報告書には、重要な情報である工事進捗率が記入されている。その進捗率は、工事の施工管理という観点から確認すべきことは必須である。ところが、工事履行報告書が供覧に付されておらず、その情報について課内で情報共有されていない。

工事履行報告書は、工事の施工管理に関連して、重要な情報を把握するものであるから、その情報を必要とする者全員が情報を共有したことを確認する体制を構築すべきである。

2) 決裁文書の押印漏れについて

【意見】

茨城港湾事務所は、日立港区において、岸壁の利用に資するため、第5埠頭岸壁標示灯設置工事を発注している。その工事請負契約に際し、茨城港湾事務所は、内部で決裁を経た上で請負事業者との契約を締結している。

本工事契約に関する意思決定が適正に行われたことを確認するために、関連する決裁文書である建設工事請負契約決議書を閲覧したところ、所管する日立港区事業所長の押印がないことが判明した。この点、その理由を質問したところ、その押印がない理由は不明とのことであった。

茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程

- 第 16 条 主管課長は、本庁契約工事について契約の相手方が決定したときは、建設工事請負契約決議書（様式第 14 号）に設計図書その他請負契約を締結するために必要な一切の書類を添付して決議の手続をとり、執行規則第 8 条第 1 項に定める建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）により請負契約を締結しなければならない。
- 2 所長は、委任工事について契約の相手方が決定したときは、建設工事請負契約決議書（様式第 15 号）により決議し、請負契約書により請負契約を締結しなければならない。

本工事における決裁者は、茨城港湾事務所長であるが、その所管港区は日立港区であり、内部の複数の者による慎重な検討により意思決定を図るという決裁手続の趣旨からすれば、その所管港区の責任者である日立港区事業所長の押印がないことは、その意思が不明確であることとなり、内部統制上問題である。

決裁は、その過程において、特段の事情がない限り、内部統制上の観点から、その意思確認が必要な者には押印を必ず求めるべきである。

② 委託料

1) 業務委託の仕様書について

【意見】

旧ターミナルビル空調機器保守点検業務に係る委託業務の一般競争入札を行うに当たり、参考見積書の提出を 3 社に依頼し、併せて各社に旧ターミナルビル空調機器保守点検業務仕様書を提供している（1 社見積り辞退）。そして、徴取した参考見積書のうち最も金額が低かった先を参考として、予定価格算定のため積算内訳書を作成している。

積算内訳書は、直接業務費（＝直接人件費＋直接物品費）、業務管理費、一般管理費等、消費税相当額を内訳としている。そして、当該参考見積書の金額は、直接人件費にそのまま採用されており、それに伴い、直接物品費は直接人件費の 1%により計算、業務管理費は直接業務費（＝直接人件費＋直接物品費）の 6%により計算する。一般管理費等は、計算された直接業務費と業務管理費の合計である業務原価の 20%により計算され、その結果から業務原価と一般管理費等の合計である消費税抜きの委託価格が計算される。ここで計算に使用される割合は、国土交通省により制定されている「建築保全業務積算要領」に従っている。

実際の一般競争入札に当たっては、参考見積書を提出した 2 社を含め、3 社での入札となった。結果として、参考見積書が採用された企業以外の企業が落札しており、落札価格は、本件で採用された参考見積書の金額より低い価格となっている。

仕様書によれば、業務内容として（1）定期保守点検、（2）臨時保守点検、（3）報告書の提出という項目と、その内容説明が記載されている。しかし、その業務内容には、直接人件費とそれに付随する間接的な費用まで参考見積書に見積もるのか明記がない。参考見積

書の金額は、積算内訳上、その全額が直接業務費のうち直接人件費に使用されているため、見積り範囲を明確にする必要がある。なお、参考見積りの際は直接人件費に係る金額の見積りを口頭で依頼しているものの、参考見積書の内容からそれを判断することは難しい。

口頭だけではなく、仕様書で見積りの範囲を直接人件費に限るなど、より具体的に明記する必要がある。

③ その他の支出

1) トランスファークレーンのオーバーホールについて

【意見】

荷役施設であるトランスファークレーン3号機のエンジン及び発電機については、点検を実施し異常の有無を確認しているが、メーカー推奨交換時期である「設置後6年、稼働時間8,000時間」を超過する「設置後19年、稼働時間13,229時間」となっていることから、老朽化の進行状況について分解調査を行ったところ、劣化部品が多数特定され、早急なオーバーホールが必要であることが判明した。当該オーバーホールの実施に当たっては、トランスファークレーンのシステムと構造に精通していること、緊急に対応が可能であること及び老朽化したクレーンの現状を熟知していることが求められる。

この点、当該クレーンの管理運用業務はA社に委託され、更に別企業が再委託を受けている。再委託先の企業は、日常等の定期点検、修理等維持管理を実施しており、システム及び構造に精通している。また、当該クレーンに熟知した作業員を構内に常駐させている唯一の事業者であり、緊急対応が可能である。加えて、トランスファークレーンの1・2・4号機のエンジン及び発電機のオーバーホールの実績もある。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号を適用し、随意契約として、当該再委託先と修繕請負契約を締結している。

トランスファークレーンは3台所有し、震災により用途廃止した1台を部品取得用にしており、故障などした場合に活用している。クレーンの構造部分も老朽化が進んでおり、将来的に買替えが必要である。本件は、定期的な保守点検及び修繕計画による修繕を実施しているものの、メーカー推奨交換時期を超えて使用していたため、分解調査を行っているものであり、定期的な分解調査計画はない。

トランスファークレーンは、メーカー推奨交換時期を超えた後も設備の使用を続けていることから、劣化による故障を未然に防止するために、修繕計画に使用状況（稼働年数・稼働時間）を踏まえた分解調査時期を盛り込むよう検討されたい。

2) 過年度分使用料誤りの還付について

【意見】

事業者が仮設店舗の給水・排水設備に使用するため、港湾施設の用地使用の許可申請を行い、茨城県港湾施設管理条例第3条及び第13条の規定に基づき、許可及び使用料の徴収を当該事業者に対して行っている。

しかし、平成29年度に、使用料の算定に伴い占有許可管理システムに入力する単価の単位をミリメートルとして判断していたところ、平成30年度に担当者が同条例を見直した際、単位がセンチメートルであることに気付き、算定した金額の誤りが確認された。このため、平成29年度許可分57,755円及び平成30年度許可分44,442円を当該事業者宛てに還付している。

用地使用許可の誤り

申請	誤った入力コード	誤った単価 (円)	正しい入力コード	正しい単価 (円)
・水道管(外径48mm)	外口径30~100	340	外口径~8	80
・水道管(外径26mm)	外口径15~30	180	外口径~8	80
・排水管(外径105mm)	外口径100~	720	外口径8~15	90
・排水管(外径90mm)	外口径30~100	340	外口径8~15	90
・排水管(外径60mm)	外口径30~100	340	外口径~8	80

茨城県港湾施設管理条例 別表第2(第3条, 第13条関係) から、単価表を一部抜粋

種別		単位	使用料	備考
港湾施設の用地	電柱類(本柱, 支柱, 支線柱, 支線, H柱, 2脚以下の鉄塔等)	1本1年につき	1,500円	H柱, 2脚の鉄塔等は, 本柱の2本分とみなす。
	架空管類	1メートル1年につき	220円	電線類を除く。
	建物敷地類	1平方メートル1年につき	1,030円 (専ら漁業の用に供するものにあつては, 150円)	
	鉄塔類	1平方メートル1年に	1,840円	3脚以上のも

		つき		のに限る。
係船柱		1本1年につき	1,360円	
軌道施設類		1平方メートル1年につき	2,430円	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者若しくは索道事業者がその鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供するもの又は軌道法（大正10年法律第76号）によるものを除く。
地下埋設物類	外口径が8センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	80円	ガス管及び水道管については、左の額の100分の50に相当する額とする。
	外口径が8センチメートル以上15センチメートル未満のもの		90円	
	外口径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの		180円	
	外口径が30センチメートル以上100センチメートル未満のもの		340円	
	外口径が100センチメートル以上のもの		720円	
地下施設類		1平方メートル1年につき	1,030円	
工事用施設類（詰所，板囲，	15日まで	1平方	113円	

足場, 材料置場等)		メー トル につ き		
	15日を超え るとき	1 平方 メー トル 1 月 につき	220円	
駐車場類	15日まで	1 平方 メー トル につ き	51円	
	15日を超え るとき	1 平方 メー トル 1 月 につき	90円	

茨城県港湾施設管理条例

(使用の許可)

第3条 別表第2の種別の欄並びに3 その1 鹿島港の運動施設の利用料金の表, その3 大洗マリーナの利用料金の表及びその5 土浦港の港湾施設の利用料金の表の種別の欄に掲げる港湾施設(以下「許可港湾施設」という。)を使用しようとする者(旅客待合所, 船員待合所及び管理棟(会議室を除く。)にあつては, その使用目的以外の目的に使用しようとする者に限る。)は, 知事の許可を受けなければならない。許可港湾施設の使用に当たつて, その使用の場所に工作物その他の設備を設置し, 又はこれらを変更し, 若しくは廃止しようとするときも同様とする。

...

(使用料の納付等)

第13条 使用者(別表第2の種別の欄に掲げる港湾施設に係る許可を受けた者に限る。)は, 同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし, 漁船による岸壁又は物揚場の使用に係る使用料の額については, 茨城県漁港管理条例(昭和34年茨城県条例第24号)別表第1 1 利用料の規定を適用する。

2 使用料は, 知事の指定する日までに納付しなければならない。ただし, 知事が認めたときは, 分割して納付することができる。

3 使用料の算定基準は, 規則で定めるところによる。

担当者が新しく部署を異動してきたばかりであり、業務に慣れていなかったという背景はあるものの、単純な不注意による誤りであり、結果として使用料が過大に計上され、当該事業者も過大な使用料を徴収されていた。また、誤りに初年度では誰も気付くことができず、平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 年度にわたって誤りがあった。

単純な不注意による誤りであり、業務に対して別の担当者又は複数人での事後的な検証を行っていれば、防ぐことができたはずである。また、新しく業務に当たる担当者は、継続して業務を担当する者と比較して誤りが生じる可能性が高く、そうした場合でも誤りが生じにくい組織的な検証体制を構築することが求められる。このため、業務結果に対して別の担当者も検証しその証跡を残すことで、複数人が業務に関わることを促し、組織的な検証体制づくりに努める必要がある。

④ 財産管理

1) 港湾台帳について

【指摘】

県は、茨城港常陸那珂港区における港湾管理者である。港湾管理者は、法（港湾法第 49 条の 2）の定めるところに従って港湾台帳を調製する義務がある。

港湾台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとされており（港湾法施行規則第 14 条）、その様式も定められている。法に従った港湾台帳の調製が行われていることを確認するために港湾台帳を閲覧したところ、下記の不備事項が検出された。

- ・港湾の自然状況の更新がされていない。
- ・港湾施設情報において、必要事項の未記入箇所が認められる。
- ・港湾台帳の後年度における訂正が頻繁に行われていた。

その理由を質問したところ、港湾台帳の重要性は認識しているものの、日常業務への関連性は比較的低いことから、自然状況の更新や過去の未記載事項の記入を怠っていたとのことであった。また、訂正が頻繁に行われていた理由については、過去において港湾事務所内における更新手続に対して十分な確認が行われていなかったとのことであった。

港湾管理者として、県は、港湾台帳を適正に調製する義務があり、その義務の一部を怠っていたことは問題である。

毎年度の港湾台帳の更新時に、工務担当との綿密な打合せを行うなど、適正な台帳の調製を行うべきである。

2) 工作物（灯浮漂）の確認について

【意見】

茨城港湾事務所は、船舶の航行安全を図るため、灯浮漂を所有、管理している。本灯浮漂

は、海上において標識の役割を果たすもので、夜間においてもその性能を発揮すべく、太陽光をエネルギー源とする LED ライトを用いた仕様となっている。

茨城港湾事務所は、その所有する工作物の管理者として、その工作物の現物の所在、性能の維持などを確認する必要がある。しかし、現物の所在は、年に一度、他の部署への報告の必要性から確認されているものの、その性能が維持されているかに関しては、2年ごとに更新を行う際に確認し、各年では確認されていなかった。

性能の維持に関し、確認が行われていない理由を質問したところ、設置当初から、船舶関係者との申合せにより、灯浮漂に異常があれば、船舶関係者が事務所に連絡することとなっており、直接、事務所が確認することは行っていないとのことであった。

茨城港湾事務所は、船舶の安全航行を図るという観点から、また修繕、取替え時期について適時に対応するため、口頭による申合せのみではなく、文書を取り交わすなど確認体制を明確にする必要がある。

3) 角印の管理保管について

【意見】

茨城県財務規則によると、備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、その取得価額が5万円以上のものとされている。これらは、備品管理一覧表を作成することで管理されており、異動を記録することとなっている。

また、年に一度備品の棚卸を行い、備品に管理番号や取得年月日が記載されている管理標識を貼付することで、備品管理一覧表と現物の一致を確かめることができる。取得価額が5万円未満であるものの、公印や携帯電話など別に定められた重要な物品は、備品管理一覧表に記載し管理している。

茨城港湾事務所の備品管理一覧表を閲覧し、現物の備品との一致を確かめていったところ、当該一覧表に記載されている公印は、全て現物との一致を確かめられた。一方で、「常陸那珂港区埠頭保安管理者」の角印が金庫に保管してあり、備品管理一覧表に記載がなかった。この角印は、購入時から公印の登録はしておらず、消耗品の扱いである。作成当初は、通行証等に使用していたものであり、その後、保安体制の更なる強化のため、IPS カードに移行したことから、現在は使用されていないものの、破棄されずに残っていた。

備品管理一覧表に記載され現物が確認できた公印

管理番号	品名	取得日	取得価額	保管場所
05-01-06003-0	公印（地方出納員の印）	H10. 4. 1	1,890 円	事務室内金庫
05-01-06004-0	地方出納員の印（丙型）	H22. 4. 1	1,800 円	事務室内金庫
05-01-06005-0	公印（所長印）	H22. 4. 1	5,000 円	事務室内金庫
05-01-06006-0	公印（専用知事印）	H22. 4. 1	7,000 円	事務室内金庫

05-01-06007-0	公印（専用知事職務代理者印）	H22. 4. 1	7,000 円	事務室内金庫
05-01-06008-0	茨城港湾事務所支払専用印	H29. 9. 26	2,916 円	事務室内金庫

茨城県財務規則

（物品の分類）

第 227 条 物品は、その適正な供用及び処分を図るため、その目的に従い、次の各号に掲げる種別に分類するものとし、分類の基準は当該各号に定めるところによる。

- （1）備品 その性質又は形状を変えずに比較的長期間にわたって使用に耐える物で、その取得価額が5万円以上のもの

今回発見された角印は、公印ではなく、取得価額が5万円未満であることから、備品管理一覧に記載する必要性はないものである。ただし、公印でないものを公印と一緒に管理保管することは紛らわしさがあり、現在使用していない角印は保管しておく必要がない。

公印でないものを公印と一緒に管理保管することは望ましくなく、また現在使用していない角印は速やかに破棄することを検討されたい。

⑤ 使用料等収入

1) 荷さばき地使用許可について

【指摘】

荷さばき地を使用しようとする者は、茨城県港湾施設管理条例第3条及び茨城県港湾施設管理条例施行規則第1条第1項により所定の申請書を県に提出し許可を受けなければならない。県では、申請者から提出された所定の申請書を受け付け、その使用許可をその都度行うこととし、その使用料徴収については、使用期間、数量が確定した時点で納入通知書を発行している。

茨城県港湾施設管理条例に基づく使用料徴収事務の取扱いについて

（平成16年3月29日港第148号 港湾課通知）

茨城県港湾施設管理条例に基づく施設の使用許可と使用料の徴収については、原則、財務規則どおりであるが、船舶代理店等港湾使用者の利便等を考慮し、岸壁使用料等一部については、例外的に次のとおりとする。

1 調定決議の時期

使用許可については、その都度行うこととし、調定決議の時期については、天候に左右される船舶の特殊性、給水業務等のように作業後に数量が確定するもの等、使用期間、数量が確定した段階で、直ちに調定決議を行い、納入通知を発行するものとする。

2 例外的な取扱いのできる種別

- | |
|------------------|
| (1) 岸壁・物揚場使用料 |
| (2) 軌道走行式荷役機械使用料 |
| (3) 荷さばき地使用料 |
| (4) 上屋使用料 |
| (5) 野積場使用料 |
| (6) 給水施設使用料 |
| (7) 廃油処理施設使用料 |

茨城港常陸那珂港区の荷さばき地使用料に関する使用許可の関係書類及び調定決議票を閲覧し、事務の流れを聴取したところ、使用許可申請書は、使用実績が確定した後に提出され、決裁手続を経て使用許可書が発行されていた。その使用許可に基づく使用料については、一括して調定し、納入通知書により徴収している。

茨城港常陸那珂港区の荷さばき地使用許可が事後決裁になっている理由は、貨物の蔵置については、船舶の動静及び荷主の都合により面積・期間の変更を伴うことが多く、変更許可手続が必要となることから、事務量が倍増する上に煩雑となるために生じる手続ミスを防止するためである。

また、茨城県港湾施設管理条例施行規則第1条第5項に定める港湾法第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織による申請書の提出と利用状況を質問した。この電子情報処理システムとは、国土交通省のNACCS（港湾サブシステム）のことであるが、入出港届及び岸壁使用許可に使用しており、荷さばき地等の使用許可には使用していない。

使用料収入の調定に問題はなかったが、使用許可はその都度行うことと規定しているところ、現在の仕組みでは、荷さばき地等港湾施設の使用許可を事前決裁するのは困難である。県は、(株)茨城ポートオーソリティなど船舶代理店と協議した上で、ITの積極的な活用により現在の仕組みを改善し、港湾施設の使用許可を原則どおり事前決裁できるよう検討する必要がある。

⑥ その他の事項

1) 管理施設の鍵の貸出管理について

【意見】

茨城港湾事務所は、その所有地について、許可のない外部からの立入りを防ぐため、境界をフェンスで囲う等の対策を行っている。

工作物である展望台については、安全管理のため、展望台が立地する土地についてフェンスで囲み、施錠することにより外部からの立入りを防いでいる。しかし、民間の通信会社所有の施設がその土地に設置されているため、その工事などの必要性が生じた場合には、許可を与えた上で、その鍵を貸し出し、工事などの作業が行われることを認めている。その際、

鍵の厳正な管理を行うべく「カギ貸出台帳」が備え付けられている。その台帳を閲覧したところ、返却予定日を大きく超えているにもかかわらず、返却日の記入がされていない事例が複数あることが判明した。この点を茨城港湾事務所に質問したところ、返却を受けたにもかかわらず、その記入を失念したものであるとのことであった。

カギ貸出台帳

貸出番号	所属会社名	担当者名	工事名 又入場 目的	連絡先	貸出日	返却予定日	返却日	備考

希望する外部の者に対し鍵を貸し出したものの、その返却を受けたにもかかわらずそのことの記入がされていないことは、貸出台帳の機能が生かされていないという点で問題である。また、貸出台帳の様式に関しても、茨城港湾事務所の貸出担当者、貸出責任者の氏名の記入欄が設けられておらず、その責任の所在が不明となっていることも問題である。

茨城港湾事務所の所有物を管理するため、鍵の施錠を伴う施設の管理に当たっては、その鍵の管理は厳正に行われなければならない。その貸出し時には、所定の事項の確認を行うべきことは言うまでもなく、貸出しから返却に至る経緯も正確に記録・保存しておくべきである。その際、貸出しが一旦担当者の判断で行われることを防止するため、複数の者が関与することとし、その責任の所在も明確にする必要がある。

具体的には、所定の様式に鍵の貸出担当者、貸出責任者の欄を設け、記入することにより、その管理の徹底を図るべきである。

2) USBメモリの管理について

【意見】

茨城港湾事務所では、情報資産を管理するためのツールとしてUSBメモリを所有し、必要の都度、希望する者に貸出しを行い、業務に利用させることとしている。

USBメモリの管理状況を確認するべく、関連するUSBメモリ管理簿を閲覧したところ、貸出しが行われたものの、その記録がない事例があることが判明した。

USB管理簿

NO. 茨城港湾総務 5		メーカー名		4 GB
氏名	貸出年月日	返却年月日	ウイルスチェック	備考
			✓	入札用 2 専用

茨城港湾事務所において所有している USB メモリは、主に入札に係る事務手続に必要であるとして、入札手続に従事する者に貸出しが行われている。その管理簿を見ると、短期のもので当日、長期のもので約1か月間にわたる貸出しが行われている。なお、貸出しを受けているにもかかわらず、その記入のないものもある。

USB メモリの貸出しに関しては、持出可能な形状であることから、その所在及び使用目的の確認が必須である。しかし、管理簿を見る限り、その管理が十分であるとは言えないことは問題である。

USB メモリについては、希望する者への貸出時において、その返却予定日を申告させ、その利用内容と利用期間との整合性を確認した上で、貸出しを行うべきである。また、その返却が合理的期間を超える場合には、その現物の所在、返却されない理由を確認すべきである。そのためには、管理簿において、貸出理由、返却予定日、貸出責任者、返却責任者の押印欄を新たに設け、必要な記入を行っていくべきである。また、USB メモリの貸出責任者と使用者が同一人であるときは、そのチェック体制が機能しないこととなるため、貸出責任者と使用者が異なるような貸出しが行われるような体制を構築する必要がある。

2. 茨城港湾事務所日立港区事業所

(1) 主な事務事業の実績等

① 管内の概況

当所は、久慈川以北の沿岸部に位置する重要港湾の茨城港日立港区と地方港湾の川尻港・河原子港（国土交通省所管）及び第3種漁港の久慈漁港・大津漁港・平潟漁港，第1種漁港の水木漁港・会瀬漁港（農林水産省所管），並びにこれらの港湾区域・漁港区域内の海岸を所管している（ただし，漁港関係は工事に限る。）。

茨城港日立港区は，本県初の近代港湾として，昭和32年に埠頭の建設に着手し，昭和34年10月に第1船が入港して以来59年が経過している。

現在は，3万トン級船舶が接岸可能な水深12m岸壁（3岸壁）を含む14岸壁（物揚場及び専用埠頭を含む。）が供用されており，完成自動車，石油製品，鉱産品などを取り扱う北関東の物流拠点として重要な機能を担っている。

平成23年3月の東日本大震災では，岸壁の損壊や段差の発生，液状化現象による埠頭用地の陥没等に加え，先端護岸が流失するなどの被害を受けたが，平成26年12月をもって全面復旧した。

平成30年の港勢は，入港船舶は合計2,214隻（対前年比107.1%）・総トン数1,116万4千トン（対前年比110.9%）で，うち外航船舶は222隻（対前年比107.8%）・総トン数は537万8千トン（対前年比121.0%），内航船舶は1,992隻（対前年比107.0%）・総トン数は531万9千トン（対前年比99.9%）となっており，取扱貨物量は合計626万6千トン（対前年比94.8%）で，うち外国貿易は238万2千トン，内国貿易は388万3千トンとなっている。取扱貨物量は，外国貿易は減少し，内国貿易は増加している。

川尻港は，昭和38年から防波堤の整備に着手し，昭和55年に概成した。現在は，小型漁船の水揚げ港として利用されている。

河原子港は，昭和55年から防波堤，物揚場などの港湾施設の整備に着手し，平成9年にほぼ概成した。現在は主に小型漁船の水揚げ港として利用されている。

久慈漁港は，施設の整備が概成しており，このほかの漁港も施設の整備はほぼ概成に近づいている。久慈漁港は小型底びき網・沿岸漁業，大津漁港はまき網・沿岸漁業，平潟漁港は沖合底びき網・沿岸漁業，会瀬漁港は定置網漁業の漁業基地として活用されている。

② 主な事務事業の実績

1) 茨城港日立港区保安対策

ア 現況

重要国際埠頭施設等の保安措置の実施が義務付けられており，日立港区では，第1ふ頭地区，第2ふ頭地区，第3ふ頭地区，第4ふ頭地区，第5ふ頭地区の重要国際埠頭施設及び当港国際水域施設が，該当している。

各埠頭制限区域周囲にはフェンス等を設置するとともに，出入口にはゲートを設けて受

託警備員による立哨警備にて出入り管理を実施している。

なお、第5ふ頭地区については、監視カメラ、フェンスセンサー等の保安機械設備が平成26年8月に復旧した。第3ふ頭地区については、平成30年3月に整備した。試験、調整を経て、港区事業所職員が平日勤務日の昼間に3回以上のモニター監視を行っている。

危害行為の発生等緊急事態における迅速な保安対応措置を取る必要があるため、保安業務担当者間での情報伝達等の基本訓練や、外部関係機関との協議・調整の場としての港湾保安委員会を組織し、埠頭施設等での総合訓練を、定期的に行っている。

さらに、平成22年4月に国のガイドラインが変更されたことに伴い、これに対応した重要国際施設の保安規程の見直しを行い、偽造防止措置を施した国の立入り許可証（PSカード）に準じた茨城県発行の許可証（IPSカード）を発行し、3点確認（本人確認・所属確認・目的確認）を実施して保安対策を行っている。

イ 平成30年度の実績

受託警備員による出入管理や港区事業所職員による巡回監視、監視カメラやフェンスセンサー等の機械設備による監視、設備点検、保安訓練等保安対策を継続実施することで、不審者の侵入等の危害行為を未然に防ぐ体制を常時維持することができた。

2) 日立港区沖防波堤の整備

ア 現況

日立港区は外洋に面しているため、荒天時には波浪が進入し、船舶の横揺れをもたらすなど入出港・荷揚げ作業等の稼働率の低下を招いている。

このため港内利用船舶の安全確保を目的に沖防波堤（計画延長900m）の新設が計画され、平成6年度に着工し、平成30年度までに820mが概成した。

現在は、計画延長の91%程度まで防波堤本体が整備されたことにより、徐々に波浪の進入の防御効果が発現してきており、今後の延伸により荷揚げ作業等の稼働率の向上が期待される。

本港区が安全で使いやすい港として、港湾利用船舶などに質の高いサービスを提供するためにも、沖防波堤の早期完成を図る必要がある。

イ 平成30年度の実績

平成30年度は、ケーソン製作4函、ケーソン据付2函を実施した。現在は820m概成しており、整備率は91%となっている。

3) 日立港区第3ふ頭地区の整備について

ア 現況

日立港区は、完成自動車を始めとした貨物需要の増加や、大型化が進む船舶への対応が必

要な状況となっている。

また、平成 28 年 3 月に稼働した東京ガス(株)による日立 LNG 基地の拡張が計画されており、第 5 ふ頭地区の岸壁の一部が使用できなくなることから、代替の岸壁を整備する必要がある。

このため、第 3 ふ頭地区において、水深 12m 岸壁及び背後の埠頭用地・関連用地の整備を進めている。

イ 平成 30 年度の実績

港湾関連用地 (9.8ha) 第 8 モータープールの整備が完了し供用を開始した。

4) 津波・高潮対策事業について

ア 現況

日立港区は、東日本大震災による津波被害を踏まえて、港湾の背後など緊急性の高い区間に堤防を強化する事業を実施している。

イ 平成 30 年度の実績

日立港区海岸では、防潮堤工事に着手し防潮堤を 650m、陸閘を 1 か所完成させた。

5) 平潟漁港の整備

ア 現況

当漁港の現況は、昭和 63 年に第 3 種漁港として指定を受け、沖合底びき網漁業の拠点としての規模を拡大するため、修築事業を進めており、平成 18 年度までに外郭施設、水域施設、係留施設が概成している。

イ 平成 30 年度の実績

南防波護岸の嵩上げが完成した。

6) 大津漁港の整備

ア 現況

当漁港の現況は、昭和 37 年に第 3 種漁港として指定を受け、北部太平洋まき網漁業の基地としての規模を拡大するため、修築事業を進めており、平成 18 年度までに外郭施設、水域施設、係留施設及び輸送施設(道路)が概成している。

イ 平成 30 年度の実績

東部地区の埋立工事は、全体面積 31,217 m²であり、平成 20 年度までに水深 3 m 岸壁 L = 30m、護岸 (D) L = 150m、護岸 (E) L = 230m 及び水深 2 m 物揚場 L = 180m を整備し

ており、平成 21 年度に埋立工事が完了している。また平成 22 年度には、エプロン等の舗装工事を実施した。震災後、工事は一時中止を余儀なくされている。

7) 港湾・漁港の災害復旧

ア 現況

当所が管轄する港湾及び漁港等では、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、岸壁、埠頭用地等が陥没や液状化等により甚大な被害を受け、また海岸保全施設においても陥没や損壊の被害が発生した。日立港の災害復旧は平成 26 年度に完了したが、漁港については大津漁港等の被災規模が甚大であったことから、平成 30 年度も工事を実施中であり、早期の完成を目指している。

イ 平成 30 年度の実績

平成 30 年度において暫定利用との調整を進めながら順次、災害復旧工事を実施し、港湾については災害査定を受けた 34 か所全ての工事を発注し完了した。また、漁港については災害査定 50 か所全ての箇所を発注し工事に着手した。

③ 事務事業の執行状況

1) 平成 30 年度歳入決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
分担金及び負担金	0	0	0	0
負担金	0	0	0	0
土木費負担金	0	0	0	0
使用料及び手数料	54,200	54,200	0	0
使用料	54,200	54,200	0	0
土木使用料	54,200	54,200	0	0
合計	54,200	54,200	0	0

(港湾事業特別会計)

(単位：円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
港湾事業収入	270,187,705	270,187,705	0	0
使用料	270,187,705	270,187,705	0	0
使用料	270,187,705	270,187,705	0	0
諸収入	18,000	18,000	0	0
雑入	18,000	18,000	0	0
合計	270,205,705	270,205,705	0	0

2) 平成 30 年度歳出決算状況

該当なし

(2) 指摘又は意見

① 財産管理

1) 港湾台帳の管理について

【指摘】

港湾台帳とは、港湾管理者が港湾の管理運営を行っていく上で必要となる港湾施設等の基礎的な情報を取りまとめたものであり、港湾法第 49 条の 2 の規定に基づき、港湾管理者がこれを調製することとされている。また、港湾法施行規則第 14 条の規定により、港湾台帳は、帳簿と図面をもって構成することとなっており、このうち帳簿の調製については、同規則第 14 条第 2 項の規定により定める様式によることとなっている。

日立港区事業所での港湾台帳の整備運用状況を確認するため、港湾施設の現場視察及び担当者への管理状況の聴取を行い、また港湾台帳及び図面を閲覧した。その結果、各港湾における港湾台帳及び図面に以下の事項が発見された。

日立港

施設番号	名称 管理者名等	荷重	取得年度	発見事項
08002F-2-2	多目的アンローダクレーン 茨城県	16.0 t	平成 8 年度	・港湾台帳では 08002F-2-2 の施設番号が付されているが、平面図では 08002A-1-1 の施設番号が付されている。調査の結果、平面図の施設番号が誤っている。

川尻港

施設番号	名称 管理者名等	延長	建設開始及び終了年度	発見事項
08005B-2-2-7	離岸堤 茨城県（海）	29.0m	平成 11 年度	・港湾台帳では延長 29m で登録さ

				れているが、平面図では延長 40m と記載されている。調査の結果、台帳の延長が誤っている。
--	--	--	--	---

河原子港

施設番号	名称 管理者名等	延長	建設開始及び終了年度	発見事項
08006D-1-1-6	河原子港臨港道路 港湾管理者 茨城県	19.4m	昭和 61 年度	・港湾台帳では延長 19.4m で登録されているが、平面図では延長 19.8m と記載されている。調査の結果、平面図の延長が誤っている。
08006D-1-1-7	河原子港臨港道路 港湾管理者 茨城県	165.3m	昭和 62 年度	・港湾台帳では延長 165.3m で登録されているが、平面図では延長 165.5m と記載されている。調査の結果、平面図の延長が誤っている。
08006L-2-4	河原子港海浜公園（南浜） 茨城県（海）	5,712 m ²	平成 15 年度及び平成 18 年度	・港湾台帳では面積 5,712 m ² で登録されているが、平面図では面積 2,865 m ² と記載されている。調査の結果、台帳の面積が誤っている。 ・事業費総額の記載がなされてい

				ない。
08006D-5-1	橋梁（大川橋） 港湾管理者 茨城県	11.67m	昭和 61 年 度	・港湾台帳では 08006D-5-1 の施 設番号が付され ているが、平面図 では 08006D-3-1 の施設番号が付 されている。調査 の結果、平面図の 施設番号が誤っ ている。

上記のほか、港湾台帳のうち無作為に抽出して閲覧した施設において、事業費総額の記載がなされていないものが存在した。これらは、取得年度が古いなどの理由から当時の資料が残っておらず、事業費等が不明のため、未記載のまま台帳登録されている。

港湾法

（港湾台帳）

第 49 条の 2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

港湾法施行規則

（港湾台帳）

第 14 条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもって組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、第 5 号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別

二 港湾における潮位

三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項

四 港湾に関する条例、規則等

港湾台帳は、帳簿と図面をもって構成されており、港湾管理者は、これを調製する義務がある。港湾施設は、その所有者が県又は民間である場合があり、件数も多いものの、担当す

る県職員の人数は限られており、帳簿や図面の調製も外部委託はせずに担当者が直接パソコンで更新しているため、単純な入力誤りが発生している。

また、日立港区事業所で行われた整備事業による施設の変更を反映させ、年1回、港湾課に加除訂正表、港湾台帳総括表及び港湾台帳を提出している。しかし、その会計年度に発生した港湾台帳の変更は更新されるものの、港湾施設の実査は行っていないため、現物と港湾台帳との整合性は確かめておらず、過去の誤りに気付くことが難しい。

そして、港湾法第34条の規定において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、茨城県の管理する港湾施設の概要を茨城県報で告示していることから、港湾台帳は、その正確性を期する必要がある。

事業費総額が未記載であることについて、過年度に取得した施設に関する港湾台帳の整備状況は、金額の記載漏れがあるなど良好ではなく、港湾施設の情報の蓄積や引継ぎが十分に行われていない。また、施設情報が不明である場合にはどのように対処するか方針が定められておらず、これが過年度に発生した港湾台帳の不備を放置する要因となっている。

港湾法

(業務)

第12条 港務局は、次の業務を行う。

...

5 港務局は、国土交通省令で定めるところにより、その管理する港湾施設の概要を公示しなければならない。

(業務)

第34条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第12条及び第13条の規定を準用する。

港湾台帳を更新する場合には、工事担当者と管理担当で二重チェックを行い、台帳の正確性を担保する必要がある。

港湾施設については実査を行い、現物の施設と港湾台帳との整合性を確かめる必要があることから、ローテーションを組むなどして、一定期間で港湾施設を網羅して実査を行えるように検討されたい。

事業費総額について過年度の資料が残っていない港湾施設では、対応方針を検討し、速やかに港湾台帳を整備されたい。

2) 公有財産台帳の管理について

【指摘】

公有財産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものをいう（地方自治法（以下この項目において「法」という。）第238条第1項）。

公有財産の分類

号	財産名
1	不動産
2	船舶，浮標，浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
3	前2号に掲げる不動産及び動産の従物
4	地上権，地役権，鉱業権その他これらに準ずる権利
5	特許権，著作権，商標権，実用新案権その他これらに準ずる権利
6	株式，社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み，短期社債等を除く。），地方債及び国債その他これらに準ずる権利
7	出資による権利
8	財産の信託の受益権

公有財産は、「行政財産」と「普通財産」とに分類される（法第238条第3項）。「行政財産」とは地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することを決定した財産をいう（法第238条第4項）。「普通財産」とは，行政財産以外の一切の公有財産をいう（法第238条第4項）。

また，総務部長は，公有財産台帳（様式第10号。以下「台帳」という。）を備え，種別，種目，名称，数量，所在，価格その他必要な事項を記載し，異動の都度修正しなければならない（茨城県公有財産事務取扱規則（以下この項目において「規則」という。）第33条第1項）。そして，公有財産事務取扱者（出先機関の長等）は，その分掌する公有財産について，公有財産台帳の副本を備えて整理しておかなければならないとされ（規則第33条第2項），主管課長は，その主管する出先機関の長の分掌する公有財産台帳の副本を備え整理しておかなければならない（規則第33条第3項）。

なお，道路法第28条（道路台帳），港湾法第49条の2（港湾台帳），海岸法第24条（海岸保全区域台帳），漁港漁場整備法第36条の2（漁港台帳），下水道法第23条（公共下水道台帳），地方公営企業法など，他の法令の規定により作成が義務付けられているもの（他法令台帳）については，当該台帳をもって公有財産台帳に代えるものとされている（「茨城県公有財産事務取扱規則の運用解釈について」第33条関係）。

日立港区事業所での公有財産台帳の整備運用状況を確認するため，公有財産の現場視察と担当者への管理状況の聴取を行い，また公有財産台帳を閲覧した。その結果，公有財産台帳に以下の事項が発見された。

工作物番号	工作物名称	取得日	取得価格	発見事項
7	浮標灯	昭和63年11月 18日	2,920,000円	公有財産台帳に記載はあるが，調査の結果，現物

				が確かめられなかった。
8	浮標灯	昭和 63 年 11 月 18 日	1,400,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
9	浮標灯	平成 4 年 9 月 30 日	1,957,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
11	浮標灯	平成 9 年 8 月 31 日	2,352,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
12	浮標灯	平成 10 年 3 月 25 日	2,415,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
15	浮標灯	昭和 55 年 7 月 31 日	1,169,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
16	浮標灯	昭和 55 年 12 月 19 日	2,500,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
17	浮標灯	昭和 59 年 7 月 15 日	1,900,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
18	浮標灯	昭和 59 年 6 月 25 日	1,300,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
19	浮標灯	昭和 62 年 8 月 10 日	2,900,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
20	浮標灯	平成 1 年 1 月 23 日	1,100,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
21	浮標灯	平成 2 年 1 月 20 日	1,339,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
22	浮標灯	平成 4 年 7 月 23 日	2,060,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物

				が確かめられなかった。
23	浮標灯	平成4年10月9日	1,030,000円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
24	危険標識灯	昭和57年8月14日	1,350,000円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
25	危険標識灯	昭和59年2月17日	2,600,000円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
26	標識灯	昭和63年3月12日	190,000円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
27	標識灯	昭和63年3月12日	840,000円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。

これらは、防波堤工事等において船舶航行の安全を確保するために当該事務（事業）所が仮設的に設置した浮標灯等であり、防波堤工事等が完了した後は、不要となり廃棄処分を行っているため、現物は存在していない。

地方自治法

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと

決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

茨城県公有財産事務取扱規則

(公有財産台帳)

第 33 条 総務部長は、公有財産台帳（様式第 10 号。以下「台帳」という。）を備え、種別、種目、名称、数量、所在、価格その他必要な事項を記載し、異動の都度修正しなければならない。

2 公有財産事務取扱者は、その分掌する公有財産について、公有財産台帳の副本を備えて整理しておかなければならない。

3 主管課長は、その主管する出先機関の長の分掌する公有財産台帳の副本を備え整理しておかなければならない。

4 公有財産管理者は、管理を分掌する公有財産について、毎年 3 月 31 日現在においてその取扱状況を調査しなければならない。

実態と公有財産とに乖離が発生しており、公有財産台帳の正確性が担保されないと、災害時などに公有財産の状況確認が遅れるなど問題がある。

その会計年度に発生した公有財産の増減について、公有財産台帳が更新されるものの、公有財産台帳に記載されている財産の全てについて毎期実査は行っていない。このため、現物と台帳との整合性が確かめられず、過去の誤りに気付くことが難しい。

公有財産は、法第 233 条第 6 項に基づく決算の公表に伴い、決算に関する付属書類の「財産に関する調書」にてホームページに公表されていることから、公有財産台帳は、その正確性を期する必要がある。

地方自治法

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

・・・

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

年に2回（9月及び3月）行われる公有財産の管理状況の確認の際に，管理を分掌する公有財産について，公有財産台帳と現物を突合し，現在の数量，財産の異動等を総務部管財課に報告することとなっており，その徹底が必要である。

また，公有財産台帳を更新する場合には，工事担当者与管理担当で二重チェックを行い，台帳の正確性を担保する必要がある。

3) 角印の管理保管について

【意見】

茨城県財務規則によると，備品とは，その性質又は形状を変えなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で，その取得価額が5万円以上のものとされている。これらは，備品管理一覧表を作成することで管理がされており，異動を記録することとなっている。

また，年に一度備品の棚卸を行い，備品に管理番号や取得年月日が記載されている管理標識を貼付することで，備品管理一覧表と現物の一致を確かめることができる。取得価額が5万円未満であるものの，公印や携帯電話など別に定められた重要な物品は，備品管理一覧表に記載し管理している。

日立港区事業所の備品管理一覧表を閲覧し，現物の備品との一致を確かめていったところ，当該一覧表に記載されている公印は，全て現物との一致を確かめられた。一方で，「日立港湾事務所法定外控除取扱者印」と「日立港湾事務所代表者印」の角印が金庫に保管されており，備品管理一覧表に記載がなかった。いずれも現在は使用されていないものの，破棄されずに残っていた。これら2つの角印は，日立港湾事務所時代の給与担当者が組合費等の法定外控除分を入れる銀行口座印として利用していたもの及び庶務担当者が庁舎で利用する電気料等の公共料金用の銀行口座印として利用していたもので，公印ではない。

備品管理一覧表に記載され現物が確認できた公印

管理番号	品名	取得日	取得価額	保管場所
05-01-00002-1	茨城県地方出納員之印	S54. 6. 1	3,000 円	事務室
05-01-06000-1	所長印	H22. 3. 31	7,224 円	事務室
05-01-06001-1	地方出納員の印	H22. 3. 31	3,234 円	事務室

茨城県財務規則

(物品の分類)

第227条 物品は，その適正な供用及び処分を図るため，その目的に従い，次の各号に掲げる種別に分類するものとし，分類の基準は当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 その性質又は形状を変えなく比較的長期間にわたって使用に耐え

る物で、その取得価額が5万円以上のもの

今回発見された角印は、公印ではなく、取得価額が5万円未満であることから、備品管理一覧に記載する必要性はないものである。ただし、公印でないものを公印と一緒に管理保管することは紛らわしさがあり、現在使用していない角印は保管しておく必要がない。

公印でないものを公印と一緒に管理保管することは望ましくなく、また現在使用していない角印は速やかに破棄することを検討されたい。

3. 茨城港湾事務所大洗港区事業所

(1) 主な事務事業の実績等

① 管内の概況

茨城港大洗港区は、昭和36年に漁業基地として建設に着手し、昭和54年からは、商港としての整備を進め、昭和60年3月のカーフェリー就航以来、首都圏と北海道を結ぶカーフェリー基地として発展してきている。

また、クルーズ客船が接岸できる第4埠頭やマリナー、隣接するサンビーチ海岸と併せ、海洋性レクリエーション基地としての機能も高まっている。

◎茨城港大洗港区の概況

(令和元年10月31日現在)

水際線延長	港湾区域面積	防波堤等外郭施設延長	水域施設面積	公共係留施設延長	公共埠頭面積
6,545m	605.1ha	6,331m	66.1ha	4,121m	18.4ha

(埠頭の状況)

名称	水深(m)	利用の状況
第1埠頭	-2~-5	水産専用埠頭(5t未満の小型船, 約140隻)
第2埠頭	-5	タグボート, 港湾工事船専用埠頭, 茨城海上保安部巡視船
第3埠頭	-8	フェリー専用埠頭として暫定供用 ◎商船三井フェリー(さっぽろ, ふらの, しれとこ, だいせつ)
第4埠頭	-8	客船, 一般貨物船, 鹿島丸(海洋高校実習船)等及び各種イベントに使用。

② 主な事務事業の実績

1) 津波・高潮対策事業

ア 現況

大洗港区は、東日本大震災による津波被害を踏まえて、大洗サンビーチから宮下地区までの区間で津波・高潮対策を推進する必要がある。

イ 平成30年度の実績

社会資本整備計画に沿って津波・高潮対策を進めており、港湾背後地において平成28年度から地元の同意が得られた区間について防潮堤及び陸閘の工事に着手し、平成30年度末までに、防潮堤約2.0km、陸閘6基が完成した。

水産ふ頭地区において、平成29年度から南防波護岸の改良工事に着手し、平成30年度から、水門ゲート製作工事及び水門下部製作工事に着手した。

宮下地区において、防潮堤整備等について、県・大洗町及び地元代表者の間で協議を重ねている。

2) 許認可業務

ア 現況

港湾施設管理条例に基づき入港船舶等を許可し使用料を徴収している。

また、大洗港区の運営形態等に応じた適時適切な施設利用管理を行っている。

なお、船舶の入出航業務については、港湾施設管理運営業務の一部としての業務委託としている。

【カーフェリーの推移】

昭和 60 年就航 苫小牧・室蘭 週 6 便 取扱貨物量 (年) 350 万トン

平成 5 年 12 月 苫小牧・室蘭 週 12 便 取扱貨物量 (年) 520 万トン

平成 11 年 4 月 苫小牧：週 12 便，室蘭：週 6 便 計 週 18 便

平成 14 年 5 月 26 日 室蘭航路休止

平成 14 年 6 月 3 日 苫小牧：週 12 便 (～現在)

平成 30 年 取扱貨物量 (年) 1,390 万トン ，乗降人員 14 万 5 千人

イ 平成 30 年度の実績

- ・港湾管理条例に基づく許可件数と使用料収入

港 湾 施 設	
年 度・件 数	使 用 料
平成 30 年度 440 件	177,935 千円

- ・入港船舶数と取扱貨物量及び乗降人員の推移

年	入港船舶数	取扱貨物量	乗降人員数
平成	隻	トン	人
26	1,096	14,253,969	157,259
27	1,059	12,410,753	147,752
28	1,011	12,461,802	136,707
29	784	13,912,279	149,207
30	685	13,901,715	145,705

・上記取扱貨物量の内訳

(単位：t)

年	カーフェリー (苫小牧航路)	その他	計
平成			
26	14,232,525	21,444	14,253,969
27	12,392,990	17,763	12,410,753
28	12,446,345	15,457	12,461,802
29	13,892,765	19,514	13,912,279
30	13,893,835	7,880	13,901,715

3) 維持管理業務

ア 現況

順調な運航、良好な港として機能できるよう、港湾施設の管理運営（船舶に対する給水、清掃業務、可動橋の操作、警備業務）については、一元的に行う必要があることから、一括した業務委託を行っている。

維持管理の対象施設等は、昭和60年3月大洗港～苫小牧港のフェリー就航時に整備されたものが大部分であり、その運航に欠かせない施設・設備は、経年劣化を理由とした不具合が多く、突発的に発生するため、その対応に苦慮しているところである。

また、商業観光港として海洋レクリエーション機能の一部を担う港中央公園、大洗マリーナ及び大洗海浜公園については、指定管理者制度により維持管理業務を行っている。

イ 平成30年度の実績

主要な港湾施設の維持管理及び運営を(株)茨城ポートオーソリティ大洗支社に委託して実施し、また、一部の施設は、引き続き指定管理者制度を活用し経費の縮減及び住民サービスの向上、利用促進を図った。

・港湾施設管理運営業務委託

委託先：(株)茨城ポートオーソリティ

・指定管理者制度による施設

大洗マリーナ 委託先：(株)茨城ポートオーソリティ

港中央公園 委託先：(株)茨城ポートオーソリティ

大洗海浜公園 委託先：大洗町

4) 港湾振興及び利活用

ア 現況

賑わいのある「みなと」を創出するため、「大洗港振興協会」が主体となって各種イベントの開催や客船誘致の企画・立案を行っている。

なお、岸壁等利用促進については、本庁港湾課が地元大洗町と連携しながら、北海道（苫小牧）～大洗間のカーフェリーの乗客数・貨物数を増やすため、近県に出向きポートセールスを実施している。

イ 平成 30 年度の実績

平成 30 年 5 月のクルーズ船「ぱしふいっくびいなす」、平成 31 年 3 月のクルーズ客船「にっぽん丸」の入港に際しては、大洗港湾振興協会と連携しながら歓迎セレモニーやイベントを支援・協力することができた。

また、平成 30 年 7 月に海の月間事業として、海上自衛隊の協力を仰ぎ、自衛艦、カーフェリー船の「さんふらわあ」等の一般公開等各種イベントを実施した。

③ 事務事業の執行状況

1) 平成 30 年度歳入決算状況

(港湾事業特別会計)

(単位：円)

科目（目）	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
港湾事業収入	190,270,456	189,715,089	0	555,367
使用料	188,108,946	187,553,579	0	555,367
使用料	188,108,946	187,553,579	0	555,367
諸収入	2,161,510	2,161,510	0	0
雑入	2,161,510	2,161,510	0	0
合計	190,270,456	189,715,089	0	555,367

2) 平成 30 年度歳出決算状況

該当なし

(2) 指摘又は意見

① 財産管理

1) 港湾台帳のチェック体制について

【意見】

県では、港湾管理者として、港湾法第 49 条の 2、港湾法施行規則第 14 条の規定に基づき、港湾台帳を適切に調製する必要がある。

港湾法 (港湾台帳) 第 49 条の 2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。
--

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

港湾法施行規則

(港湾台帳)

第14条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、第5号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別

二 港湾における潮位

三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項

四 港湾に関する条例、規則等

茨城港湾事務所大洗港区事業所の港湾台帳を閲覧したところ、こう門 港湾台帳施設番号 08008B10-(1)-6 について、事業費総額に入力漏れがあり、工事台帳支出合計の金額が入力されていなかった。

種類名称	港湾台帳 施設番号	港湾台帳 事業費総額	工事台帳 工事番号	工事台帳 支出額合計
こう門	08008B10-(1)-6	0千円	第28-06-002- 0-006号	187,779千円

港湾台帳は、年1回、港湾課長から港湾事務所に対して、「港湾台帳及び海岸保全域台帳の提出について（報告）」の依頼がある。港湾事務所では、当該依頼に基づき、事務担当者が港湾台帳を作成の上、所定の決裁ルートでの承認を経た上で、港湾課に提出する。

担当者が作成・更新した港湾台帳について、所定の決裁ルートに基づき決裁は得ているものの、内容の確認が不十分であり、港湾台帳が適切に作成されていなかった。

また、港湾台帳は、「港湾台帳調製要領」に基づき作成されているが、当該要領は、作成方法までは記載されておらず、作業のマニュアルとしての実効性が乏しいため、港湾台帳に誤った情報が記載されるリスクがある。さらに、承認・決裁を行う際にも実質的な二重チェックがなされず、形式的な承認となってしまう可能性がある。

担当者による港湾台帳の作成の正確性を高め、また、上長によるチェック体制の実効性を確保するためには、工事担当者と管理担当で二重チェックを行った上で、承認・決裁を行う必要がある。

2) 事業費の按分について

【意見】

県では、港湾管理者として、港湾法第 49 条の 2、港湾法施行規則第 14 条の規定に基づき、港湾台帳を適切に調製する必要がある。

港湾法

(港湾台帳)

第 49 条の 2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

港湾法施行規則

(港湾台帳)

第 14 条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、第 5 号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別

二 港湾における潮位

三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項

四 港湾に関する条例、規則等

茨城港湾事務所大洗港区事業所の港湾台帳を閲覧したところ、港湾台帳の記載事項である事業費総額は、工事台帳の支払額合計に基づき入力している。ここで港湾台帳 施設番号 08008B10-(1)-2, 08008B10-(1)-3 の事業費総額は、工事台帳 工事番号 第 28-06-002-0-018 号の支払額合計に基づき計上している。また、港湾台帳 施設番号 08008B10-(1)-4, 08008B10-(1)-5 の事業費総額は、工事台帳 工事番号 第 28-06-002-0-005 号の支払額合計に基づき計上している。

複数施設を同時に整備している場合、港湾台帳を記帳するに際しては、各施設の事業費の算定等を行った上で、港湾台帳の事業費総額を記帳すべきである。しかし、現状では、二重で事業費総額の計上を行っている。

種類名称	港湾台帳 施設番号	港湾台帳 事業費総額	工事台帳 工事番号	工事台帳 支出額合計
陸開(港中央A)	08008B10-(1)-2	220,482千円	第28-06-002- 0-018号	220,482千円
陸開(港中央B)	08008B10-(1)-3	220,482千円		
陸開(センター)	08008B10-(1)-4	304,052千円	第28-06-002- 0-005号	304,052千円
陸開(港中央C)	08008B10-(1)-5	304,052千円		

また、港湾台帳には港湾施設の敷地面積等が記載されているが、建設終了年度や敷地面積等から勘案して同額になるはずのない港湾施設が、複数同額になっていたことから、施設ごとの事業費の配分が適切ではないと考えられるものである。港湾課によると、併せて整備した複数施設の全体の事業費を施設数で除して、それぞれの港湾台帳に記載したものということである。このような場合の事業費の配分に関する明確な規則はないが、各施設の事業費の修正を行う必要があると考えられる。

現状の入力方法では、複数施設を同時に整備している場合において、事業費の配分に関する明確な規則がない。複数施設を同時に整備している場合において、事業費の配分を敷地面積費等で按分するなど、対応方針を検討し、速やかに港湾台帳を整備されたい。

3) 過年度の港湾台帳について

【指摘】

県では、港湾管理者として、港湾法第49条の2、港湾法施行規則第14条の規定に基づき、港湾台帳を適切に調製する必要がある。

茨城港湾事務所大洗港区事業所の港湾台帳を閲覧したところ、港湾台帳 回頭泊地(施設番号08008A-2-5～8)、航路泊地(施設番号08008A-9-2)、防波堤(施設番号08008B-1-(1)-01～14, 08008B-1-(2)-1～08008B-2-(1)-8)その他について、事業費総額の記載がなされていない。これは、主に過去に取得した資産について、資料が残っておらず、事業費等が不明のため、未記載となっているとのことであった。

(事業費総額未記帳の施設)

名称	施設番号
回頭泊地	08008A-2-5
回頭泊地	08008A-2-6
回頭泊地	08008A-2-7
回頭泊地	08008A-2-8
航路泊地	08008A-9-2
防波堤	08008B-1-(1)-01～14

防波堤	08008B-1-(2)-1～08008B-2-(1)-8
-----	-------------------------------

近年に取得した施設については、港湾台帳に概ね情報が入力されているものの、過去に取得した施設に係る港湾台帳の整備状況については、記載漏れがあるなど良好ではなく、過年度における港湾施設のデータの蓄積が十分にはできていない状況である。

また、港湾台帳に記載が必要な情報が不明である場合にはどのように対処するかの方針も定められていないことも、過去に取得した施設に係る港湾台帳の不備を放置する要因となっていると考えられる。

既に資料がない港湾施設で一定規模以上のものについては、対応方針を検討し、速やかに港湾台帳を整備する必要がある。

② 使用料等収入

1) 旅客待合所使用許可申請書について

【意見】

茨城港大洗港区は、昭和60年3月のカーフェリー就航以来、首都圏と北海道を結ぶカーフェリー基地として利用されている。大洗港フェリーターミナルビルは、当カーフェリーのターミナルとして、昭和60年2月に建造され、以降利用されている。

〈大洗港フェリーターミナルビルの概要〉

1階	事務所スペース
2階	事務所スペース
3階	事務所スペース

同ビルの事務所スペースは、フェリー会社の取引業者等に使用させている。使用手続としては、使用予定者から下記項目を記載した「旅客待合所使用許可申請書」の提出を受け、茨城港湾事務所大洗港区事業所長が許可を与える形を取る。

〈旅客待合所使用許可申請書〉

位置	大洗港フェリーターミナルビル3階	
使用目的	事務所	
使用面積	×× 平方メートル	
使用期間	平成30年×月×日 ～ 平成31年×月×日	
使用料	使用料	2,722.85 円/㎡× × ㎡× 1月 = ×××円
	(年額)	×××円/月 × 12ヶ月 = ×××円
	加算金	別途納入通知書による。

「旅客待合所使用許可申請書」では原状回復義務の明示がなく、港湾施設使用者の同義務が茨城県港湾施設管理条例で定められているのみである。

茨城県港湾施設管理条例

(原状回復の義務)

第16条 使用者が許可港湾施設の使用を終了したとき、又は許可を取り消されたときは、自己の費用をもって直ちに原状に回復するとともに知事に届け出て検査を受けなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第17条 使用者又はその代理人若しくは使用人が、港湾施設を滅失又はき損したときは、使用者は直ちに知事に届け出て原状に回復し、検査を受けなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、知事の定める損害額を賠償して原状回復の義務を免れることができる。

2 前項の場合において、使用者が義務を履行しないときは、知事は自らこれを執行し、又は第三者として執行させその費用を使用者から徴収することができる。

実際には、使用予定者が同条例を確認して許可申請を出すことは少ないのではないかと考えられる。そのため、許可申請時に自らが原状回復義務を負うことを認識できる手続となっている必要がある。

使用予定者が自らの原状回復義務を認識できるよう、「旅客待合所使用許可申請書」に「許可の条件書」を添付することをお願いしたい。

2) 港湾施設使用料の未収金について

【意見】

大洗港フェリーターミナルビルの事務所スペースは、フェリー会社の取引業者等に使用させている。

〈大洗港フェリーターミナルビルの概要〉

1階	事務所スペース
2階	事務所スペース
3階	事務所スペース

事務所スペースの使用許可を受けた者は、使用期間（年度更新）にわたり事務所スペースを利用ことができ、その使用対価として、茨城県港湾施設管理条例の使用料単価に使用

面積を掛けた使用料を支払う義務が生じる。

茨城県港湾施設管理条例

(使用料の納付等)

第13条 使用者(別表第2の種別の欄に掲げる港湾施設に係る許可を受けた者に限る。)

は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、漁船による岸壁又は物揚場の使用に係る使用料の額については、茨城県漁港管理条例(昭和34年茨城県条例第24号)別表第1 1利用料の規定を適用する。

- 2 使用料は、知事の指定する日までに納付しなければならない。ただし、知事が認めたときは、分割して納付することができる。
- 3 使用料の算定基準は、規則で定めるところによる。

ここで、使用料の支払を行わない場合、茨城県港湾施設管理条例第13条違反となり、使用許可が取り消される。

茨城県港湾施設管理条例

(許可の取消変更等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により第3条、第4条ただし書又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づいて行う処分若しくは指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上知事が必要と認めるとき。

使用料の支払がないこと等を理由として使用許可の取消しが行われる場合にも、その取消しまでは時間を要する。そのため、当事務所スペースの使用許可は、通常の不動産の賃貸借取引と同様に、立退きまで時間を要することにより、まとまった使用料(賃料)や原状回復費用の未収が発生するリスクがある。この点、当事務所スペースの使用許可では、使用料が徴収できず、督促を行っている案件が1件(平成30年度末で金額555千円)生じており、職員が対応を行っている。

港湾施設使用許可における未収金について、実効性のある対応策を検討いただきたい。

4. 鹿島港湾事務所

(1) 主な事務事業の実績等

① 管内の概況

1) 管轄区域について

当所は、鹿島港の施設整備及び管理運営並びに波崎漁港の施設整備を行っており、その管轄区域は、鹿島港の港湾区域（約 5,212ha）、臨港地区（約 2,613ha）及び港湾隣接地域（約 27ha）の約 7,852ha と波崎漁港の漁港整備事業の実施区域である漁港区域（約 635ha）及び陸域（約 143ha）を含めた約 778ha となっている。

鹿島港及び波崎漁港が所在する鹿嶋市及び神栖市の人口と面積は、下表のとおりである。なお、鹿行地域全体における 2 市の割合は、人口で 60.3%、面積で 33.4%となっている。

区分	人口	面積	備考
鹿嶋市	67,430 人	106.02 km ²	人口 令和元年 9 月 1 日現在（茨城県統計課資料より）
神栖市	95,373 人	146.94 km ²	
計	162,803 人	252.96 km ²	面積 平成 26 年 10 月 1 日現在（国土地理院資料より）
鹿行地域	269,710 人	757.45 km ²	

2) 鹿島港について

鹿島港は、昭和 38 年に港湾法に基づく重要港湾に指定され、昭和 44 年の開港以後も整備が進められ、鉄鋼や石油化学コンビナートを中心とした工業港として着実に発展している。

昭和 62 年の東関東自動車道及び平成 29 年の首都圏中央連絡自動車道の開通により、首都圏からの利便性が向上したことから、東京湾岸に立地していた企業の鹿島地区への移転などにより、現在では鉄鋼や石油化学及び飼料コンビナート群が形成され、166 社の企業が立地している。

さらに、鹿島港は、平成 22 年 8 月に、国の成長戦略の一環として、国内港湾の強化と国際競争力の増強を目的として、集中的な港湾整備を図る「重点港湾」に選定されるとともに、平成 23 年 5 月には、大型輸送船が入港できる穀物等のバルク貨物の輸入拠点として、重点整備が図られる「国際バルク戦略港湾」に選定されている。

平成 24 年度には、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対し、港湾における風力発電施設の導入を図るため、南海浜地区及び南海浜沖地区にエネルギー関連ゾーンを追加、再生可能エネルギーを利活用する区域が設定された。この区域で合わせて 36 基の風車を神栖市の風力発電会社「(株)ウインド・パワー・エナジー」と鹿島洋上風力コンソーシアムの 2 社がそれぞれ建設して運営する予定である。風車の工事は、令和元年度から建設に着手する予定である。

鹿島港の平成 30 年における入港船隻は 11,978 隻で、前年と比較して 227 隻（約 2%）増加し、鹿島港全体の取扱貨物量は 5,975 万トンで前年と比較して 44 万トン（約 1%）の減

少となり、前年と比較して外国貿易は 40 万トン（約 1 %）の増加、内国貿易は 85 万トン（約 5 %）の減少となった。

これは、コンビナート企業が 4 年に一度実施する大規模定期修繕が大きく影響し取扱貨物量が減少したものと考えられる。

また、コンテナ取扱貨物量は、内貿は前年並みであったが、外貿は化学工業品が大きく落ち込み、結果前年取扱貨物量から約 2 割減少となった。

3) 波崎漁港について

波崎漁港は、北部太平洋海区における最大の巻き網船団を擁する漁業基地であり、利根川河口に位置する河川港として発展してきた。

しかし、沿岸流を原因とする航路、港内への漂砂の堆積、巻き網漁船の大型化に伴う港内水深の不足、更には、大量かつ集中した水揚げに対応した漁港施設用地の不足などから、漁港の拡張が求められ、昭和 48 年度を初年度とする第 5 次漁港漁場整備計画に基づき、新たに太平洋に面した外港地区の整備に着手し、昭和 60 年に第 1 期整備分の供用を開始した。

平成 14 年度からは、新たに策定された特定漁港漁場整備計画（平成 14 年度～平成 23 年度）に基づき、航路及び港内の静穏度向上を目的に防波堤の延伸並びに漂砂による埋没防止対策として浚渫を実施した。

また、外港地区にある大型船舶主体の旧波崎漁業組合と河川港にある小型船舶主体の旧波崎共栄漁業組合が、経営基盤の強化を目的にはさき漁業協同組合として合併したことを契機とし、河川港に係留してある小型船舶の一部を外港地区へ移転させるため、外港地区の拡張を行っている。

さらに、平成 24 年度からは、令和 3 年度までの 10 年間に事業期間とした次期漁港整備長期計画に基づき、西防波堤、外港拡張部の整備を進め、漁船の安全な入出港と水産物の安定供給を図っている。また、平成 27 年度から漁港地区において津波対策事業に着手している。

② 主な事務事業の実績

1) 鹿島港の整備について

ア 現況

近年の社会経済情勢の変化や輸送コストの低減及び荷役作業の効率化から、大型船舶による大量輸送の需要が増大する中で、南公共埠頭における取扱貨物量が依然として高い状況となっている。

また、北公共埠頭については、専用岸壁を持たない立地企業からも大型船舶の利用が可能となる水深 13m 以上の公共岸壁の早期整備に対して強い要望が出ている。

さらに、港湾海岸では、国土の防護、環境、利用について調和のとれた海の保全等を定めている社会資本整備重点計画に基づく海岸環境整備事業として、海水浴や年間を通して海

とふれあいを楽しめる海岸（親水性レクリエーションエリア）を確保するため、神栖市日川地区海岸及び鹿嶋市平井地区海岸において、遊歩道、トイレ等の整備をしている。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、港湾施設全体に甚大な被害を受けたが、平成 26 年 1 月に全面的に復旧した。

東日本大震災により発生した大きな津波により、南・北公共埠頭の背後地区が浸水するという被害が起きたことから、津波高潮対策事業として防潮堤の整備を平成 25 年度から行っており、平成 26 年度に本工事に着手し、平成 28 年 5 月に完成している。また、平成 27 年度には臨港地区を対象とした津波避難計画を策定し、平成 28 年度に外港地区に津波避難施設が完成した。

イ 平成 30 年度の実績

国補港湾整備事業として、北海浜地区の防砂堤整備を行った。

国補港湾統合補助事業として、南公共埠頭岸壁の補修工事及び深芝公共岸壁の補修工事を行った。

国補津波高潮対策事業として、日川海岸・平井海岸で津波高潮施設実施設計を行い、日川海岸においては、一部工事に着手した。

県単鹿島港機能施設整備事業として、外港公共埠頭地区において道路舗装工事、護岸改修工事などを実施した。また、居切地区において岸壁細部設計及び橋梁撤去設計を行った。

さらに、県単港湾整備事業として、施設の更新・修繕を行い、安全性の確保と機能の回復を図っている。

2) 鹿島港の管理等について

ア 現況

鹿島港は、昭和 44 年の開港から 50 年を経過するため、岸壁、護岸、臨港道路などの港湾施設並びに、港湾機能であるクレーンなど荷役設備や荷役貨物を一時保管する上屋施設などに経年劣化が生じている状況である。

港湾機能を適正に維持管理するためには、適時適切なメンテナンス補修や定期的な大規模補修などが不可欠であり、港湾施設の長寿命化を図るためにも計画的な施設補修が求められている。

また、平成 23 年の東日本大震災により、南北公共埠頭を始め、中央船溜の船員待合所、魚釣園及び新浜緑地など、管理する数多くの港湾施設や関連施設に甚大な被害を受けたが、平成 26 年度までに、建替え・補修・修繕等を行い復旧した。

北公共埠頭における内航及び外航のコンテナ定期航路は、震災による影響で全て中断した。その後の応急復旧を受けて、内航コンテナ定期航路は、平成 23 年 7 月 8 日に再開され、また外航コンテナの定期航路についても平成 28 年 7 月 6 日から新規開設されている。

イ 平成 30 年度の実績

東日本大震災の被災後、岸壁、野積場等の復旧工事を進めるとともに、利用可能になった岸壁を、順次供用し利用者の利便を図ってきた。また、南公共埠頭の電気防食の更新、灯浮標の交換、南・北公共埠頭荷役機械の点検整備を行ったほか、南公共埠頭上屋照明の更新、深芝公共埠頭岸壁の応急修繕を行った。

3) 波崎漁港について

ア 現況

波崎漁港は、海面沿岸漁業及び内水面漁業の基地で、特に北部太平洋海区最大の巻き網船団の所属する漁業基地として、利根川河口の河川港として発展してきた。第1次～第4次漁港整備長期計画により昭和47年に河川港は概成したが、巻き網漁船の大型化や大量集中水揚げに伴う漁港施設用地の不足に伴い、第5次計画により太平洋に面する外港の建設に着手した。昭和60年の供用開始後、水揚げは飛躍的に増大し、地元の産業経済に多大な貢献を果たしている。

しかし、大型漁船の増加と漁業協同組合の統合に伴う小型漁船の外港への移転のため、外港の更なる拡張が必要となり、平成23年度までの特定漁港漁場整備事業10ヶ年計画（平成14～23年度）に基づき、外港の拡張を進めてきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波では漁港施設全体に甚大な被害を受け、河川港、外港とも水揚げができない状況が続いた。

平成23年9月から本格的に災害復旧工事に着手し、供用部については、平成25年1月に河川港、外港とも水揚げが再開された。また、拡張部の復旧工事についても、平成26年度中に完成し、全ての復旧工事が完了した。

今後は、災害復旧工事が完了したことから、外港の拡張工事において、背後地の用地造成、道路、上下水道、電気関連施設の整備を行うこととなっている。

イ 平成 30 年度の実績

国補事業として西防波堤の整備工事、泊地の浚渫工事等を実施した。

外港拡張部開発対策事業として造成工事及び臨港道路整備工事等を実施した。

津波対策事業として護岸工事を実施した。

県単事業として漁港施設の維持・修繕工事を実施した。

4) 津波対策

平成26年度に水産振興課で策定した波崎漁港の津波対策基本設計を基に、平成27年度は測量、詳細設計を行い、平成28年度から本工事に着手した。令和2年度までの復興期間内の津波対策事業の完了を目指している。

③ 事務事業の執行状況

1) 平成 30 年度歳入決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産収入	56,044	56,044	0	0
財産運用収入	56,044	56,044	0	0
財産貸付収入	56,044	56,044	0	0
諸収入	1,580	1,580	0	0
雑入	1,580	1,580	0	0
雑入	1,580	1,580	0	0
合計	57,624	57,624	0	0

(港湾事業特別会計)

(単位：円)

科目(目)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
港湾事業収入	701,334,993	701,269,473	0	65,520
使用料	701,334,993	701,269,473	0	65,520
使用料	701,334,993	701,269,473	0	65,520
財産収入	464,238	464,238	0	0
財産収入	464,238	464,238	0	0
諸収入	114,285	114,285	0	0
雑入	114,285	114,285	0	0
合計	701,913,516	701,847,996	0	65,520

2) 平成 30 年度歳出決算状況

(一般会計)

(単位：円)

科目(目)	事業費	令達額	支出済額	差引残額
水産基盤整備費	902,163,963	902,163,963	902,163,963	0
土木総務費	564,140	564,140	564,140	0
港湾管理費	20,895,840	20,895,840	20,895,840	0
港湾建設費	378,480,249	378,480,249	378,480,249	0
合計	1,302,104,192	1,302,104,192	1,302,104,192	0

(鹿島特別会計)

(単位：円)

科目(目)	事業費	令達額	支出済額	差引残額
鹿島都市整備事業	24,710,400	24,710,400	24,710,400	0

費				
合計	24,710,400	24,710,400	24,710,400	0

(港湾事業特別会計)

(単位：円)

科目(目)	事業費	令達額	支出済額	差引残額
港湾管理費	522,010,651	522,010,651	522,010,651	0
港湾建設費	184,402,440	184,402,440	184,402,440	0
港湾建設費 (建設事務費)	1,029,754	1,029,754	1,029,754	0
合計	707,442,845	707,442,845	707,442,845	0

(2) 指摘又は意見

① 工事請負費

1) 工事設計について

【意見】

新浜緑地公園多目的球技場(鹿嶋市新浜12番地)グラウンド(サッカー場)の芝張替え工事として、下記内容の工事が実施された。

業務名	新浜緑地グラウンド整備工事
契約形態	一般競争入札
業務内容	・グラウンド・コート整備 一薬剤散布工, 既設高麗芝剥ぎ取り工, スリット暗渠排水掘削工, スリット暗渠掘削残土搬出工, スリット暗渠埋戻し工, ティフトン芝苗蒔き工, 不陸 修正転圧工, 目砂散布工, 養生管理
金額	22,140 千円(税抜)

当該工事は、二度の設計変更が行われている。その変更理由は、下記のとおりである。

〈第1回変更理由〉

ティフトン芝苗蒔き工について、工事完了後の管理者となる鹿嶋市と工事契約後に打合せ協議を実施したところ、鹿嶋市より一部工区について張芝工への変更を要望されたことより、張芝工を追加変更している。その施工に約50日の不測の日数を要するため、工期を50日間延長する。

〈第2回変更理由〉

ティフトン芝苗蒔き工について、施設整備後に管理者となる鹿嶋市と協議した結果、施

設整備後早期に施設を使用するためには芝の育成を早める必要が生じたため、芝苗蒔き量を 200 g/m²から 400 g/m²に変更する。

上記のとおり、設計変更は、施設管理者である鹿嶋市との協議の結果生じたものであるが、変更理由を見るに、事前に同市と協議し、それを基に工事設計すべき事項と考えられる。当該工事は、一般競争入札で行われているが、協議後設計により入札が行われていた場合、入札結果が変わった可能性がある。

工事設計を行う際には、その内容を関係者に事前に確認する等の十分な準備を実施し、その上で、入札等の手続に入ることを求める。

2) 入札差金の取扱いについて

【意見】

鹿島港湾事務所は、各事業の全体計画及び当該年度の事業計画について、事業主管課である港湾課と協議し、また、港湾課は、国や県の担当課と協議し、予算を確保する。同事務所では、各事業の予算を原資として、工事や業務委託等の発注を行っている。

ここで、工事及び委託業務の発注では、予定価格と落札価格の差額である入札差金が生じる。入札差金が生じた場合、同事務所では、入札差金を含む未執行予算を港湾課と協議し、事業の進捗を図るため、発注済み工事及び委託等の設計変更又は新たな工事及び委託等の発注を行っている。

また、同事務所の入札差金の取扱いの考え方は、下記のとおりである。

入札差金を含む未執行予算については、了承された事業計画の範囲内で、かつ、各事業の効果を早期発現するために必要な項目に使用しており、各事業の目的にそぐわない項目には使用していない。

入札差金を利用した発注済み工事及び委託等の設計変更等が行われることにより、入札で決定された当初の契約金額から最終的に増額される案件が生じている。設計変更等は、その必要性を検討し行われるものであるが、入札差金を利用した設計変更は、その検討が十分でない可能性も考えられる。

発注済み工事及び委託等の設計変更等については、無駄な支出をしていないとのことであるが、より慎重に検討することをお願いしたい。

② 委託料

1) 委託業務の報告について

【指摘】

鹿島港の施設の管理に関する補助業務，その他の管理業務について，県とB社とで委託契約を締結している（鹿島港管理業務委託契約書）。

委託業務の具体的な内容は，当該契約書第1条第2項により，鹿島港港湾施設管理業務実施処理要領，鹿島港港内巡視業務実施要領等に定められている。

実施要領のうち，池向岸壁の管理運営及び船員待合所の管理運営については，以下のよう
に記載されている。

区分	業務の内容	処理方法
池向岸壁の管理運営	1 規則第10条の係留中の船舶の遵守事項に関する巡視。	所長の指示により巡視を行う。この場合，違反事例があれば直ちに所長に連絡する。
	2 規則第11条に基づく船舶係離の立会い。	船舶の係離の前後に立会い，その時刻及び岸壁等の施設の状況の調査を行う。この場合，施設に損傷等が生じたときは直ちに所長に連絡する。
	3 池向岸壁内の港湾施設及び設備の保守点検。	毎日1回保守点検を行う。
中央船溜の管理運営	1 中央船溜敷地内の植栽の手入れ及び除草。	年に2回以上除草を行い，適宜散水等の管理を行う。
	2 中央船溜敷地内の清掃整理。	毎週1回道路，駐車場の整理清掃を行う。
	3 条例第3条に基づく給水施設使用許可に係わる給水。	給水作業を行い施設備え付けの計量器により給水量を確認する。この場合，漏水その他事故が発生しないよう十分注意する。
	4 給電施設の管理。	給電作業を行い施設備え付けの計量器により給電量を確認する。
	5 給水設備及び給電設備の保守点検並びに給水量，給電量の確認。	照明灯，標識灯，分電盤及び量水器について，原則として毎月初めに保守点検並びに前月分の給水量，給電量の確認を行う。

上記のうち，池向岸壁の管理運営についての報告は，B社から毎月提出される「業務完了報告書」において，その月の利用船舶数の記載がなされているのみであり，船舶の遵守事項に対する違反の有無，船舶係離時の施設への損傷の有無，港湾施設及び設備の保守点検の実

施については報告がない。また、中央船溜敷地内の管理運營業務のうち1の中央船溜敷地内の植栽の手入れ及び除草については、作業は適切に行われているものの、その作業を実施した旨の報告が「船員待合所及び中央船溜管理日誌（様式第7号）」に記載されていない。

池向岸壁の管理運営についての報告は、「船舶離着岸確認書（様式第8号）」を用いて行う必要がある。また、中央船溜敷地内の植栽の手入れ及び除草の作業の報告については、様式第7号の備考欄に記載することが必要である。

2) 細部設計業務について

【意見】

波崎漁港西防波堤隅角部（ぐうかくぶ）細部設計業務は、西防波堤の異形函（隅角部）についての工事を発注するに当たり、どのような材料がどれだけ必要かということを具体的に確定するための設計を行う業務である。

西防波堤の形状は、1つの直線でなく隅角部と呼ばれる角度がついた箇所では2本の直線を繋げたものとなっている。平成25年に実施した基本設計では、直線部の主要な構造となる標準函（標準部）と呼ばれる直方体のみについて、安定計算等の検討を行う設計となっていた。

今回の細部設計業務は、当初その基本設計を基に進められたが、異形函の基本設計が実施されていないことが判明し、異形函の個別の安定計算等が必要となり、追加で委託料の増額が生じたものである。

平成25年の基本設計時に、図面上は一直線の標準函のみではないにもかかわらず、設計上は一直線の標準函のみについての検討となっていた。図面等を詳細に確認すれば、異形函の基本設計が必要であることが発見できていた。

今回は設計業務に係るものであるが、工事の予算にも影響を与えるものであることから、事前に担当者を含む複数人で業務内容を精査し、契約後の変更がないようにすることが望ましい。

③ その他の支出

1) 港湾施設管理用品の納品日について

【指摘】

デスクマットとカートリッジを随意契約で購入し、平成30年5月15日付けで港湾管理費の消耗品費で計上されている。支出負担行為決議票によれば、契約年月日は同年4月13日であり、納品書の受付日と検査年月日は同年5月7日である。

一方で、事業者からの納品書日付は、デスクマットが平成30年4月16日であり、カートリッジは同月17日である。通常は、納品物とともに納品書が送られてくるが、当日に届か

なかった。このため、納品物が届いた同月 16 日及び 17 日の検査確認時には、一緒に送られてきた送付書によって検査を行ったが、送付書は残しておかなかった。

その後、平成 30 年 5 月 7 日に請求書とともに納品書が届き、同日の日付にて、請求書とともに納品書にも受付印を押印している。経理担当者から、検査は納品受付後に行われる行為であるとの指摘を受けて、当初は検査年月日を同年 4 月 16 日及び 17 日と記入していたところ、納品書の受付印と同日の同年 5 月 7 日に検査年月日を訂正している。

歳出の会計年度所属区分は、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号によれば、当該行為の履行があった日の属する年度である。また、地方自治法第 234 条第 2 項第 1 号によれば、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、政令の定めるところ（地方自治法施行令第 167 条の 15）により、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。よって、検査年月日は、歳出の会計年度所属区分を判断する上で重要な日付である。

実際は、納品も検査も平成 30 年 4 月 16 日及び 17 日に行われていたものの、納品書の受付印が同年 5 月 7 日であり、送付書がなかったため、納品日は最終的に同日であると判断し、検査日を 5 月 7 日に修正させたことは問題である。また、当初、検査年月日が平成 30 年 4 月 16 日及び 17 日と記入されていたのに、なぜ納品書の受付印日付が同年 5 月 7 日なのかの事実確認を怠った。

地方自治法

（契約の履行の確保）

第 234 条の 2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令

（歳出の会計年度所属区分）

第 143 条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 一 地方債の元利償還金、年金、恩給の類は、その支払期日の属する年度
- 二 給与その他の給付（前号に掲げるものを除く。）は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度
- 三 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料（労働保険料を除く。）並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年

度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度

四 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度

五 前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度

(監督又は検査の方法)

第 167 条の 15 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

検査日が 4 月 16 日及び 17 日であったものを、納品書の受付日が 5 月 7 日で押印されていたため、検査日を 5 月 7 日に修正しているが、事実確認及びその経緯が書類上から分からない。今後は、検査日の訂正を行った際には、その理由を書類上に明記しておく必要がある。

また、品物とともに納品書が届かないイレギュラーな場合は、代わりに納品・検査確認を行った証憑を納品書と一緒に保管しておき、納品日が分かるようにすべきである。

④ 財産管理

1) 港湾台帳の管理について

【指摘】

港湾台帳とは、港湾管理者が港湾の管理運営を行っていく上で必要となる港湾施設等の基礎的な情報を取りまとめたものであり、港湾法第 49 条の 2 の規定に基づき、港湾管理者がこれを調製することとされている。また、港湾法施行規則第 14 条の規定により、港湾台帳は、帳簿と図面をもって構成することとなっており、このうち帳簿の調製については、同

規則第 14 条第 2 項の規定により定める様式によることとなっている。

鹿島港湾事務所での港湾台帳の整備運用状況を確認するため、港湾施設の現場視察及び担当者への管理状況の聴取を行い、また港湾台帳及び図面を閲覧した。その結果、各港湾における港湾台帳及び図面に以下の事項が発見された。

(係留施設)

施設番号	名称 管理者名等	水深	建設開始及び終了年度	発見事項
C-1-54	DIC A, B岸壁 DIC(株)	0 m	平成 6 年度及び平成 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾台帳では水深 0 m で登録されているが、施設位置図では水深 7 m と記載されている。調査の結果、台帳の水深が誤っている。 ・事業費総額の記載がなされていない。

(係留施設)

施設番号	名称 管理者名等	延長	建設開始及び終了年度	事項
C-4-20	鹿島タンクターミナルバース 鹿島タンクターミナル(株)	170m	平成 23 年度及び平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾台帳では延長 170m で登録されているが、施設位置図では延長 154m と記載されている。調査の結果、施設位置図の延長が誤っている。 ・事業費総額の記載がなされて

				いない。
C-6-7	深芝船溜物揚場 茨城県	209.2m	平成1年度及び平成3年度	・港湾台帳では延長209.2mで登録されているが、施設位置図では延長115mと記載されている。調査の結果、施設位置図の延長が誤っている。

(航行補助施設)

施設番号	種類	名称 管理者名等	建設開始及び終了年度	発見事項
E-1-19	航路標識	鹿島港北航路誘導灯前灯 茨城県	平成14年度	・いずれも過年度に撤去済みであったが、港湾台帳と施設位置図と両方にて記載がそのまま残っている。 ・事業費総額の記載がなされていない。
E-1-20	航路標識	鹿島港北航路誘導灯後灯 茨城県	平成14年度	・いずれも過年度に撤去済みであったが、港湾台帳と施設位置図と両方にて記載がそのまま残っている。 ・事業費総額の記載がなされていない。

上記のほか、港湾台帳のうち無作為に抽出して閲覧した施設において、事業費総額の記載がなされていないものが存在した。これらは、取得年度が古いなどの理由から当時の資料が残っておらず、事業費等が不明のため、未記載のまま台帳登録されている。

港湾法

(港湾台帳)

第 49 条の 2 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

港湾法施行規則

(港湾台帳)

第 14 条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、第 5 号様式とする。

一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別

二 港湾における潮位

三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項

四 港湾に関する条例、規則等

港湾台帳は、帳簿と図面をもつて構成されており、港湾管理者は、これを調製する義務がある。港湾施設は、その所有者が県又は民間である場合があり、件数も多いものの、担当する県職員の人数は限られており、帳簿や図面の調製も外部委託はせずに担当者が直接パソコンで更新しているため、単純な入力誤りが発生している。

また、鹿島港湾事務所で行われた整備事業による施設の変更を反映させ、年 1 回、港湾課に加除訂正表、港湾台帳総括表及び港湾台帳を提出している。しかし、その会計年度に発生した港湾台帳の変更は更新されるものの、民間の港湾施設の実査は行っていないため、現物と港湾台帳との整合性は確かめておらず、過去の誤りに気付くことが難しい。

そして、港湾法第 34 条の規定において準用する同法第 12 条第 5 項の規定に基づき、茨城県の管理する港湾施設の概要を茨城県報で告示していることから、港湾台帳は、その正確性を期する必要がある。

事業費総額が未記載であることについて、過年度に取得した施設に関する港湾台帳の整備状況は、金額の記載漏れがあるなど良好ではなく、港湾施設の情報の蓄積や引継ぎが十分に行われていない。また、施設情報が不明である場合にはどのように対処するか方針が定め

られておらず、これが過年度に発生した港湾台帳の不備を放置する要因となっている。

港湾法 (業務) 第 12 条 港務局は、次の業務を行う。 ・・・ 5 港務局は、国土交通省令で定めるところにより、その管理する港湾施設の概要を公示しなければならない。 (業務) 第 34 条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。
--

港湾台帳を更新する場合には、別の担当者も作業結果の検証を行うことで台帳の正確性を担保する必要がある。港湾施設については実査を行い、現物の施設と港湾台帳との整合性を確かめる必要があることから、ローテーションを組むなどして、一定期間で港湾施設を網羅して実査を行えるように検討されたい。

事業費総額について、過年度の資料が残っていない港湾施設では、対応方針を検討し、速やかに港湾台帳を整備されたい。

2) 公有財産台帳の管理について

【指摘】

公有財産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものをいう（地方自治法（以下この項目においては「法」という。）第 238 条第 1 項）。

公有財産の分類

号	財産名
1	不動産
2	船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
3	前 2 号に掲げる不動産及び動産の従物
4	地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
5	特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
6	株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
7	出資による権利
8	財産の信託の受益権

公有財産は、「行政財産」と「普通財産」とに分類される（法第 238 条第 3 項）。「行政財産」とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう（法第 238 条第 4 項）。「普通財産」とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（法第 238 条第 4 項）。

また、総務部長は、公有財産台帳（様式第 10 号。以下「台帳」という。）を備え、種別、種目、名称、数量、所在、価格その他必要な事項を記載し、異動の都度修正しなければならない（茨城県公有財産事務取扱規則（以下この項目において「規則」という。）第 33 条第 1 項）。そして、公有財産事務取扱者（出先機関の長等）は、その分掌する公有財産について、公有財産台帳の副本を備えて整理しておかなければならないとされ（規則第 33 条第 2 項）、主管課長は、その主管する出先機関の長の分掌する公有財産台帳の副本を備え整理しておかなければならない（規則第 33 条第 3 項）。

なお、道路法第 28 条（道路台帳）、港湾法第 49 条の 2（港湾台帳）、海岸法第 24 条（海岸保全区域台帳）、漁港漁場整備法第 36 条の 2（漁港台帳）、下水道法第 23 条（公共下水道台帳）、地方公営企業法など、他の法令の規定により作成が義務付けられているもの（他法令台帳）については、当該台帳をもって公有財産台帳に代えるものとされている（「茨城県公有財産事務取扱規則の運用解釈について」第 33 条関係）。

鹿島港湾事務所での公有財産台帳の整備運用状況を確認するため、公有財産の現場視察と担当者への管理状況の聴取を行い、また公有財産台帳を閲覧した。その結果、公有財産台帳に以下の事項が発見された。

工作物番号	工作物名称	取得日	取得価格	発見事項
10	浮標灯	昭和 64 年 1 月 5 日	770,000 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。
11	灯浮標	平成 2 年 2 月 28 日	896,100 円	公有財産台帳に記載はあるが、調査の結果、現物が確かめられなかった。

地方自治法

（公有財産の範囲及び分類）

第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

- 五 特許権，著作権，商標権，実用新案権その他これらに準ずる権利
 - 六 株式，社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み，短期社債等を除く。），地方債及び国債その他これらに準ずる権利
 - 七 出資による権利
 - 八 財産の信託の受益権
- 3 公有財産は，これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 4 行政財産とは，普通地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することと決定した財産をいい，普通財産とは，行政財産以外の一切の公有財産をいう。

茨城県公有財産事務取扱規則

（公有財産台帳）

- 第 33 条 総務部長は，公有財産台帳（様式第 10 号。以下「台帳」という。）を備え，種別，種目，名称，数量，所在，価格その他必要な事項を記載し，異動の都度修正しなければならない。
- 2 公有財産事務取扱者は，その分掌する公有財産について，公有財産台帳の副本を備えて整理しておかなければならない。
- 3 主管課長は，その主管する出先機関の長の分掌する公有財産台帳の副本を備え整理しておかなければならない。
- 4 公有財産管理者は，管理を分掌する公有財産について，毎年 3 月 31 日現在においてその取扱状況を調査しなければならない。

実態と公有財産とに乖離が発生しており，公有財産台帳の正確性が担保されないと，災害時などに公有財産の状況確認が遅れるなど問題がある。

その会計年度に発生した公有財産の増減について，公有財産台帳が更新されるものの，公有財産台帳に記載されている財産の全てについて毎期実査は行っていない。このため，現物と台帳との整合性が確かめられず，過去の誤りに気付くことが難しい。

公有財産は，法第 233 条第 6 項に基づく決算の公表に伴い，決算に関する付属書類の「財産に関する調書」にてホームページに公表されていることから，公有財産台帳は，その正確性を期する必要がある。

地方自治法

（決算）

- 第 238 条 会計管理者は，毎会計年度，政令で定めるところにより，決算を調製し，出納の閉鎖後 3 箇月以内に，証書類その他政令で定める書類と併せて，普通地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は，決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければな

らない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

・・・

6 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

年に2回（9月及び3月）行われる公有財産の管理状況の確認の際に、管理を分掌する公有財産について、公有財産台帳と現物を突合し、現在の数量、財産の異動等を総務部管財課に報告することとなっており、その徹底が必要である。

また、公有財産台帳を更新する場合には、工事担当者和管理担当者で二重チェックを行い、台帳の正確性を担保する必要がある。

⑤ 使用料等収入

1) 岸壁・物揚場使用許可について

【指摘】

岸壁・物揚場を使用しようとする者は、茨城県港湾施設管理条例第3条及び茨城県港湾施設管理条例施行規則第1条第1項により所定の申請書を県に提出し許可を受けなければならない。県では、申請者から提出された所定の申請書を受け付け、その使用許可をその都度行うこととし、その使用料徴収については、使用期間、数量が確定した時点で納入通知書を発行している。

茨城県港湾施設管理条例に基づく使用料徴収事務の取扱いについて

(平成16年3月29日港第148号 港湾課通知)

茨城県港湾施設管理条例に基づく施設の使用許可と使用料の徴収については、原則、財務規則どおりであるが、船舶代理店等港湾使用者の利便等を考慮し、岸壁使用料等一部については、例外的に次のとおりとする。

1 調定決議の時期

使用許可については、その都度行うこととし、調定決議の時期については、天候に左右される船舶の特殊性、給水業務等のように作業後に数量が確定するもの等、使用期間、数量が確定した段階で、直ちに調定決議を行い、納入通知を発行するものとする。

2 例外的な取扱いのできる種別

- (1) 岸壁・物揚場使用料
- (2) 軌道走行式荷役機械使用料
- (3) 荷さばき地使用料

- (4) 上屋使用料
- (5) 野積場使用料
- (6) 給水施設使用料
- (7) 廃油処理施設使用料

鹿島港の岸壁・物揚場使用料に関する使用許可の関係書類及び調定決議票を閲覧し、事務の流れを聴取したところ、使用許可申請書は、使用実績が確定した後に提出され、決裁手続を経て使用許可書が発行されていた。その使用許可に基づく使用料については、使用期間、数量が確定した月内で調定し、納入通知書により徴収している。

鹿島港湾事務所の使用許可が事後決裁になっている理由は、船舶の航行は天候に大きく左右されるため、着離岸予定日時の変更が多数発生し、その度ごとに変更許可を行うことは、年間約 2,300 件ある許可申請事務の煩雑を招くためである。

また、茨城県港湾施設管理条例施行規則第 1 条第 5 項に定める港湾法第 50 条の 2 第 6 項第 1 号に規定する電子情報処理組織による申請書の提出と利用状況を質問した。この電子情報処理システムとは、国土交通省の NACCS（港湾サブシステム）のことであるが、入出港届の受理及び係留施設使用届の提出に使用しており、岸壁等の港湾施設の使用許可には使用していない。

使用料収入の調定に問題はなかったが、使用許可はその都度行うことと規定しているところ、現在の仕組みでは、岸壁・物揚場等港湾施設の使用許可を事前決裁するのは困難である。県は、鹿島埠頭(株)など船舶代理店と協議した上で、IT の積極的な活用により現在の仕組みを改善し、港湾施設の使用許可を原則どおり事前決裁できるよう検討する必要がある。

⑥ その他の事項

1) プレジャーボート不法係留者について

【意見】

鹿島港湾事務所では、プレジャーボート用泊地に不法係留されている船舶を毎月把握し、年 2 回、下記の撤去文書を船舶上に掲示し、撤去を促している。

(撤去文書)

鹿島港内は船舶等の放置を禁止しています。

現在、あなたの所有している船舶（船舶番号×××-×××××）は無許可状態であり、他の船舶の障害になるとともに港湾施設の機能を妨げ損傷する恐れがありますので、直ちに撤去してください。

引き続き船舶を放置すると、行政代執行により強制撤去を行うことになります。

鹿島港の不法係留船舶数が多いことから、過去5年間の不法係留船舶数、不法係留船舶数の割合、不法係留期間について検討した。

過去5年間の不法係留船舶数の推移

H27年4月末	H28年4月末	H29年4月	H30年4月末	H31年4月末
17隻	21隻	21隻	28隻	23隻

平成31年4月末現在の不法係留船舶数の割合

許可隻数 (①)	23隻
不法係留隻数 (②)	23隻
不法係留船舶割合 (③) (② ÷ (① + ②))	50%

現状、プレジャーボート用泊地に係留されている船舶の半数が県の使用許可を受けておらず、使用料を支払っていない不法係留船舶である。そのうち13隻は、3年以上不法係留している。また、不法係留船舶数の5年間の推移を見ても大きく減少しているとは言えず、不法係留船舶への対応方法として、対象船舶上への撤去文書の掲示だけでは不十分である。

鹿島港湾事務所では、上記撤去文書に書いてあるとおり、引き続き船舶を放置すると、行政代執行により強制撤去を行うこととなる。放置等禁止物件の発見から監督処分・行政代執行までの手続は、「放置等禁止区域の再設定について」、「監督処分・行政代執行のフロー」、「簡易代執行のフロー」、「放置船舶等に対する代執行（簡易代執行）制度の運用フロー」の各指定にて定められている。

不法係留船舶を一掃するためには、対象船舶上への撤去文書の掲示だけでは不十分であり、関係機関に対象船舶の所有者を照会し、所有者判明後に郵送にて撤去文書を送るとともに、所有者と連絡を取り撤去方法等について話し合うなど、「監督処分・行政代執行のフロー」等に従い対応する必要がある。

5. 潮来土木事務所

(1) 主な事務事業の実績等

① 港湾の状況

(令和元年9月30日現在)

種別	施設名	計画規模	実績
地方港湾	潮来港	港湾区域 0.208 km ² 荷揚棧橋延長 155m	同左 同左
〃	軽野港	港湾区域 0.65 km ² 船溜まり面積 2,624 m ²	同左 同左
計		港湾区域 0.858 km ² 荷揚棧橋延長 155m 船溜まり面積 2,624 m ²	

(2) 指摘又は意見

① その他の事項

1) 放置艇の管理について

【意見】

潮来土木事務所では、潮来港と軽野港の2つの地方港を管理している。各港での放置艇について、港湾課に毎年数回、「各港湾における放置艇及び泊地使用許可の状況について」をもって報告を行っている。

平成30年度における港湾課への報告は、下記のようなものであった。

港湾名		H30. 4月 末放置艇数	H30. 7月 末放置艇数	H31. 1月 末放置艇数	収容可能隻 数	許可隻数 H31. 1月 末
潮来港		0隻	0隻	0隻	-	-
軽野港	日川船 溜まり	4隻	4隻	4隻	14隻	7隻
	萩原船 溜まり	0隻	0隻	1隻	14隻	0隻
合計		4隻	4隻	5隻	28隻	7隻

港湾課への報告内容は、上記のとおり、4月、7月及び1月における月末時点の放置艇数となっている。

潮来港については、土木事務所での巡視を行っており、放置艇の発生はないとのことであった。これに対し、軽野港における泊地・岸壁等の使用状況等についての巡視業務は、常陸川漁業協同組合に委託しており、その報告内容を検証したところ、放置艇は同一船によるも

のが多くあった。提出された資料から同一の放置艇を放置月数別に独自に集計したものが、下記の表である。なお、同組合からの報告は、毎月複数回の巡視業務の際の放置艇の件数を報告したものであるため、必ずしもその月の間継続して停泊していたと断じることができないが、そのような状況が推認できるものである。

月数別同一船による不法係留

同一船による不法係留があった月数	隻数	備考
3か月以内	1隻	
3か月以上6か月以内	0隻	
6か月以上9か月以内	4隻	
9か月以上12か月以内	2隻	うち1隻は平成29年12月から平成31年3月まで継続している

放置艇については、「放置禁止区域の再設定について」等の規程により対応方法が定められているが、潮来土木事務所では、当該規程に基づいた対応は取られていなかった。

放置艇に適切に対処するため、同一船の放置艇が一定期間継続した場合、港湾課への報告対象とするとともに、経過期間に応じてどのような対応を取るかについて、港湾課と協議し進めていく必要がある。

Ⅲ 出資団体

1. 株式会社茨城ポートオーソリティ

(1) 主な事業実績等

① 平成30年度部門別概況

1) 港湾管理事業

ア 茨城県受託事業

茨城県から、常陸那珂港区、大洗港区及び日立港区の公共埠頭管理業務、監督船運航業務等を継続受託し、港湾利用者のニーズを踏まえながら、港湾施設の適切な管理に努めた。

日立港区においては、気象観測装置を新たに設置し、日立港区の風速・雨量等の情報を提供するなど、港湾サービスの拡充を図った。

イ 指定管理者事業

大洗港区の大洗マリーナ、港中央公園については、指定管理者事業として施設の一体的な管理運営に努め、公の施設の利用促進を図った。

大洗マリーナにおいては、クラブハウス2階にイタリアンレストラン「トラットリア」マリーナ」を誘致し、施設の利用促進を図った。

ウ 港湾振興事業

北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道など、インフラの整備効果を活かした茨城港の利便性等をPRするため、茨城県、地元市町村及び各振興協会と連携し、各種セミナーを開催するなど、積極的にポートセールスを実施した。

また、常陸那珂港区においては、新たな航路誘致や既存航路維持のために、荷主企業や新規航路開設船社に対する助成事業を引き続き実施した。さらに、荷主企業間のコンテナ・ラウンドユースを促進するための荷主企業懇談会を開催するなど、コンテナ貨物の集荷促進を図った。

2) 港湾業務事業

ア ポートサービス事業（船舶代理店等）

常陸那珂港区においては、大型石炭船、定期コンテナ船、内航貨物船等を中心に船舶代理店業務を実施するとともに、船会社や港湾運送事業者等と密接な連携を図りながら、曳船及び給水作業等のポートサービスを提供した。

大洗港区においては、フェリー会社等港湾利用者のニーズを的確に捉え、曳船及び給水作業等のポートサービスを提供した。

3) 港湾施設賃貸等事業

ア 荷捌き地等管理事業

常陸那珂港区においては、港湾利用者と調整を行いながら、荷捌き地等の貸付業務を継続するとともに、保税蔵置場の適正管理に努めた。

大洗港区においては、荷捌き地等の貸付業務の円滑な運営に努めた。

イ 荷役機械等貸付事業

常陸那珂港区においては、コンテナ荷役やRORO荷役等に必要なたラクターヘッドやフォークリフト、新たに導入したリーチスタッカー等荷役機械を賃貸し、荷役業者の作業の効率化及び低コスト化に寄与した。

ウ ひたちなかFAZ物流サイト管理運営事業

常陸那珂港区においては、北ふ頭地区内にある物流倉庫「ひたちなかFAZ物流サイト」を賃貸し、利用者のニーズを踏まえた効率的な管理運営を図った。

また、引き続き安全に運営を実施していくために、平成29年度に策定した施設の修繕計画に基づき、屋外搬送スペース及びブルーファンの一部修繕を実施した。

エ 大洗港フェリーターミナルビル管理運営事業

大洗港区においては、当社フェリーターミナルビル内の一部をフェリー会社や物流会社へ継続して賃貸するなど、フェリー乗客などの港湾利用者に対して、安全で快適な施設の提供に努めた。

また、ヤード内をはじめフェリーターミナルビル正面のバス停周辺案内看板等の改修を行い、フェリー乗降客等の利便性の向上を図った。

4) 都市づくり推進事業

ア 商業・業務施設用地賃貸事業

ひたちなか地区の商業・業務地区における社有地を、広域型商業施設用地として引き続き賃貸し、地区の賑わい創出に寄与した。

イ 総合住宅展示場運営事業

総合住宅展示場「すまいりんぐ・ひたちなか」においては、ハウスメーカー14社が17区画に出展しており、施設運営会社と協調して地元市村の区画整理事業地の保留地分譲情報を提供するなど、特色ある展示場運営に努めた。

ウ ひたちなか地区暫定貸付事業

ひたちなか地区のセンター地区の未利用地について、各種イベント開催時の会場やロックフェスティバル等の臨時駐車場として短期の貸付けを実施し、地区のより一層の賑わい創出に努めた。

エ ひたちなかインフォメーションセンター運営事業

ひたちなか地区の総合案内窓口として「ひたちなかインフォメーションセンター」を管理運営し、地区の最新情報の提供や見学案内を実施したほか、ノベルティグッズを作成するなど、地区の魅力向上とPR活動に努めた。

オ 臨港地区不動産賃貸事業

常陸那珂港区の港湾関連用地を活用し、賃貸事務所施設や駐車場施設などの不動産賃貸事業を実施した。

② 経営成績・財政状態

1) 経営状況等 (決算)

(単位：千円)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
売上高	2,590,319	2,623,185	2,728,147	3,118,056	3,363,528
売上原価	2,216,015	2,313,935	2,364,340	2,733,127	2,969,382
売上総利益	374,304	309,250	363,807	384,929	394,146
販費及び一般管理費	162,453	181,985	179,126	196,378	196,894
営業利益	211,851	127,265	184,681	188,551	197,252
当期純利益	126,090	92,082	136,008	135,441	138,410

2) 部門別内訳 (平成 30 年度決算)

(単位：千円)

区分	全体額	港湾管理	港湾業務	港湾施設賃貸	都市づくり
売上高 (a)	3,363,528	547,430	1,358,968	1,249,656	207,474
全体に占める割合	100.0%	16.3%	40.4%	37.1%	6.2%
売上原価 (b)	2,969,382	456,033	1,335,127	1,122,980	55,242
全体に占める割合	100.0%	15.3%	45.0%	37.8%	1.9%
売上総利益 (a-b)	394,146	91,398	23,841	126,676	152,232
全体に占める割合	100.0%	23.2%	6.1%	32.1%	38.6%

3) 貸借対照表 (平成 31 年 3 月 31 現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,328	流動負債	523
現金及び預金	879	買掛金	328
売掛金	407	固定負債	525
		預かり保証金	202
固定資産	4,623	長期借入金	166
有形固定資産	4,476	負債合計	1,049
建物	598	純資産の部	
土地	3,744	株主資本	4,902
無形固定資産	9	資本金	2,947
投資その他資産	137	利益剰余金	1,958
		純資産合計	4,902

資産合計	5,951	負債・純資産合計	5,951
------	-------	----------	-------

(2) 指摘又は意見

① 経営管理

1) 社外取締役の取締役会出席率の向上について

【意見】

(株)茨城ポートオーソリティでは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を定めている。以下は、「内部統制システムの整備の基本方針」のうち、取締役に関するものについて一部抜粋したものである。

〈内部統制システムの整備の基本方針〉

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

①取締役会において、取締役が相互に職務執行の法令・定款の適合性を監視するための十分な体制を構築する。

②社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図る。

(中略)

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

①取締役会は、中期経営計画及び事業計画（年度予算）を定め、達成すべき目標を明確化し、その進捗状況の管理を行う。

②取締役会は、取締役会を定期的に開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の業務執行状況の管理、監督を行う。

(中略)

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4～5号）

①取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

②監査役が取締役会のほか全ての社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。

③取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役または監査役会に報告する。

上記から明らかなように、各取締役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること及び取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会に出席することが求められる。

同社は、監査役会設置会社として、取締役会を設置している。同社では定款で取締役の人数は25人以内と規定し、平成30年度（平成31年3月31日）の時点で15人が取締役として選任されている。平成30年度（2018年度）の取締役会の開催状況は、以下のとおりである。下表から、社外取締役の取締役会への出席率が低いことが分かる。

〈取締役会の開催状況〉

取締役会	日時	常勤・県派遣取締役 の出席状況 (出席者数/取締役数)	社外取締役の出席状況 (出席者数/取締役数)
第115回	2018年6月7日	5/5	4/7
第116回	2018年6月26日	5/5	8/11
第117回	2018年9月26日	5/5	7/11
第118回	2018年12月19日	5/5	5/10
第119回	2019年3月20日	5/5	5/10

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、社外取締役が取締役会に参加する必要があるが、社外取締役の取締役会への出席状況を見るに、それが十分であるか疑問が生じる。

同社の社外取締役は、株主、地方自治体（株主でもある。）から構成される。社外取締役は、本業があり多忙であるため、取締役会への出席が困難な面もある。しかし、取締役会への出席は義務であり、取締役として果たさなければならない事項である。そのため、取締役会運営者は、十分な日程調整、各社外取締役への啓蒙を行うことにより、取締役会への出席を促し、出席率向上を図ることを求めたい。

② 会計管理

1) 決算体制について

【意見】

(株)茨城ポートオーソリティは、最終事業年度に係る貸借対照表の資本金が5億円以上であるため、会社法上の大会社に該当し、会計監査人設置会社に該当する。そのため、計算書類等の個別注記表の作成に際して、「金融商品に関する注記」、「税効果会計に関する注記」等、注記情報の開示が必要となっている。

会社は、「金融商品に関する注記」、「税効果会計に関する注記」等、注記情報の作成・開示に際しては、高度な会計知識及び実務経験等が要求されるが、同社は、自社で当該注記情報を作成・開示できる体制が十分には整っていないため、外部専門家のアドバイスに基づいて作成しており、一次的なチェックも外部の専門家に依頼している。

会社は、注記情報を含めて適正な財務諸表を作成し、公表する責任がある。そのため、「金融商品に関する注記」、「税効果会計に関する注記」に記載する注記情報についても自社で作成し、チェックする体制を整えることが重要である。

自社内で、注記情報も含めて適切な財務諸表を作成できる体制を構築することが望まれる。

③ その他の事項

1) 見積徴収先の選定について

【意見】

(株)茨城ポートオーソリティでは、大洗マリーナに係る下記業務を業務委託している。

業務名	大洗マリーナクラブハウス清掃業務	大洗マリーナ植栽管理業務
受託者	X社	Y社
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・塩ビ床面洗浄 WAX 塗布 (2回塗り) ・床 WAX 剥離作業 ・カーペットクリーニング ・ガラス清掃 1・2F ・サッシ清掃 1・2F 	<ul style="list-style-type: none"> ・低木管理 ・芝生管理 ・高中木管理 ・仮説ヤード管理 ・防虫害防除

当該業務は、予定価格が100万円を超えないため、契約事務処理要項の規定により3者から見積書を徴収し、一番安い見積書を提出した業者と随意契約をしている。

見積書を徴収する業者は、当該業務の過去の実績を有する業者の中から選ばれている。清掃業務や植栽業務を行っている業者は数多くあると思われるが、過去の実績がないため見積書の徴収対象とならない多くの業者が存在する。過去の実績から徴収先を決定した場合、他の業者は受託機会の余地がなく、公平性の観点から問題がある。

業務受託機会の公平性確保の観点から、過去の実績に縛られず随意契約理由を熟慮し、見積書を徴収することを検討いただきたい。

2. 鹿島埠頭株式会社

(1) 主な事業実績等

① 平成 30 年度部門別概況

鹿島港においては、鹿島臨海工業地帯立地企業の安定した生産活動に支えられ、平成 30 年の貨物取扱量（速報値）は 5,963 万トンとなり、高水準を維持した。また、外港公共埠頭において、エネルギー関連の取扱い船舶が増加するとともに、北公共埠頭において新たな国際フィーダー航路が開設されるなど、鹿島港の利便性の向上が図られている。

こうした中、主力の曳船部門において、近年における船舶の大型化や夜間入出港作業の増加等に的確に対応し、安全で質の高い港湾サービスの提供に努めるとともに、老朽化が進行する曳船の代替建造を計画的に進めてきた。また、業務部門においては、多様化する顧客ニーズや需要動向を把握し、迅速かつ適切に対応することで収益の確保を図ってきた。

当期決算については、主力の曳船事業における鹿島港での安定した取扱いに加え、茨城港常陸那珂港区での取扱隻数が増加したことにより、曳船料収入が増加したことなどから、前期に続き黒字を確保している。

1) 曳船部門

ア 曳船事業

曳船事業は、鹿島港の曳船 7 隻、茨城港大洗港区、同常陸那珂港区に各 1 隻の計 9 隻を配備し、県内各港における入出港船舶の離着岸支援等を行い、安全で質の高い港湾サービスの提供に努めた。

当期は、鹿島港における曳船稼働回数は 6,526 回、前年度と比較して 3.7%（230 回）増加した。これは、立地企業の生産活動が堅調に推移したことが主な要因である。

また、茨城港においても、大洗港区の稼働回数が 154 回、前年度と比較して 28.4%（61 回）減少したものの、常陸那珂港区における定期・不定期船等の入出港船舶の増加により稼働回数が 997 回、前年度と比較して 13.2%（116 回）増加したこと増収となった。

イ 通船事業

通船事業は、鹿島港に通船 2 隻、防災船 1 隻、旅客船 1 隻の計 4 隻を配備し、入港船舶の綱取りや危険物積載船舶の警戒、旅客輸送等の各種業務を行い、安全で質の高い港湾サービスの提供に努めた。

当期は、通船作業及び危険物積載船舶の警戒業務等の減少により通船稼働回数は 3,094 回、前年度と比較して 4.9%（160 回）減少したことなどから減収となった。

また、湾内一周遊覧船事業においても、小学校の校外学習を始めとする団体客の減少により旅客人数が 3,100 人、前年度と比較して 1.9%（59 人）の減少となった。

2) 業務部門

ア 倉庫事業（営業倉庫）

倉庫事業は、公共港湾機能を補完するとともに、南公共埠頭に荷揚げされるバラ貨物（肥・

飼料)の取扱いを中心に、荷主との緊密な連携を図り、効率的な倉庫運営に努めた。

当期は、南公共埠頭における肥料取扱量の減少に伴い倉庫の取扱貨物量が減少した。その結果、保管数量は506,115トン、前年度と比較して2.2%(11,364トン)の減少となり、売上も減収となった。

イ 船舶代理店業

船舶代理店業は、船会社の多様なニーズに応えた質の高い港湾サービスの提供に努めた。

当期は、北公共埠頭での火力発電関連のプラント輸入や、主要企業バースでの堅調な生産活動により取扱船舶が増加したものの、南公共埠頭での取扱いが低調に推移したことなどから、最終的な取扱船舶数は368隻、前年度と比較して5.6%(22隻)の減少となり、売上も減収となった。

また、鹿島港関連団体である鹿島港船舶代理店会、鹿島港外国船舶安全対策連絡協議会、鹿島港船陸交通協会の各団体事務局として、関係機関と利用者間の調整役として緊密な連携を図りながら入出港船舶の安全と円滑な港湾利用に努めた。

3) その他の部門

茨城県から公共埠頭、船員待合所及びプレジャーボート用泊地の管理業務を受託し、県業務の補完的な役割を果たした。

その他、鹿島清港会から清掃業務を受託し、港内の環境美化に努めるとともに、鹿島港振興協会の事務局として鹿島港の利用促進と使いやすい港づくりを推進するなど、港の振興・発展を図ることを目的とした各種事業に取り組んだ。

② 経営成績・財政状態

1) 経営状況等(決算)

(単位:千円)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
売上高	2,284,656	2,363,313	2,456,264	2,641,402	2,777,856
売上原価	1,540,269	1,439,997	1,517,536	1,702,906	1,827,155
売上総利益	744,387	923,316	938,728	938,496	950,701
販費及び一般管理費	500,347	497,777	509,504	524,766	529,099
営業利益	244,040	425,539	429,224	413,730	421,602
税後当期利益	209,119	320,055	399,733	310,872	304,046

2) 部門別内訳(平成30年度決算)

(単位:千円)

区分	全体額	曳船事業	倉庫事業	通船事業	その他
売上高 (a)	2,777,856	2,319,133	164,406	117,863	176,454
全体占める割合	100.0%	83.5%	5.9%	4.2%	6.4%

売上原価 (b)	1,827,155	1,499,086	144,733	166,947	16,389
全体占める割合	100.0%	82.0%	7.9%	9.1%	1.0%
売上総利益 (a-b)	950,701	820,047	19,673	△49,084	160,065
全体占める割合	100.0%	86.3%	2.1%	△5.2%	16.8%

3) 貸借対照表 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,679	流動負債	263
現金及び預金	1,131	営業未払金	118
営業未収入金	480	固定負債	1,365
		退職給付引当金	743
固定資産	3,074	長期借入金	543
有形固定資産	1,848	負債合計	1,628
投資	1,223	純資産の部	
		株主資本	3,125
		資本金	300
		利益剰余金	2,825
		純資産合計	3,125
資産合計	4,753	負債・純資産合計	4,753

(2) 指摘又は意見

① 経営管理

1) 定款変更, 取締役会規則の改定について

【指摘】

鹿島埠頭(株)は、取締役会を設置しているため、監査役を設置する必要があるが、同社では定款で監査役の人数は3人以内と規定し、平成30年度(平成31年3月31日)の時点で2人を監査役として選任している。

同社では、定款で監査役の権限を会計監査に限定する定めをしておらず、旧商法特例法第1条の2第2項に規定する小会社に該当しないため(平成18年5月1日時点で資本金が1億円超)、監査役は、会計監査権限を含む業務監査権限を持つ(会社法第381条第1項、同法第389条第1項、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第53条)。そのため、同社の監査役は、取締役会に出席し(会社法第383条第1項)、取締役の職務執行を監査する義務を負う。

同社の定款及び取締役会規則では、取締役会の招集について以下のように定められてい

る。

〈定款〉

(取締役会の招集)

第20条

取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、会日の2日前に発することを妨げない。

〈取締役会規則〉

(招集の通知)

第6条第1項

取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の4日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、会日の2日前に発することができる。

(監査役等の出席)

第10条

取締役会は必要に応じ、監査役、顧問または相談役の出席を求め、その意見を聞くことができる。

上記したように、監査役は、取締役会への出席義務を負う。しかし、定款及び取締役会規則では監査役に対し招集通知を発することが規定されておらず、この点、不備があると言える。

なお、同不備が存在するが、取締役会ごとに監査役に対し招集通知が発せられている。

定款は、会社の組織・活動について定めた根本原則であり、また、取締役会規則は、会社の機関である取締役会の運営方法を定めた規則である。両者ともに会社運営にとって非常に重要なルールであり、適切な内容が規定され、これにのっとり会社運営されるべきである。そのため、定款を変更するとともに取締役会規則を改定し、取締役及び監査役に対し取締役会招集通知を発するとすべきである。

2) 監査役の取締役会出席について

【意見】

鹿島埠頭(株)は、2人の社外監査役を選任している。ここで、「定款変更、取締役会規則の改定について【指摘】」に記載のとおり、同社の監査役は、業務監査権限(会計監査権限を含む。)を持つ。そのため、監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会に出席する義務を負い、どのような議論がなされているか、意思決定の過程が適切であるか等を

確認する必要がある。ここで、過去3年度の監査役の取締役会出席状況は、以下のとおりである。

(出席監査役数/監査役総数)

年度	第1回	臨時	第2回	第3回	第4回
平成28年度	2人/2人	2人/2人	2人/2人	2人/2人	2人/2人
平成29年度	2人/2人	2人/2人	2人/2人	1人/1人	1人/2人
平成30年度	1人/2人	-	1人/2人	2人/2人	0人/2人

監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会に出席する義務があるが、監査役2人が出席せず、取締役のみで行われる事例が1件見られた（平成30年度第4回定時取締役会）。監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会に出席して情報を入手する必要がある。しかしながら、同事例では監査役2人とも出席していないため、監査役の役割を果たすために必要な情報収集が行われなかった点で問題がある。

監査役2人は、ともに社外監査役であり、他に本業があり多忙であるため、毎回、取締役会に出席することが困難な面もある。しかし、取締役の職務執行を監査するという監査役の役割を果たすためには、取締役会に出席し、どのような意思決定が取締役会でなされているか把握することが必要である。監査役が出席していない取締役会は、過去3年で1回のみであり、通常、監査役は取締役会に出席しているが、監査役が出席していない取締役会が開催された事例が発生したことを受け止め、取締役会の開催には十分な日程調整を行い、最低限1人の監査役が取締役会に参加できるように調整すべきである。

3) 取締役会の開催頻度及び取締役会規則の不備について

【指摘】

鹿島埠頭(株)の定時取締役会は、取締役会規則に準拠して運用されているが、取締役会規則に一部不備が認められた。

取締役会規則においては、定時取締役会の開催が規定されており、当該規則にのっとり、取締役会を開催している。

〈取締役会規則〉

- | |
|--|
| <p>第3条 取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とする。</p> <p>2. 定時取締役会は、毎年度4回以上茨城県内において開催するものとする。</p> <p>3. 臨時取締役会は、必要のつど招集するものとする。</p> |
|--|

一方、会社法第363条第2項において、取締役会の開催について、「取締役は、三箇月に

一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。」と規定されており、取締役会設置会社においては、取締役会は3か月に1回以上招集しなければならないとされている。

鹿島埠頭(株)の第51期の開催年月日は、以下のとおりである。

- ・平成30年5月29日
- ・平成30年11月20日
- ・平成31年1月31日
- ・平成31年3月27日

平成30年5月29日から同年11月20日までの間にわたっては、約6か月、取締役会が開催されていない状況となっている。

定時取締役会は、取締役会規則に準拠して運用されているが、取締役会規則に不備があるため、取締役会の開催頻度が会社法に準拠していない状況となっている。

取締役会規則を、会社法にのっとして改正する必要がある。また、改正された取締役会規則に準拠して、今後は、3か月に1回以上取締役会を開催する必要がある。

4) 経理規程の不備について

【指摘】

鹿島埠頭(株)の経理処理は、経理規程に準拠して処理されているが、経理規程に一部不備が認められた。

経理規程第60条において、決算整理後において作成すべき書類及び取締役会承認・監査役提出の決算書類が以下のように規定されている。

〈経理規程〉

第60条

第58条の決算整理が終わった後、経理担当課長は次の決算書類を作成して経理担当役員に報告する。

- (1) 営業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録
- (4) 損益計算書
- (5) 剰余金処分計算書案又は欠損金処理計算書案
- (6) 付属明細表

2. 第1項の決算書類は、取締役会に上程し、定時株主総会の2週間前までにこれを監査役に提出出来るようその承認を得なければならない。

上記の決算書類について、平成 18 年 5 月に会社法が施行され、「剰余金処分計算書案又は欠損金処理計算書案」が廃止され、「株主資本等変動計算書」に変更されたが、経理規程では当該改正が反映されていない。

また、監査役承認の書類も、現状の会社法では、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書の承認が求められているが、現状の経理規程では、会社法に準拠していない。

経理規程の最終改正日は、昭和 56 年 9 月 30 日である。また、経理規程施行細則の改訂は、昭和 43 年 7 月 1 日実施日以降なされていない。経理規程と経理規程施行細則の改正が近年なされていないため、規程の内容が会社法と合致しておらず、一部不備が認められる。

経理規程及び経理規程施行細則を現行の会社法の定めと合致させるとともに、会社の実態と合致させるように改訂する必要がある。

5) 備品管理について

【指摘】

鹿島埠頭(株)では、備品の状況と移動を正確に把握するために備品管理規程を定め、備品の管理を行っている。

備品の新規の調達、交付、移管、返却、廃棄があった場合には、備品台帳に記載して、備品管理は、備品台帳にて実施することが、備品管理規程に規定されている。

〈備品管理規程〉

第 7 条 総務課において、備品を新たに調達したときは、次の各号によって処理する。

- (1) 備品台帳を作成する。
- (2) 備品台帳における備品の区分は、別表 1 によるものとする。
- (3) 備品番号及び整理番号を定め、別表 2 にその番号を付して現品に取りつける。

第 8 条 寄付備品の処理は、前条を準用する。

第 9 条 請求課に備品を交付する際には、備品台帳を添付して現品を交付し、請求課の保管者は、備品台帳に受領印を押して総務課に回付する。

第 10 条 備品を移管するときは、次の各号によって処理する。

- (1) 移管元と移管先の部署が異なる場合は、移管元において、別表 3 に所要の記入をし、総務課に回付する。
- (2) 回付を受けた総務課長は、審査及び調整の上、その可否または処理方法を通知す

る。

- (3) 前項審査結果により総務課立会のうえ移管が行われた場合、移管先の保管者は、備品台帳に受領印を押して総務課に回付する。

第 11 条 備品を返却するときは、次の各号によって処理する。

- (1) 備品の保管者は、不要になった備品がある場合は、別表 3 に所要の記入をし、その備品とともに総務課に返却する。
(2) 前項により備品の返却が行われた場合、総務課において備品台帳に所要の記入をし保管する。

第 12 条 備品を廃棄するときは、次の各号によって処理する。

- (1) 備品の保管者は、備品の損耗、腐朽、破損等によって使用し得なくなった場合は、別表 3 に所要の記入をし、総務課に回付する。
(2) 前項の申請に基づき総務課が調査の上、廃棄と決定したときは、備品台帳にその旨の記入を行い、当該備品を廃棄する。

第 14 条 総務課は毎期末現在において、備品台帳と現品を照合検査し、現品に不足を生じ、または、処分を必要とするものがあつた場合は、第 11 条の手順を準用する。

しかし、現状において、備品台帳は作成していないため、備品の調達、交付、移管、返却、廃棄の台帳管理がなされていない状況である。

備品管理規程に準拠して備品の実査を行い、備品台帳を作成するとともに、備品台帳に記入を行っていく必要がある。また、備品の新規の調達、交付、移管、返却、廃棄があつた場合には、備品台帳を更新していく必要がある。

② 会計管理

1) 特別修繕準備金の計上額について

【意見】

鹿島埠頭(株)では、船舶安全法に基づき所有している船舶について 5 年に一度定期検査を実施しているが、その検査に要する費用に充てるため、各船舶を単位として、前回の定期検査費用を基に特別修繕準備金を計上している。

同社では、特別修繕準備金の計上に際して、法人税法の規定に基づき、前回の定期検査費用の 75%の金額を特別修繕準備金として計上している。

現状では、特別修繕準備金の計上額に法人税法上の問題はないものの、会計上、以下の 2 つの問題がある。

ア 特別修繕準備金の計上額不足

特別修繕準備金の計上額が、前回の定期検査費用の75%の金額しか計上されていないため、少なく見積もっても、必要計上額の25%分が計上不足となっている。さらに、特別修繕準備金の計上額の見積りに際して、前回定期検査以降、次回の定期検査までの鋼材や人件費等の価格の変動が考慮されていない。

イ 新造船の第1回定期検査に対する特別修繕準備金の未計上

前回の定期検査費用を基に特別修繕準備金を計上するため、新造船については最初の定期検査が行われるまで特別修繕準備金が計上されていない。

特別修繕準備金は、会計上、前回の定期検査費用を基に、その後の鋼材や人件費等の価格変動を加味して将来の修繕額を合理的に見積もり、その額を各事業年度に按分して計上する必要がある。

また、新造船の第1回定期検査費用についても、特別修繕準備金を計上する必要がある。

第4章 監査の指摘又は意見項目別一覧

I 本庁

No	項目	タイトル	結論
(農林水産部 水産振興課)			
1	工事請負費	契約保証金の記載漏れについて	指摘
2	委託料	使用量の確認について	意見
3		実績報告書の確認について	意見
4		実績報告書の記入不備について	指摘
5		個人情報に関する特約の不備について	指摘
6		那珂湊漁港駐車場管理の現金着服について	意見
7	その他の支出	決裁文書の代理決裁について	指摘
8	財産管理	漁港台帳の管理について	意見
9		漁港管理使用料の不納欠損処分未了について	意見
10	その他の事項	USBメモリの長期貸出しについて	意見
(土木部 港湾課)			
11	工事請負費	契約保証金について	指摘
12		予定価格表の作成日について	指摘
13		工事請負契約書の記載漏れについて	指摘
14	その他の支出	茨城港湾事務所賃貸借契約について	意見
15	財産管理	未利用地の利用促進について	意見
16		展望台について	意見
17	その他の事項	USBメモリの貸出しについて	意見
18		情報資産の管理について	意見

II 出先機関

No	項目	タイトル	結論
(茨城港湾事務所)			
1	工事請負費	資料の情報共有について	意見
2		決裁文書の押印漏れについて	意見
3	委託料	業務委託の仕様書について	意見
4	その他の支出	トランスファークレーンのオーバーホールについて	意見
5		過年度分使用料誤りの還付について	意見
6	財産管理	港湾台帳について	指摘
7		工作物（灯浮漂）の確認について	意見
8		角印の管理保管について	意見

9	使用料等収入	荷さばき地使用許可について	指摘
10	その他の事項	管理施設の鍵の貸出管理について	意見
11		USBメモリの管理について	意見
(茨城港湾事務所日立港区事業所)			
12	財産管理	港湾台帳の管理について	指摘
13		公有財産台帳の管理について	指摘
14		角印の管理保管について	意見
(茨城港湾事務所大洗港区事業所)			
15	財産管理	港湾台帳のチェック体制について	意見
16		事業費の按分について	意見
17		過年度の港湾台帳について	指摘
18	使用料等収入	旅客待合所使用許可申請書について	意見
19		港湾施設使用料の未収金について	意見
(鹿島港湾事務所)			
20	工事請負費	工事設計について	意見
21		入札差金の取扱いについて	意見
22	委託料	委託業務の報告について	指摘
23		細部設計業務について	意見
24	その他の支出	港湾施設管理用品の納品日について	指摘
25	財産管理	港湾台帳の管理について	指摘
26		公有財産台帳の管理について	指摘
27	使用料等収入	岸壁・物揚場使用許可について	指摘
28	その他の事項	プレジャーボート不法係留者について	意見
(潮来土木事務所)			
29	その他の事項	放置艇の管理について	意見

Ⅲ 出資団体

No	項目	タイトル	結論
(株式会社茨城ポートオーソリティ)			
1	経営管理	社外取締役の取締役会出席率の向上について	意見
2	会計管理	決算体制について	意見
3	その他の事項	見積徴収先の選定について	意見
(鹿島埠頭株式会社)			
4	経営管理	定款変更，取締役会規則の改定について	指摘
5		監査役の実効性確保について	意見

6		取締役会の開催頻度及び取締役会規則の不備について	指摘
7		経理規程の不備について	指摘
8		備品管理について	指摘
9	会計管理	特別修繕準備金の計上額について	意見